地方公務員共済組合法案の趣旨は、地方公務員に対する退職年金等の制度は、これまで複雑多様をきわめ、その給付内容も改善を要する点が少なくなかつたのでありますが、今回これを抜本的に改正し、国家公務員の制度に準じて、相互救済を目的とする統一的な共済組合制度を設け、もつて地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上及び公務の能率増進をはかろうとするものでありまして、その内容は、

一、組合の組織は、地方公共団体及び職種の別により、地方公務員共済組合等七種に区分し、

二、すべての地方公務員は、いずれかの組合の組合員となるものとし、地方公務員または国家公務員の組合員期間はすべて通算することとし、

三、長期給付、短期給付及び福祉事業について、国家公務員共済組合の制度に準じた規定を設け、

四、組合の給付に要する費用は、組合員の掛金及び地方公共団体の負担金をもつて充てるものとし、負担割合は、短期給付については折半負担、長期給付については掛金百分の四十五、負担金百分の五十五とし、

五、組合の資金は、組合員の福祉の増進または地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用するものとするほか、現行と地方議会議員互助年金法を廃止して、地方議会議員の年金制度に関する規定を本法案中に統合するというものであります。

以上のような内容の政府原案に対し、衆議院において、地方職員共済組合等の運営審議会の委員の数をふやすとともに、その半数は組合員を代表する者のうちから命ずるものとする等、共済組合及び連合会の運営の民主化をはかり、あわせて施行期日を十二月一日に改める等の修正が加えられたものであります。

次に、地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案は、地方公務員共済組合法の施行に伴い必要な長期給付に関する経過措置等を定めることを内容とする政府原案に対し、衆議院において、組合員の既得権、期待権の尊重、とりわけ、その者の事情によらない理由による若年の退職者について、年金給付に関する特例措置を講じ、あわせて施行期日を十二月一日に改める等の修正が加えられたものであります。

地方行政委員会におきましては、両案について、篠田自治大臣から提案理由の、また、綱島衆議院議員から修正趣旨の説明をそれぞれ聞いた後、政府及び衆議院側との間に、運営審議会の法的性格、組合員代表のうちから命ずる運営審議会委員の任命方法、運営審議会の理事に組合員代表を入れるべきではないか、若年退職者の年金給付に関する特別措置についての政令の内容、長期給付の経過措置として本年一月一日以降の退職年金条例の改正を認めない理由、長期給付の掛金率の算出基礎、追加費用の地方財政に及ぼす影響、組合の資金は、教員住宅の建設等の組合員の福祉及び行政目的のために運用すべきではないか、法施行後の従来の適用除外市の積立金の運用方法、常勤的非常勤職員の範囲、地方自治関係の諸団体の職員について地方公務員に準じた共済制度を近い機会に改正立案する

意思ありや等、多くの問題について熱心に質疑応答を重ね、慎重審査を行ないましたが、その詳細については会議録によつてごらんを願います。

かくて、八月三十日質疑を終局し、討論に入りましたところ、西田委員は、自由民主党を代表して、「両法案は、地方公務員の退職年金制度について複雑な現状を改め、国家公務員の制度に準じて統一的な共済組合制度を設け、もつて地方公務員の福祉の向上に資する趣旨のものであるから、両法案に賛成である」旨を述べられ、なお、各派共同提案にかかる附帯決議案を提出されました。

附帯決議案の内容は、

本法は、地方公務員の福祉の根本に関するものであるから、その実施に当り、政府は左の諸点について検討し、適当に措置すべきものと認める。

一、減額退職年金は、本法施行後すみやかに再検討し、これが緩和について適当な措置を講ずること。

一、制度の本質にかんがみ、事務費、給付費および追加費用について、国庫負担その他、万全の財源措置を講ずること。

一、長期給付の掛金率の引下げについてあらゆる施策を検討すること。

一、地方職員共済組合等の理事に組合員代表を加える等組合の民主的な運営を図ること。

一、組合等の資産の運用に当つては組合員の福祉の向上に万全を期すること。

地方公務員共済組合法

一、全国知事会等、都道府県、市及び町村の議長または長が、全国または都道府県の区域ごとに組織している団体、国民健康保険団体連合会、地方公共団体の組織する健康保険組合その他地方自治関係諸団体の職員についても共済制度を設けること。

というものであります。

秋山委員は、日本社会党を代表して、「これらの法案が、既得権、期待権の尊重、組合の民主的運用の保障、所要財源に対する国の責任分担等について、きわめて不十分な点が少なくないが、衆議院で与野党一致で重要な修正が行なわれた経緯もあり、今後の適正な運営と可及的改善を期待して、はなはだ不本意ではあるが、両法案に賛成する」旨を述べられ、なお、附帯決議案にも、政府の善処方を強く要望し賛成する旨を述べられました。

かくて、両法案について採決の結果、いずれも全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

また、西田委員提出の附帯決議案は、全会一致をもつてこれを委員会の決議とすることに決定した次第であります。

この附帯決議に対し、篠田自治、荒木文部の両大臣より、決議の趣旨に対し、誠意をもつて善処したい旨を述べられました。

次に、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案について御報告申し上げます。

本法案は、従来、激甚災害のつど個別的に立法されていた各種の特例法にかわり、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の財政援助等について規定したものであ

りますが、さきに災害対策基本法の審議にあたり、この種、恒久立法をすみやかに制定すべきことを地方行政委員会が決議いたしましたことは御承知のとおりであります。

まず、法案の内容について概略を申し上げますと、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、その災害による地方負担の緩和、あるいは被災者に対する特別の助成が必要と認められる場合には、政府は、中央防災会議に諮り、政令でこれを激甚災害と指定し、あわせてその激甚災害に対して適用すべき措置を指定することと定めております。

その措置といたしましては、

第一に、政令で定める基準に該当する特定地方公共団体については、公共土木施設等の災害復旧事業等にかかる当該団体の地方負担額を計算し、これをその団体の標準税収入と比較して、各段階区分に応じて超過累進的に負担を軽減するよう特別の財政援助を行なうこととするものであります。

第二に、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業並びに災害関連事業の地元負担を軽減するため、超過累進的に補助ができるようにするとともに、農林水産業共同利用施設に対する補助の特例等につきまして、それぞれ従来の災害特例立法に準じた諸措置を定めております。

第三に、中小企業につきましては、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等につきまして、それぞれ従来の災害特例法と同様の措置を規定しております。

第四に、以上の各種の措置のほか、公立社会教育施設、私立学校施設の災害復旧事業に対する補助の特例、並びに公共土木施設、公立学校施設及び農地、農業用施設等にかかるいわゆる小災害についての起債に対しましても、元利補給の特例その他を定めております。

以上がこの法律案の内容の概要でありますが、本法案は、前国会で、衆議院において継続審査となりまして、本国会において、内閣より衆議院に対し、昭和三十七年四月一日以後発生の災害について も適用できる趣旨の修正要求がなされ、衆議院において承諾されたものであります。

地方行政委員会におきましては、八月二十八日、徳安総理府総務長官より提案理由の説明を聴取し、政府当局との間に、激甚災害の指定基準、特定地方公共団体の指定基準、いわゆる総合負担方式を合理的とする根拠、地方公共団体の財政力を標準税収入に求めた理由、地方負担につき従来の諸特例法との比較その他の諸問題について質疑応答を重ね、この間、災害対策特別委員会との連合審査会を開くなど、慎重審査を行なつて参りましたが、その詳細は会議録によつてごらんを願います。

かくて八月三十日質疑を終局し、討論に入りましたところ、西田委員は自由民主党を代表して、わが国における災害の現状にかんがみ、恒久的制度として激甚災害に対する財政援助等を規定した本法案は時宜を得たものとして賛成の旨を述べられ、あわせて各派共同提案にかかる附帯決議案を提出されました。その案文は次のとおりであります。

政府は本法の施行に当り、次の諸点に留意し、地方財政負担の緩和と被災者の助成に遺憾なきを期すべきである。

一、激甚災害の指定および適用すべき特例措置の指定の範囲は、本法制定の経緯を考慮し実情に適合するものとすること。

一、特定地方公共団体の指定および特別の財政援助は、従来の特例措置を下まわることのないようにし、援助額の算定についてはその責任の所在を明らかにし、他の地方財政に関する諸制度と有機的に運用し得るよう配慮すること。

一、公共土木施設等に関する総合超過累進方式の基準は、標準税収入に求めるに止まらず、その団体の財政力を充分に反映し得るよう、さらに検討を加えること。

一、その他、本法の規定に基く各種の政令の制定に当つては、従来の特例措置の内容を下まわることのないよう留意すること。

一、公共土木施設の災害復旧は努めて改良復旧によることとし、その事業費の査定は急速かつ適正に処理すること。

一、災害対策基金に関する法制を整備し、特別の財政援助等の徹底に資すること。

一、被災者の生活援護については適切な方途を検討すること。

一、地方公営企業等についても特例措置を検討すること。

であります。

かくて採決の結果、本法案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

次いで西田委員提出の附帯決議案について採決の結果、全会一致をもつてこれを委員会の決議とすることに決定しました。

なお、この附帯決議に対し、徳安総理府総務長官及び篠田自治大臣から、政府は決議の趣旨を尊重し、善処したい旨の発言がありました。

以上御報告を終わります。（拍手）

◎地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭三七・九・八法一五三）

一、提案理由（三月二十九日）第四十回国会

（地方公務員共済組合法（昭三七―法一五二）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院地方行政委員長報告（八月二十三日）

（地方公務員共済組合法（昭三七―法一五二）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院地方行政委員長報告（八月三十一日）

（地方公務員共済組合法（昭三七―法一五二）の委員長報告と一括して掲載）

◎郵政省設置法の一部を改正する法律（昭三七・九・一〇法一五四）

一、提案理由（八月十四日）

○保岡政府委員　手島郵政大臣が所用のため本日出席できませんので、私かわりまして、ただいま議題となりました郵政省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げたいと存じます。

この法律案は、前国会で審議未了となりました内容をそのまま提案するものでありまして、今国会で引き続き御審議をお願いする理由の第一は、非常勤者の本務者化及び宇宙通信開発のための増員を行なう必要があること、第二は、放送関係法制の改正が焦眉の急務と考えられますので、臨時放送関係法制調査会の設置をはかりたいこと、第三は、電波監理及び人事管理上の必要性から機構の整備をはかることが緊要であるからであります。

次に、この法律案のおもな内容について申し上げます。

改正の第一点は、大臣官房人事部を人事局とすることであります。

最近における人事、労務、給与その他人事部の所掌事務は、質量ともに非常に膨大になつておりますので、大臣官房人事部を人事局としようとするものであります。

郵政省設置法の一部を改正する法律

なお、この改正に伴いまして、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員のうち、政令で定めるものの人事につきましては、大臣官房において行なうことにいたしております。

改正の第二点は、電波監理局の次長制を廃止して、同局に三部を置くことであります。

最近における無線局の著しい増加に伴う免許、検査、監視業務並びに放送行政の複雑化に即し、これらの事務に関する分任体制を明確にするため、電波監理局の次長制を廃止して、同局に放送部、無線通信部及び監視部の三部を置こうとするものであります。

改正の第三点は、付属機関として臨時放送関係法制調査会を置くことであります。

電波の利用、特に放送の進歩発達に即応するため、放送に関する法制について検討を加え、関係諸問題を調査審議するため、付属機関として、存続期間を二年とする臨時放送関係法制調査会を設けようとするものであります。

この法律案は、以上申し述べましたもののほか、郵政省の職員のうち、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の定員を百一名増員するための改正を行ない、あわせて、その他条文の整備を行なうことを内容といたすものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告（八月二十八日）

○岡崎英城君　ただいま議題となりました郵政省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、第一に、大臣官房人事部を人事局に昇格すること、第二は、電波監理局の次長二名を廃止して、同局に放送部、無線通信部及び監視部の三部を設けること、第三は、本省の付属機関として臨時放送関係法制調査会を設けること、第四は、定員を百一人増員して、三千三百三人に改め、本年四月一日から適用させることとすることなどであります。

本案は、前国会で本院を通過しましたが、参議院において審査未了となつたものを再提出したものであり、八月四日本委員会に付託、政府より提案理由の説明を聴取し、質疑に入つたのでありますが、その詳細は何とぞ会議録によつて御承知を願います。

かくて、本日、質疑を終了、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して山内委員から反対の意見が述べられた後、採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたしました。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

三、参議院内閣委員長報告（九月一日）

○村山道雄君　ただいま議題となりました郵政省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、郵政省に人事局を新設することを主たる内容とするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録に譲りたいと存じます。質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

◎水産業協同組合法の一部を改正する法律（昭三七・九・一一法一五五）

一、提案理由（三月二十二日）第四十回国会

（漁業法の一部を改正する法律（昭三七―法一五六）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院農林水産委員長報告（八月二十四日）

（漁業法の一部を改正する法律（昭三七―法一五六）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院農林水産委員長報告（八月三十一日）

（漁業法の一部を改正する法律（昭三七―法一五六）の委員長報告と一括して掲載）

◎漁業法の一部を改正する法律

（昭三七・九・一一法一五六）

一、提案理由（三月二十二日）第四十回国会

○政府委員（中野文門君）　漁業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

わが国の漁業は、総じて申しますと、戦後漁場の拡大と技術の進歩によりましてめざましい発展を遂げておりますが、漁業経営体の大部分を占めます沿岸漁業は、一部の養殖業を除き不振であり、また、沖合遠洋漁業は、漁業種類により、経営規模によりまして生産性の格差が著しく、その経営は必ずしも健全とは言いがたい状況であります。これに加えて、近年遠洋漁場における国際的制約も年々きびしさを増しており、また、近時漁船の性能向上による稼動範囲の拡大等に伴い、沿岸沖合漁場における漁業調整も、次第に困難の度を加えて参つておる実情であります。

このような事態のもとにおきまして、今後のわが国漁業の健全な発展をはかつて参りますためには、沿岸漁業の中の発展的漁業のより一そうの伸長を期し、不振漁業の漁業転換を促進する等、弱小経営の体質の改善をはかるとともに、沿岸沖合漁場における漁業調整の広域化と合理化を推し進める等の諸施策を強力に実施し、漁場利用の合理化と漁業経営の近代化を推進する必要があると存ずるのであります。

このような考えのもとに、政府はかねて水産庁に漁業制度調査会を設置し、漁業制度の改善に関し調査審議をお願いして参りましたところ、昨年三月その最終答申を得ましたので、今回この答申を参酌し、これに広く各界の意見を加味して、この法律案を取りまとめ、今国会に提出した次第であります。

次に、法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、漁業権制度に関する改正であります。まず第一点として、現行法制定後における漁業事情の推移に応じ、特定地域における定置漁業の一部、真珠母貝養殖業、小割り式養殖業等を、漁業協同組合等が管理する場合に優先的に免許するいわゆる管理漁業権に加える等、漁業権の分類を再整理することといたしました。

第二点といたしましては、いわゆる組合管理漁業権につきまして、漁業協同組合の組合員がこれを平等に行使することに伴う経営規模の零細化、弱小経営の乱立の弊を是正するため、従前の実績を有する者等の同意を前提としつつ、漁業権を行使し得る者を特定の資格を有する者に限ることができることを明確にいたしました。

第三点といたしましては、漁業免許の優先順位に関する規定を改正し、定置漁業につきましては、資本の導入と経営の合理化を促進するため、地元漁民の大多数が直接構成する漁業協同組合等のほか、これらの漁業協同組合等が議決権と出資の過半を占める法人にも免許の第一順位を与えることとし、また、新規漁場におけるのり、かき養殖業等組合管理の区画漁業につきましては、地元沿岸漁民のこれら発展的漁業への転換吸収を容易にするため、地元沿岸漁民の大部分を含む漁業協同組合等を最優先とすることとし、さらに、新規漁場における真珠養殖業の免許につきましては、地元漁民の大多数により構成され、真珠養殖業の経験者を含む漁業協同組合がこれを営もうとする場合には、従来最優先とされた真珠養殖業者と同順位とし、いずれに免許するかを知事の勘案に委ねることといたしました。

以上のほか、定置漁業権及び管理漁業権以外の区画漁業権について、経営上の要請を考慮して、当該漁業の経営に必要な資金の融通のためやむを得ない限度において抵当権の設定等を認めることとし、これに伴つて、漁業権の移転の制限を一部緩和する等の点につきまして所要の改正措置を講ずることといたしております。

第二は、漁業許可制度に関する改正であります。まず第一点として、従来大臣許可漁業の根拠規定及び許可の方式が、必ずしも統一的でなかつたのを改め、指定漁業として政令で指定するものにつき、今後の漁業の健全な発展に資するような形においてその許可方式を統一的に規定し、あわせて許可事務の適正円滑な処理をはかることといたしました。すなわち、その許可は指定漁業ごとに許可すべき隻数その他一定の事項を公示して行なうものとし、許可の申請隻数が公示隻数を上回るときは、当該漁業の経営の安定合理化、不振漁業の転換、漁業従事者の経営者としての自立の促進等の諸要請を政策的に判断して許可の基準を定め、これに基づいて許可をするものとし、また、指定漁業ごとに許可期間の一斉更新制を採用して、許可ワクを漁業の実情に即して修正し得るようにする等、適切な漁業調整を確保する措置を講ずることとしております。この場合、実績尊重の規定を設け、従来許可を受けて漁業を営んでいる者の経営の安定を不当に阻害することのないよう配慮いたしております。従来指定漁業について、許可船舶の承継に伴い、広い範囲で認められている承継許可につきましては、許可の権利化と集中化を可及的に排除する見地に立ち、その範囲をできるだけ限定することといたしました。なお、母船式漁業につきましては、母船及び独航船等が船団を構成し、一体として行なう漁業である実態に応じ、その許可の方法等を整備することとしております。

漁業許可制度に関する改正の第二点は、いわゆる大臣ワク知事許可漁業に関してでありますが、中型まき網漁業につきまして、都道府県相互間の入会状況を考慮してその一部を大臣許可に移すとともに、国際関係から問題のある小型さけ・ます流し網漁業を新たに大臣ワク知事許可漁業に加えることといたしました。

第三は、漁業調整機構に関する改正であります。近年における漁船の稼動範囲の拡大等に伴い、広域的な漁業調整をはかる必要性が強まつておりますため、政府は、別途海区漁業調整委員会の海区の範囲を原則として一県一海区程度に整理統合することを目標に諸般の準備を進めておりますが、その一環として海区漁業調整委員会の委員の定数を増加しますとともに、あわせて選挙委員と選任委員の比率、委員の任期等につきましても、所要の改正を加えることといたしました。なお、そのほか、県間の入会関係が錯雑している玄海

の漁業調整の円滑化をはかるため、水産庁の付属機関として現地に玄海連合海区漁業調整委員会を設置し、その漁業調整に当たらせることといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決下さいますようにお願い申し上げます。

次に水産協同組合法の一部を改正する法律につき、その提案理由を御説明申し上げます。

水産協同組合は、漁民の協同組織として全国の津々浦々において活動を続けており、我が国の漁業の発展と漁民の経済的社会的地位の向上に重要な役割を果たしているのであります。

しかしながら、近年における沿岸漁業及び一部の沖合漁業における経営の不振を打開し、漁業振興のための諸施策を推進するには、漁業協同組合その他水産業協同組合の経済活動を強化し、その健全な発達をはかることが必要と考えられるのであります。そのためには、従来とられて参りました組合の育成強化の措置をより強力に推進するほか、組合の組織を漁業と漁民の実態に即応するものとし、かつ、組合の運営が一そう活発な経済活動を行ない得るように、組織及び運営に関する制度を改める必要があると存ずるのであります。

このような観点から、かねて水産庁に漁業制度調査会を設置いたしまして、水産業協同組合制度を含めた漁業制度全般につきましてその改善策を御審議願つていたのでありますが、昨年三月に最終答

申がなされ、この答申を参酌し、水産業協同組合の組織及び運営等につきまして所要の改正を行なわんとするのが、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、法律案の主要な内容につき御説明申し上げます。

第一は、漁業協同組合の組合員資格についての改正であります。その第一点は、漁業協同組合の構成員の純化をはかり、その活発な活動を期するため、漁民の正組合員資格要件である漁業日数の下限を引き上げ、またいわゆる地区漁協にありましては、正組合員を漁業経営者に限る組合を設立し得る道を開き、また業種別組合にありましては、経営者の組合としての性格を明らかにしたことであります。その第二点は、最近個人経営が法人経営へ移行する傾向があることにかんがみ、従来准組合員でありました漁業生産組合及び小規模な漁業を営む法人を正組合員に引き上げ、かつ、准組合員につき漁業を営む法人の資格制限を緩和するほか、小規模な水産加工法及び漁業協同組合相互の加入の道も開いたのであります。

第二は、組合の管理及び運営についてでありますが、これらにつきましては、役員の義務及び責任の明示、商法の所要規定の準用、剰余金の出資割配当の限度の引上げ、総代の総会外における選挙制の採用等を行ない組合運営の円滑化をはかるほか、設立の認可の基準にある程度の行政庁の裁量の余地を設けまして弱小組合の乱立の弊を防止することといたしているのであります。

第三は、漁業を自営する漁業協同組合及び漁業生産組合につきまして、漁村における近年の漁業労働事情及び資本導入の必要性等を考慮して、組合の営む漁業に従事する者のうち組合員の占めるべき割合を三分の二から二分の一に緩和し、生産組合の一組合員が有することができる出資口数の制限を廃止したのであります。

第四は、漁業協同組合連合会につきまして、会員たる漁業協同組合または同連合会が主たる出資者または構成員となつている法人に准会員の資格を与えるほか、信用事業を行なう連合会につきましては、その事業を漁業協同組合の組合員が直接利用できる道を開くとともに、その事業に農林中央金庫等の代理業務を加えることにしたのであります。

以上申し上げました諸措置のほか、行政庁の監督規定を整備する等、組合の健全な発達を確保することにいたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

二、衆議院農林水産委員長報告（八月二十四日）

○田口長治郎君　ただいま議題になりました第四十回国会内閣提出、参議院送付にかかる両法案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

まず、漁業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、近時における漁業実態の変化に即応して漁場利用の合理化及び漁業生産力の向上をはかるため、漁業権制度、漁業許可制度及び漁業調整機構等について改正を行なわんとするものであります。

すなわち、漁業権制度に関しては、その分類及び内容の整備をはかり、組合管理漁業権については、漁民の各自行使を改め、組合員中漁業権行使規則で定める資格に該当する者に限ることができるようにしたことであります。

次に、漁業許可制度に関しましては、大臣許可漁業は原則として政令で定める指定漁業とし、許可期間の一斉更新制を採用することとし、この場合においては、実績尊重の規定を設け、従来許可を受けていた者の経営の安定に資することにいたしたのであります。また、母船式漁業の許可方式を法定整備いたしております。

最後に、漁業調整機構に関しては、その基本である海区の範囲を原則として一県一海区に拡大することを前提として、調整委員及び中央漁業調整審議会の委員の定数を増員し、さらに、玄海連合海区漁業調整委員会を新設することにいたしておることであります。本案の要旨は以上の通りであります。

委員会の審議については、前国会において、四月二十三日本案が参議院から送付されるや、同月二十七日提案理由の説明を聴取するとともに審議を行なつたのでありますが、同国会においては審査を終了するまでに至らず、継続審査となつたのであります。

今次国会においては、去る八月二十二日以来連日質疑を続け、この間、審査に慎重を期するため、関係業界代表及び学識経験者を参考人として招致して意見を聴取し、八月二十四日質疑を終了したのであります。

しかして、本案に対して自由民主党及び民主社会党共同により、いわゆる漁場計画の策定について基準を整備すること、施行期日を改めること、漁業調整委員会の構成の改正に伴う経過規定を改めること等について修正案が提出され、修正案及び原案に対する討論に入りましたところ、日本社会党角屋堅次郎君から反対の意見が述べられ、次いで、採決の結果、本案は多数をもつて修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党三派共同により、沿岸漁場を保護し、沿岸漁民の操業の場を確保するため、一そう強力な施策を講ずること等、六項目にわたる附帯決議が付されたことを申し添えておきます。

次に、水産業協同組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、漁業協同組合等の経済活動を強化し、その健全な発達をはかるため、組合の組織及び運営に関する制度を改めようとするものであります。

すなわち、漁業協同組合について、漁民の正組合員たるの資格要件である漁業日数の下限を引き上げ、構成員の純化をはかり、あるいは漁業を営む小規模法人を正組合員に引き上げ、このことと関連して準組合員についても法人の資格制限を緩和したこと等であります。

次に、組合の管理運営については、これを簡素化し、また、組合設立の認可の基準に行政庁の裁量の余地を設け、弱小組合の乱立を防止することにしたこと等であります。本案の要旨は以上の通りであります。

委員会においては、前国会において、四月二十七日提案理由の説明を聴取するとともに、さきの漁業法改正法案と並行して審議を進め、同国会においては漁業法改正法案と同様継続審査となつたのであります。

今次国会においても、漁業法改正法案と一括して審議を行ない、八月二十四日、質疑を終了し、漁業法改正案とともに討論に付しましたところ、日本社会党角屋堅次郎君から反対の意見が述べられ、次いで、採決に入り、多数をもつて原案通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しては、三派共同提案により、漁業協同組合が弱体である現状にかんがみ、強力な育成措置を講ずべきであること等の附帯決議が付されたことを申し添えておきます。

以上、両案に対する御報告を終わります。（拍手）

三、参議院農林水産委員長報告（八月三十一日）

○櫻井志郎君　ただいま議題となりました漁業法の一部を改正する法律案及び水産業協同組合法の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

これら両法律案は、前国会において、政府原案が本院を通過し、衆議院を継続審査となり、今国会において、漁業法の一部を改正する法律案について一部修正を行ない、本院に送付されたものであります。

ます。その内容を簡単に申し上げます。

まず、漁業法の一部を改正する法律案は、

第一に、漁業権制度について、漁業権の分類と内容を整理し、組合管理漁業権の行使方法を改め、また、定置漁業、組合管理区画漁業及び真珠養殖漁業の漁業権免許の優先順位の規定を改正し、さらに、区画漁業権の存続期間を改めるとともに、その延長制度を廃止し、

第二に、漁業許可制度について、従来の指定遠洋漁業の制度を改めて、指定漁業の制度を設け、これが許可方式、指定基準及びその事務処理を法定し、さらに、いわゆる大臣ワク知事許可漁業の種類を変更し、

第三に、漁業調整機構について、海区漁業調整委員会の委員の定数、構成及び任期等を改正し、また、玄海連合海区漁業調整委員会を設置することとした等でありますが、衆議院において、漁場計画の策定についての基準の整備、施行期日、漁業調整委員会の構成の改正等に伴う経過規定等について、修正が行なわれたのであります。

次に、水産業協同組合法の一部を改正する法律案は、漁業協同組合、同連合会及び水産加工業協同組合の組合員または会員の資格の改正、漁業協同組合及び漁業生産組合が漁業を自営する場合の組合員の漁業従事条件の緩和、漁業生産組合の組合員が保有できる出資口数の制限の廃止、漁業協同組合連合会の事業の拡大、水産業協同組合の管理及び運営方法の改正、独占禁止法の適用の全面除外及び

行政庁の監督規定の整備等であります。

委員会においては、両法律案とも前国会で慎重審議を行なつた経緯もあり、主として衆議院の修正部分、特に漁業権の存続期間満了後の免許についての適切な措置等について、質疑検討が行なわれたのでありますが、これが詳細は会議録に譲ることを御了承願います。

かくして質疑を終わり、討論に入り、日本社会党を代表して安田委員から反対、民主社会党を代表して天田委員及び第二院クラブの森委員から賛成の意見が述べられ、それぞれ採決の結果、両法律案とも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、漁業法の一部を改正する法律案に対して、指定漁業の許認可の場合における関係法令の悪質な違反者に対する措置及び船舶総トン数基準制の検討並びに中央漁業調整審議会の委員に漁業従事者代表を加えること等を趣旨とする附帯決議案が、また、水産業協同組合法の一部を改正する法律案に対して、漁業共済制度の確立、特に養殖漁業の共済制度の整備充実についての附帯決議案が提案され、いずれも委員会の決議とすることに異議なく決定され、これに対して重政農林大臣から、附帯決議のそれぞれの項目について、趣旨を尊重し、必要な措置をする旨の発言がありました。

右報告いたします。（拍手）

◎国会議員互助年金法の一部を改正する法律（昭三七・九・一三法一五七）（衆）

一、提案理由（九月二日）

○佐々木秀世君　国会議員互助年金法の改正について御説明申し上げます。

今回改正しようとする内容を申し上げますと、第一に、互助年金の納付金の率を、歳費月額の百分の三から百分の四に引き上げ、将来必要に応じ支給実績との収支の均衡を考慮することといたし、第二に、いわゆる若年停止については、恩給法の規定に準じ、五十才以上五十五才未満の者にもその十分の七を支給することとし、第三に、恩給法の改正に伴いまして、普通退職年金についての高額所得による支給停止の現行基準金額を、五十万円から五十五万円に引き上げることといたしました。第四に、互助年金を受ける権利を国民金融公庫に担保に供し得るようにいたし、第五に、戦時中召集のため衆議院議員の身分を失つた方は、その残任期間中に召集解除となつた場合、当時の法律によりまして衆議院議員に復職されたのでありますが、かような場合、その召集中の期間を、それが恩給の基礎となつている場合を除き、この互助年金の基礎となる在職期間に算入することができるようにいたしたものであります。

以上、簡単でありますが、提案理由を御説明申し上げました。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同賜わりますようお願い申し上げます。（拍手）

二、参議院議院運営委員長報告（九月二日）

○小沢久太郎君　ただいま議題となりました国会議員互助年金法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本改正案の内容は、

第一に、本法実施以来今日までの収支状況等にかんがみ、互助年金の納付金の率を現行の歳費月額の百分の三から百分の四に引き上げるとともに、なお、納付金の率については、年金支給の実績及び将来の給付予想額に照らし収支の均衡を保つことができるよう、必要に応じ検討されるべき旨の規定を設けようとするものであります。

第二に、普通退職年金につきまして、恩給法等との権衡と互助年金の特殊性等にかんがみ、いわゆる若年停止の取り扱いを緩和し、現在満五十五才まで全額停止しているのを改め、満五十才までは全額、満五十才をこえ満五十五才に達するまでは年金額の十分の三を停止することとするものであります。

第三に、最近の経済事情と恩給法改正の事情等にかんがみ、いわゆる高額所得による支給停止の最低基準所得額を現行の五十万円から五十五万円に引き上げるとともに、これに応じて、その他の基準所得額を引き上げることといたしております。

第四に、互助年金を受ける権利を国民金融公庫に担保に供することができるようにいたしております。

第五に、戦時中召集されたことにより衆議院議員の職を退き、召集が解除された際、法律の規定によつて復職した者については、召集中の期間も、それが恩給の基礎となつている場合を除き、互助年金の基礎となる在職期間に通算するよう改めるものであります。

なお、この法律は、昭和三十七年十月一日から施行することになつておりますが、今回の改正のうち、高額所得による互助年金停止の基準所得額の引き上げにつきましては、昭和三十八年七月分の普通退職年金から実施することにいたしております。

以上が本法律案の内容でありますが、委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。（拍手）

（註）衆議院においては委員会の審査は省略された。

◎栄養士法等の一部を改正する法律

（昭三七・九・一三法一五八）（参）

一、提案理由（五月六日）第四十回国会

○高野一夫君　ただいま議題となりました栄養士法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由を説明いたします。

まず、栄養士法の一部改正について説明いたします。

栄養士法の改正につきましては、現行の栄養士の免許についてはそのままといたし、新たに管理栄養士の制度を設けることといたしたことがそのおもなる内容であります。

最近、社会生活の発展向上に伴いまして、栄養の指導に関する業務であつて複雑または困難なものがますます増加の傾向を示しているのでありますが、このような業務につきましては、栄養士のうちでも、特に多年の経験を有する者とか、または高度の知識と技能を修得した者が、よくその職責を全うして参つたのが実情であります。この点にかんがみ、かかる業務を行なう適格性を有する栄養士を管理栄養士として登録する制度を設けますことは、まさに社会の要求にこたえるものと考えられるのであります。したがいまして、この際、管理栄養士制度を設けることといたし、これに伴いまして、これが登録資格、管理栄養士試験制度の実施及びその受験資格等につきまして、所要の規定を設けることといたしたのであります。

管理栄養士の登録資格を有する栄養士といたしましては、厚生大臣の行なう管理栄養士試験に合格した者であるか、または修業年限が四年である栄養士養成施設のうち、学校にあつては文部大臣及び厚生大臣が、その他の養成施設にあつては厚生大臣が、それぞれ指定したものを卒業した者といたしたのであります。これらの施設の指定は、管理栄養士たるに必要な知識及び技能を修得するに必要な課目と修習時間を有するものとして政令で定める基準によつて行なうものとしているのであります。

管理栄養士試験は、毎年少なくとも一回、栄養の指導に関する高度の専門的知識及び技能について行なうこととし、その受験資格は、栄養士にして修業年限が二年である栄養施設を卒業した者にあつては、厚生省令で定める施設において二年以上栄養の指導に従事した者、修業年限が三年である養成施設を卒業した者にあつては、同様の施設において一年以上栄養の指導に従事した者、修業年限が三年である養成施設であつて、学校にあつては文部大臣及び厚生大臣が、その他の養成施設にあつては厚生大臣が、前述の基準に準じて政令で定める基準により指定したものを卒業した者または修業年限が四年である養成施設を卒業した者といたしたのであります。これは、栄養士が、その卒業した栄養施設について、修業年限の長短または同一の年限であつても、その課目と修習時間に差があることにかんがみ、これに対応して実務経験年数につき多少の差を設け、相互の均衡をはかることといたしたからであります。

次に、栄養改善法の一部改正について説明いたします。

現行の栄養改善法では、栄養士を置いていない集団給食施設におきましては、その給食につき都道府県等に置かれる栄養指導員の指導を受けなければならないこととなつているのであります。ここに集団給食施設と申しますのは、特定かつ多数の者に対して継続的に一定数以上の給食を行なう施設をいうのでありますが、国民の栄養改善が強く要望される今日は、かかる集団給食施設には、単に栄養指導員の指導を受けるべしという段階を一歩進めて、その施設に栄養士を置き、また、集団給食施設中でも特に多数の給食を行なう施設に、これらの栄養士のうち少なくとも一人は管理栄養士でなければならないようにすることが望まれるのであります。この場合、これら集団給食施設について栄養士の必置を規定することが望ましいのでありますが、学校給食関係等における栄養士の設置状況等から見ても、必置を規定するについては、なお多少の時日をかすことが妥当と認め、この際においては、一応集団給食施設における栄養士の設置及び特定規模の当該施設における管理栄養士の設置につき努力規定とするにとどめたのであります。

次に、都道府県等に置かれる栄養指導員たるべき者の資格につきましても、管理栄養士の制度が設けられたことに伴い、従来、栄養士の資格とあつた部分を管理栄養士の資格と改めました。ただし、すでに栄養指導員であつた者については、直ちにその地位を失うものではないとの救済規定を設けております。

最後に、今回の改正前の制度によつてすでに栄養士となつている者等が五年の実務経験を有することとなつたときは、管理栄養士試験の全部または一部を免除することができること等の経過措置を講じました。

なお、栄養士法の改正部分は昭和三十八年四月一日から施行し、栄養改善法の改正部分は昭和三十九年四月一日から施行することといたしました。

終わりに、本法案は予算を伴いますので、委員会において、国会法第五十七条の三により、内閣の意見を求めましたところ、厚生大臣より、政府としてもやむを得ないものと認めるとの意見の開陳がありましたことを申し添えます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。（拍手）

（註）参議院においては委員会の審査は省略された。

第四十回国会において衆議院で継続審査となつた。

二、衆議院社会労働委員長報告（八月二十四日）

○秋田大助君　ただいま議題となりました栄養士法等の一部を改正する法律案について社会労働委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

社会生活の発展向上に伴い、集団給食施設等、大量の食事を供給する施設における栄養の指導に関する業務は、複雑または困難なものが増加する傾向にかんがみまして、このような業務を行なう適格性を有する栄養士を管理栄養士として新たに登録する制度を設けることがおもな内容であります。

その要旨は、まず、管理栄養士の登録資格を有する栄養士としては、厚生大臣が行なう管理栄養士試験に合格した者、または修業年限が四年である栄養士養成施設のうち、学校にあつては文部大臣及び厚生大臣が、その他の養成施設にあつては厚生大臣が指定したものを卒業した者となつております。

次に、管理栄養士試験は、毎年少なくとも一回、栄養の指導に関する高度の専門的知識及び技能について行なうこととしており、その他受験資格者等についての規定を設けておるのであります。

次に、栄養改善法の一部改正について申し上げます。

現行法では、栄養士を置いていない集団給食施設におきましては、その給食につき、都道府県等に置かれる栄養指導員の指導を受けなければならないことになつておりますが、国民の栄養改善が強く要望される実情にかんがみまして、集団給食施設においては、その給食数に応じて栄養士または管理栄養士を置くように努めなければならないこととし、また、管理栄養士制度の新設に伴い、都道府県または市に置かれている栄養指導員の任用資格を管理栄養士に改めることといたしております。

本法案は、第四十回国会において継続審査となつたものでありますが、昨二十三日の委員会において質疑を終了し、直ちに採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

◎医療法の一部を改正する法律

(昭三七・九・一五法一五九)(衆)

一、提案理由(八月二十四日)

○秋田大助君　ただいま議題となりました医療法の一部を改正する法律案の趣旨弁明を申し上げます。

国民皆保険の円滑な実施をはかるためには、医療機関の適正な配置がきわめて必要でありますが、わが国の現状は、なお多くの無医地区が存在する反面、近時一部大都市等において病院が乱設される傾向がありますので、この際、公的性格を有する病院の開設等を規制し、医療機関の地域的偏在を防止するとともに、その計画的整備をはかろうとするのが本法案提出の理由であります。

次に、そのおもなる内容について申し上げます。

まず第一は、国及び地方公共団体は、医療機関の不足地域に対し、計画的に病院、診療所を整備するよう努めなければならないこと、第二は、公的医療機関の開設者、各種共済組合、健康保険組合等が新たに病院を開設し、病床数を増加し、または病床の種別を変更しようとする場合、これにより当該地域における病院の病床数が省令の定める必要病床数をこえるときは、都道府県知事は許可を与えないことができること、第三は、都道府県知事は、病院開設等の許可を与えない処分をしようとするときは、あらかじめ医療機関整備審議会の意見を聞かなければならないこと、第四は、厚生大臣は、地域別の必要病床数及び病床数の算定方法等に関する省令を定めるにあたつては、医療審議会の意見を聞かなければならないこと、第五は、三公社、労働福祉事業団及び簡易保険郵便年金福祉事業団が病院の開設、病床数の増加、その種別の変更を計画し、またその計画を変更する場合は、政令で特に定める場合のほかは、あらかじめ厚生大臣に協議しなければならないこととしたことであります。

以上が本法律案の趣旨の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院社会労働委員長報告(九月二日)

○加瀬完君　ただいま議題となりました医療法の一部を改正する法律案について社会労働委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

本法律案は、公的性格の病院の開設等を規制して、その地域的偏在を防止せんとするものであります。

委員会においては、慎重審議の結果、本法律案は、原案のとおり多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

なお、次の附帯決議を行ないました。

一、第七条の二第二項によつて都道府県知事が必要な補正を行なう場合は特に申請者の意志を考慮すべきである。

二、厚生大臣は、医療機関整備審議会委員の選任については医療

三、参議院社会労働委員長報告(九月二日)

○加瀬完君　ただいま議題となりました栄養士法等の一部を改正する法律案について社会労働委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

本法律案の内容は、前国会に当委員会から提出し、本院において可決せられたとおりであります。

委員会においては、質疑討論を省略し、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

医療法の一部を改正する法律

を受ける側を代表する者を加えるよう都道府県知事を指導すべきである。

三、厚生大臣は、利用が専らその組合員及び家族に限定された医療機関についてはその特殊性にかんがみ特別の考慮を払うべきである。

四、第七条の二第五項の規定による協議をうけた際、厚生大臣は申請者の意志を尊重して誠意をもつてこれに当るべきである。

以上、御報告申し上げます。

（註）衆議院においては委員会の審査は省略された。

597388

◎行政不服審査法（昭三七・九・一五法一六〇）

一、提案理由（二月八日）第四十回国会

○川島国務大臣　ただいま議題となりました行政不服審査法案について、その提案理由を説明申し上げます。

訴願制度は、行政庁の違法なまたは不当な処分に関しまして行政庁に不服申し立てをさせ、よつて行政庁による簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済をはかりますとともに、行政の適正な運営を確保する意義を有するものであります。

このような趣旨のもとに、現行の制度は、一般法たる訴願法とその他の法令とによつて運用されておりますが、明治二十三年に制定施行せられましてから一回の改正も行なわれることなく今日に至つております訴願法と、他の法令において個々に定められております不服申立制度との間には、種々不備、不統一の点が少なくない現状であります。

すなわち、まず訴願法につきましては、一、その第一条で、訴願事項として「租税及手数料ノ賦課ニ関スル件」外五件を列挙しておりますが、その内容が不明確でありますため、訴願が認められるかどうか必ずしも明らかでない場合が多いこと、二、同条第七号の他の法律または政令で定める訴願事項が少ないこと、三、裁決庁に関する直接上級庁という規定の仕方が、行政組織の複雑化いたしました今日におきましては必ずしも明瞭であるとは言えないこと、四、執行停止、審理等の手続規定が不十分であること等の欠陥を有しているのであります。

また、他の法令で個々に認められております異議申し立てその他の不服申立制度につきましても、一、申立事項が不統一であること、二、申立期間が極端に短いものが相当にあること、三、申立手続に関する規定がほとんどないこと等の欠陥があるのでありまして、いずれも、国民の権利救済のために十分であるとは言いがたいのであります。

このような実情にかんがみまして、政府におきましては、さきに訴願制度調査会を設置し、制度の改善について諮問し、審議を求めておりましたところ、一昨年十二月答申を得ましたので、自来その結果に基づきまして、現行訴願制度の全面的な改正につき慎重に検討を加え、新たに行政不服審査法案として不服申立制度の整備をはかることとしたのであります。

次に、行政不服審査法案のおもな内容について申し上げます。

第一は、行政庁の違法なまたは不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関しましては、従来の概括的列記主義を改めて一般概括主義をとり入れ、原則として広くこの法律案による不服申し立てを認めることとしたことであります。ただし、国会、議会の議決による処分、裁判による処分のごとく、事柄の性質上、この法律案による不服申し立てを認める必要のないもの、学校、刑務所のような施設における処分のごとく、この法律案による不服申し立てを認め

ることが適当でないもの、刑事事件に関する処分、当事者訴訟として争うべきものとされている処分のごとく、他の救済制度によらしめることが適当であるもの等につきましては、必要な限度において、これを除外することといたしております。

第二は、行政庁の不作為につきましても、新たに不服申し立ての道を開くこととしたことであります。現在、法令に基づく申請に対しまして行政庁の行なう許可、認可等の処分は、遺憾ながらすべて必ずしも適正迅速に行なわれているとは言いがたく、特別な理由もないままに当該案件が相当長期間放置されている事例が間々見受けられるのでありまして、このことは、国民の受ける不利益並びに行政の運営の適正という見地から看過することのできない問題となつております。かかる現状にかんがみ、この法律案におきましては、行政庁が、法令に基づく申請に対しまして、相当の期間内に何らかの行為をすべきにもかかわらず、これをしない場合に、不服申し立てができることとし、この場合に、行政庁に対し、二十日以内に何らかの処分をすること、不作為の理由を開示すること等を義務づけることとしたのであります。なお、この法律案において、行政庁の処分につき一律に一定期間の制限を付しますことは、処分の個別性から見て適当ではないと考えられますので、それぞれの法規の適切な運用によつて処分の促進がはかられるよう配慮して参りたいと存ずるのであります。

第三は、訴願、異議の申し立て、不服の申し立て、審査の請求等種々の異なる名称が用いられている現状を是正して、審査請求、異議申立て及び再審査請求の三種類に統一したことであります。

第四は、このような新しい制度によつて国民の権利利益の救済をはかろうといたしましても、まず、制度があることを知り、また、これを活用できるようにしなければ目的を達することはできませんので、新たに教示制度を採用し、行政庁が不服申し立てのできる処分を書面でする際には、不服申し立てができる旨並びに不服申し立てをすべき行政庁及び不服申立期間を教示すべきものとし、教示をしなかつた場合、誤つた教示をした場合の手当をも規定したことであります。

第五は、不服申立期間についてでありまして、現行制度は、訴願法においては六十日を原則としておりますが、その他の不服申し立てにおいては三十日とか二週間とかその他極端に短いものがある等区々にわたつておりますので、これらを改め、原則を六十日とし、特殊なものについてのみ例外を認めようとしたことであります。

第六は、審理につきまして書面審理を原則といたしますとともに、他面不服申立人に処分庁の弁明に対する反論書の提出を認め、口頭で意見を述べる機会を与える等審理手続についての現行規定の不備を改めることとしたことであります。

なお、これらのほか、執行停止、裁決等制度の全般にわたりまして、規定の整備をはかることといたしました。

以上が、行政不服審査法案を提出する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第でございます。

二、衆議院内閣委員長報告（八月二十四日）

○永山忠則君　ただいま議題となりました三法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、行政不服審査法案について申し上げます。

現行訴願制度は、明治二十三年に制定された訴願法と、その他の法令で個々に定められている不服申し立て制度とによつて運用されておるのでございますが、その間には不備、不統一の点があり、今日の実情に適応しない面があります。本案は、このような実情にかんがみまして、現行制度を全面的に整備して、新たに不服申し立てに関する一般法を制定し、国民の権利、利益の救済をはかるとともに、行政の適正な運営を確保しようとするものでございまして、そのおもなる内容の第一は、概括的列記主義を改めて、一般概括主義を採用すること、第二は、不作為についても不服申し立てを認めること、第三は、不服申し立ての名称を統一すること、第四は、新たに教示制度を採用すること、第五は、不服申し立ての期間は六十日を原則とすること、その他審理手続や執行停止等についても全面的に整備することになつております。

次に、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について申し上げます。

本案は、行政不服審査法が不服申し立てに関する一般法として施行されるに伴い、関係法律に必要な整理等を行なおうとするものでありまして、そのおもなる内容の第一は、行政不服審査法が一般概括主義を採用いたしたことに伴いまして、関係法律中の重複規定を削除することであり、第二は、行政不服審査法と同じく、不服申し立ての名称を整理統一することであります。第三は、不服申し立て期間について、行政不服審査法における原則に対し例外を認めることであり、その他審理手続等につきましても、行政不服審査法に対する特例を認めることなどでございます。

両法案は、前国会より継続審査となつておりましたもので、それぞれ八月四日、本委員会にあらためて付託され、十四日政府より提案理由の説明を聴取いたしまして、慎重に審議が行なわれたのでございますが、詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて、二十三日、質疑を終了いたしましたところ、整理法案に対し、自民、社会、民社の三党共同提案にかかる、この整理法案と密接な関係にあります行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律はすでに公布されており、この整理法案が成立公布された場合、両法律が同日に施行されるため、関係法律がこの両法律によつてどのように改正されたことになるのか疑問を生ずる場合が予想されるので、両法律の関係を明らかにするための規定を附則に追加することをおもなる内容とする修正案が提出され、岡崎委員よりその趣旨説明がなされた後、討論の通告もなく、両案の採決に入り、行政不服審査法案については全会一致をもつて原案の通り可決し、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案については全会一致をもつて修正案の通り修正議決いたしまし

た。

最後に、法務省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、大阪少年鑑別所の施設が損傷のため改築の必要があり、また、施設の周辺が最近商業地区として発展し、不適当な環境となつたので、同少年鑑別所を大阪市から堺市に移転させることであります。

本案は、去る八月九日本委員会に付託され、同十四日政府より提案理由の説明を聴取し、二十三日、質疑を終了、討論の通告もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

右、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院内閣委員長報告（八月三十一日）

○村山道雄君　ただいま議題となりました行政不服審査法案外二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

行政不服審査法案並びに行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案は、前国会の衆議院において継続審査となり、今回、整理法案について、この整理法案とすでに公布されておりまする行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律との関係を明らかにするための規定を、附則に追加することをおもなる内容といたします修正が衆議院において行なわれ、本院に送付されたものであります。

現行の訴願法は、明治二十三年に制定施行されまして以来一回の改正もなく、わが国訴願制度の基本法として今日に至つておりますが、その内容形式ともに現在の社会事情に適合しなくなりましたので、政府は、訴願制度調査会の答申に基づきまして、現行制度を全面的に整備して、新たに行政不服申し立てに関する一般法を制定し、国民の権利利益の救済をはかるとともに、行政の適正なる運営を確保いたしますために、両法案を提出いたしたものであります。

行政不服審査法案のおもな内容は、第一に、従来の概括的列記主義を改めまして、一般概括主義を採用し、原則として広く不服申し立てを認めることとしたこと、第二に、行政庁の事実行為及び不作為に対しても不服申し立ての道を開くことにいたしたこと、第三に、不服申し立ての種類を、審査請求、異議申し立て及び再審査請求の三種類に統一したこと、第四に、不服申し立ての期間を原則として六十日としたこと、第五に、教示制度を採用し、審理手続を整備したこと、第六に、執行停止申し立て権、裁決の方式等についても明確な規定を設けたこと等であります。

次に、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案は、審査法の施行に伴つて関係法律二百六十八件について必要な整理を行なつたものでありまして、行政不服審査法案と重複する規定の削除、不服申し立ての名称の統一、不服申し立て期間の特例、審査庁に関する特例、当該処分の性質上不服申し立てによらしめることが不適当な処分、または他に不服申し立て制度の整備されているものの除外等が、そのおもなる内容であります。

本委員会におきましては、両法案を一括して審査いたしましたが、おもな質疑応答について申し上げますと、行政庁の範囲に関する質疑に対しましては、地方公共団体、公団等の行為でも、公権力の行使に当たる行為である限り、本法律案の対象になる旨の答弁があり、審理機関が処分庁または直近上級庁であることは、部内反省、上級庁の下級庁に対する監督の色彩が強く、国民の権利利益の救済が不十分と思われるが、第三者または第三者の参与による審理を認める意向はないかという質疑に対しましては、審理機関を処分庁または直近上級庁としたことは、国民の権利利益の保護を簡易迅速に行なう趣旨であり、第三者の参与については、なるべくその趣旨に沿うように運用上留意したい旨の答弁がありました。そのほか、不服申し立ての一般概括主義に対する例外が多過ぎるではないか。口頭申し立て、口頭審理を原則としてはどうか。政行不服申し立てと行政事件訴訟との関係、国民に対する本制度の周知方策等についても質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言もなく、採決の結果、両法律案とも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、法務省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、堺市において施行中の大阪少年鑑別所の新営工事が近く完成することになりましたので、法務省設置法別表五を改正し、現在大阪市にある大阪少年鑑別所の位置を堺市に変更しようとするものであります。

当委員会におきましては、本法律案に関し、少年鑑別所の設備の状況及び任務の内容、少年鑑別所における少年の処遇等について質疑が行なわれ、そのほか本法律案に関連して、刑務所の位置、受刑者等の処遇、法務局の職員の配置及び処遇等についても質疑がありましたが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

何とぞすみやかに御可決下さいますようお願い申し上げる次第でございます。（拍手）

◎行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

（昭三七・九・一五法一六一）

一、提案理由（四月十二日）第四十回国会

○川島国務大臣　行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案についてその提案理由を説明申し上げます。

この法律案は、行政不服審査法案が不服申し立てに関する統一法規として現行の訴願制度を全面的に整備するのに伴いまして、関係法律二百六十八件につき、必要な整理等を行なおうとするものであります。

すなわち、第一は、行政不服審査法案が一般概括主義を取り入れたため、関係法律において、不服申し立てをできる旨の規定が重複することとなりますので、これらを削除したことであります。

第二は、行政不服審査法案において、不服申し立てに関すを名称を統一して審査請求、異議申し立て及び再審査請求といたしましたので、これに伴い、関係法律につき、名称を整理したことであります。

第三は、審査請求に関しまして、直近上級行政庁以外の行政庁を審査庁とする必要のあるものにつき、特例を規定したことであります。

第四は、不服申し立て期間につき、個々の制度の特殊性にかんがみ、必要なものにつき、例外的に特例を定めたことであります。

第五は、ものの検査、検定等の結果にかかる処分、特に緊急を要する処分等、当該処分の性質上、行政不服審査法案による不服申し立てを認めるのが、適当でない処分等につきましては、これを除外し、また、行政審判その他不服申し立て制度として現に整備された制度があり、これらによらしめるのが適当と認められるものにつきましては、行政不服審査法案による不服申し立てから除外することにしたことであります。

以上が、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の主な内容でありまして、いずれも行政不服審査法案の趣旨並びに現行制度の運用の実態に照らし必要とされる関係法律の改正であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

なお、この際、一言お願いを申し上げたいのでございますが、訴願制度の改善と並んで、数年来政府部内において検討を進めて参りました行政訴訟制度の改善につきましては、御承知の通り、すでに前国会において行政事件訴訟法並びに行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律として成立を見ておりまして、本年十月一日から施行されることとなつております。国民の権利利益の救済は、訴願、訴訟両制度の整備に待つところがきわめて大きく、かかる趣旨に立脚して、新しい両制度は密接な関連のもとに立案されたものでありますから、継続審査をわずらわしております行政不服審査関係二法案がかりに本年十月一日までに成立しない場合には、国民の権利利益の救済上、また行政の運営上も支障を来たすこととなりますので、このような事情をも十分御勘案の上、御審議下さるよう特にお願いを申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告（八月二十四日）

（行政不服審査法（昭三七―法一六〇）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院内閣委員長報告（八月三十一日）

（行政不服審査法（昭三七―法一六〇）の委員長報告と一括して掲載）

◎環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律

（昭三七・九・二九法一六二）（衆）

一、提案理由（四月二十六日）第四十回国会

○小沢（辰）議員　ただいま議題となりました環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律の提案理由を御説明申し上げます。

この法律の対象となつている環境衛生関係の営業は、その多くが零細企業の範疇に属し、しかもその営業施設の数は、需要に比して著しく過大となつているため、過半の営業者は常に脆弱な経済的基盤のもとに、顧客の誘引を目途とした過度競争に起因する不安定な経営を続けているのであります。このような不安定な経営は、おのずから、当該施設における衛生状態の低下を結果いたしかねないのでありまして、国民の保健衛生を守つて参りますためにも、また公共の福祉増進の一環といたしまして、このような零細企業に属する人々の福祉をはかります上からも、為政者として、かかる営業の経営の健全化を期するための措置を整備する必要があると存ずるのであります。

ところでこの法律は、以上の趣旨に沿つて、昭和三十二年に議員提案をもつて制定せられ、先国会においてもその内容の整備がはかられまして、環境衛生関係営業者の組合の事業活動及び行政庁の勧告または規制命令の措置を通じて、業界の健全なる発展に資することとされているのでありますが、これらの行政処分の発動要件その他具体的な法律構成に必ずしも実情に即していない点も見受けられるところから、この法律の所期する効果の達成に支障を来たす面があると存じまして、今回さらにこれらの問題に関連する制度の整備をいたそうとするものであります。

すなわち、改正の第一点は、適正化規程の認可、員外者に対する事業活動改善の勧告及び規制命令の発動については、適正な衛生措置の阻害またはそのおそれを要件としないこととし、規制命令は勧告後に発動することとしたことであります。

その第二点は、規制命令の申し出があつた場合は、都道府県知事は、厚生大臣に対し意見を具申することとしたことであります。

その第三点は、規制命令に違反したときは、三月以内の期間を定めて、営業停止処分をすることができることとしたことであります。

その第四点は、員外者に対する事業活動改善の勧告については、環境衛生適正化審議会への諮問を要しないこととしたことであります。

その第五点は、行政庁は、適正化規程及び適正化基準の認可に関する処分を二カ月以内に行なうように努めなければならないこととしたことであります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいますようお願い申し上げます。

（註）第四十回国会衆議院議員提出の法律案で五月七日撤回され新たに社会労働委員長提出の法律案として衆議院において継続審査に付された。

二、衆議院社会労働委員長報告（八月二十四日）

○秋田大助君　ただいま議題となりました環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について社会労働委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

この法律の対象となる理容業、クリーニング業、飲食店業など、国民の日常生活に関係の深い十七業種の環境衛生関係営業は、その大部分が零細企業の部類に属しており、その営業施設数もきわめて多く、過度の競争によつて不安定な経営に陥りやすく、ひいては当該施設の衛生状態の低下を来たすおそれがある実情にかんがみ、昭和三十二年第二十六回国会において、自民、社会、民社の三派共同の議員立法により制定されたものであり、昭和三十九回国会においてその一部改正が行なわれて、業界の健全な発展を期することとなつたのでありますが、本法の所期する目的を達成するためには、なお行政処分の発動要件その他について必ずしも実情に即しない点が見受けられるので、今回、さらに次の諸点を改正しようとするものであります。

第一に、適正化規程及び適正化基準の認可、員外者に対する事業活動改善の勧告及び規制命令の発動については、適正な衛生措置の阻害または営業の健全経営の阻害を要件とすること、第二に、規制命令の申し出があつた場合は、都道府県知事は厚生大臣に対して意見を具申すること、第三に、規制命令に違反したときは、厚生大臣は二月以内の期間を定めて営業の全部または一部の停止処分をすることができること、第四に、員外者に対する事業活動改善の勧告については、料金または販売価格に関するものを除いて、環境衛生適正化審議会への諮問を要しないこと、第五に、厚生大臣は適正化規程及び適正化規準の認可に関する処分を二月以内に行なうように努めなければならないこと等であります。

本法案は、第四十回国会において継続審査となつたものでありますが昨二十三日の委員会において質疑を終了し、直ちに採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院社会労働委員長報告（九月二日）

○加瀬完君　ただいま議題となりました環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について社会労働委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

本法律案は、適正化規程等の認可要件の是正、業務改善等の規定を設けんとするものであります。

委員会において慎重に審議を行ない、特に、農林水産委員会とは

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律

連合審査会を開きました。討論採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、次の附帯決議を行ないました。

厚生大臣は、食肉販売業に関し将来本法を適用する場合、或はその販売価格について制限を行なわんとする場合は、生産、卸、小売の各段階の意志の疎通をはかるよう農林大臣と密接な連絡の下に協議指導するものとする。

以上報告いたします。（拍手）

（註）衆議院においては今国会の委員会では趣旨の説明は省略された。

◎日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便約定（昭三七・九・二一条一）

一、提案理由（八月二十一日）

○政府委員（飯塚定輔君）それでは私から説明申し上げさしていただきます。

ただいま議題となりました日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件及び日本国とカナダとの間の小包郵便約定第四条を改正する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を一括御説明いたします。

日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便約定につきましては、明治四十年一月一日に発効いたしました現行約定が何分にも五十余年前に作成されたものであるため、現在の小包郵便業務の実情に適さず幾多不備な点がありますので、新約定締結のため交渉を進めた結果、約定の案文について合意が成立しましたので、本年三月一日東京で署名を了した次第であります。

この約定は現行約定を全面的に改めるものでありますが、主要改正点は次のとおりであります。

すなわち、現行約定では、両国間で交換される小包の割当料金（陸路料）について、約定中に具体的金額が定められていますが、これを両国郵政庁が協議の上、経済事情に即応した料金を随時敏速に決定し得るよう改正するとともに、現行約定にない価格表記小包業務についての規定を新設し、また小包の制限重量につき現状に即した改正を行なつた点であります。

次に、日本国とカナダとの間の小包郵便約定第四条を改正する議定書につきましては、昨年夏カナダ側より同国における小包取扱経費の増加にかんがみ、昭和三十一年七月一日に発効いたしました現行の日加小包郵便約定第四条に定める同国の陸路料を値上げしたいので、同条を改正したい旨の提案があり、先方と交渉を進めた結果、改正議定書の案文について合意に達しましたので、本年二月二十一日東京で署名を了した次第であります。

改正の要旨は、現行約定によれば、小包の陸路料については具体的金額が定められていますが、これを両国郵政庁間の合意により定めることとしたものであります。これは、現行約定第四条の方式では、経済事情の変動により約定中の陸路料が不適当となつた場合、これを改めるためには、そのつど約定自体と改正を行なわねばならぬ不便があつたからであります。

以上のとおり、オーストラリアとの間には新たな小包郵便約定を、また、カナダとの間には現行約定第四条を改正する議定書を締結することによりまして、これらの国との間の小包郵便業務は一段と改善されることが期待されます。

よつて、ここに右約定及び議定書の締結について御承認を求める次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御承認あらんことを切望いたします。

日本国とオーストラリヤ連邦との間の小包郵便約定

二、参議院外務委員長報告（八月二十七日）

○岡崎真一君　ただいま議題となりました二件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、「日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件」につき申し上げます。

日豪現行約定は、五十余年前に作成されたものであるため、現在の小包郵便業務の実情に沿わない幾多不備な点がありますので、両国間において交渉を進めた結果、今般新約定の署名が行なわれたのであります。

改定のおもな点は、小包の割当料金を両国郵政庁間の合意により、随時経済事情に即応し定め得るようにしたこと、価格表記及び航空小包業務についての規定を新たに設けたこと、小包の制限重量を五キログラムから十キログラムに引き上げた点等であります。

次に、「日本国とカナダとの間の小包郵便約定第四条を改正する議定書の締結について承認を求めるの件」について申し上げます。

昨年夏、カナダ側より、同国における小包取り扱い経費の増加にかんがみ、昭和三十一年発効の現行日加小包郵便約定第四条に定められた同国の陸路料を値上げするため、同条を改正したい旨の提案があり、両国間で交渉を進めた結果、改正議定書の署名が行なわれたのであります。

改正の趣旨は、小包の陸路料を、経済事情の変動に応じ、両国郵政庁間の合意により随時改め得ることとしたものであります。

委員会においては、万国郵便連合の小包約定に加入していない国とわが国との小包交換の現状及び今後の取り扱いぶり、日中郵便関係協定締結の問題、小包料金値上げの世界的傾向等の諸点につき、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

委員会は、八月二十三日質疑を終え、採決の結果、両件とも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

三、衆議院外務委員長報告（八月三十一日）

○菅太郎君　ただいま議題となりました三案件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、ガットの議定書について申し上げます。

一九六〇年九月から本年七月までジュネーヴにおいてガットの関税会議が開催せられ、わが国もこれに参加いたしました際、関税の相互的引き下げを目的として、米国、欧州経済共同体、スエーデン及びイスラエルと交渉し、その結果を収録いたしましたところの、一、関税会議の結果を収録するガットの付属議定書、一、ガットへのイスラエルの加入のための議定書、右の二つの議定書が作成された次第でございます。

また、欧州経済共同体との関税譲許につきましては、フランス及びベネルックス三国が、わが国に対し、ガット第三十五条を援用しております関係上、議定書に定める譲許は、わが国との間には適用されないのでありまして、従いまして、別に交換公文を作成いたしまして、わが国と欧州経済共同体との間で直接に交渉した品目の譲許は、ガット関係にある締約国と同様に、これを相互に適用する旨を定めて、双方代表がこれに仮調印をいたしておる次第であります。

わが国は、前途の二つの議定書の付属譲許表におきまして、九十一品目の関税を譲許いたし、これに対して相手国より百一品目の譲許を得ることとなつておる次第であります。

次に、日豪小包郵便約定について申し上げます。

わが国とオーストラリア連邦との間の小包郵便業務を規制いたしております現行の日豪小包郵便約定は、明治四十年一月一日に発効したものでありまして、現在の小包郵便業務に適せず、幾多の不備な点がございますので、両国政府は現行約定にかわる新約定の締結について交渉を進めて参りましたが、先般合意が成立をいたし、本年三月一日東京においてこの約定に署名を行なつたのであります。

この約定は、現行約定を全面的に改めたものでございまして、主要改正点は、現行約定では具体的金額が定められておりますのを、両国郵政庁が協議の上、料金を随時決定し得るように改正したことでございます。

次に、日加小包郵便約定第四条を改正する議定書について申し上げます。

昭和三十一年七月一日に発効いたしました現行の日加小包郵便約定は、第四条において陸路料を具体的金額で規定しておりますが、昨年夏、カナダ側よりこの第四条を改正したい旨の提案がございましたので、両国政府間で交渉を進めました結果、合意に達し、本年二月二十一日東京においてこの議定書に署名を行なつたのであります。

この議定書は、陸路料について具体的金額を定めている第四条1を削り、これにかわり、陸路料は両国郵政庁間の合意により決定する旨の規定を置くものでございまして、この改正によつて、陸路料を改める場合、そのつど約定自体の改正を必要とした従来の不便が除かれるわけでございます。

以上のうち、ガットの案件は八月十六日本委員会に付託せられ、また、小包郵便の二案件は八月十六日予備審査のため付託された上、八月二十七日本付託と相なりました。外務委員会においては、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承願います。

かくて、八月二十九日、右三件についての質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、右三件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

◎日本国とカナダとの間の小包郵便約定第四条を改正する議定書（昭三七・九・二五条一二）

一、提案理由（八月二十一日）

（日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便約定（昭三七―条一一）の提案理由と一括して掲載）

二、参議院外務委員長報告（八月二十七日）

（日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便約定（昭三七―条一一）の委員長報告と一括して掲載）

三、衆議院外務委員長報告（八月三十一日）

（日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便約定（昭三七―条一一）の委員長報告と一括して掲載）

◎千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税会議に関する二議定書（昭三七・九・二一条九）

一、提案理由（八月二十三日）

○大平国務大臣　ただいま議題となりました千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税会議に関する二議定書等の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

一九六〇年九月から本年七月までジュネーブにおいてガットの関税会議が開催され、わが国もこれに参加し、米国、欧州経済共同体、スェーデン及びイスラエルと交渉いたしました。その交渉結果が本件両議定書に収録されております。また、欧州経済共同体との交渉においては、フランス及びベネルックスがわが国に対しガット三十五条を援用しているため、議定書の譲許は当然にはわが国との間で適用されないのでありますが、わが国と共同体との間で直接に交渉した品目の譲許については、ガット関係にある締約国の間におけると同様に、これを相互に適用する旨の交換公文が作成されております。

これらの交渉結果を総計いたしますと、わが国の与える譲許は、千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税会議に関する二議定書　四九

スイート・アーモンド、殺虫剤、潤滑油、触媒等九十一品目であり、わが国に対して与えられる譲許は、グルタミン・ソーダ、絹ハンカチ、万年筆、サケ、マスのカン詰、電子顕微鏡、トランジスター・ラジオ等の百一品目に及びます。また、わが国の与える譲許のうち六十七品目は現行税率の据え置きであるのに対し、わが国に与えられる譲許の多くは二〇％の引き下げとなつております。

かように、今次の関税交渉の結果は、わが国にとり有利なものでありますところ、すでに米国、イスラエル等はその譲許をわが国に対しても実施しており、欧州経済共同体等も近く実施する見込みであります。わが国といたしましては、関税交渉が相互引き下げの原則に立つて行なわれたこと、並びに、わが国の譲許の実施がおくれるときは、せつかくわが国に与えられる譲許も停止または撤回されるおそれがあることにかんがみまして、すみやかに両議定書を受諾いたすことが望ましいと存ずる次第であります。

よつて、ここにこれら両議定書及び交換公文の締結について御承認を求める次第であります。

次に、通商に関する日本国とニュー・ジーランドとの間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

ニュー・ジーランドは、わが国が昭和三十年関税及び貿易に関する一般協定、すなわちガットに加入した際、わが国に対し同協定第三十五条を援用し、わが国の産品に対しては同国において最高の関税率と差別的な輸入制限が適用される状態でありましたので、その

是正をはかるため二国間の折衝を重ねました結果、昭和三十三年に至り、わが国に対するガット第三十五条の援用はそのまま続けながら、二国間の関係では、相互に最低関税率を適用し及び差別的輸入制限を撤廃することに同意し、現行の両国間の通商協定が成立しました。

この通商協定の発効以来、両国政府及び関係者の努力と協調を通じて両国間の貿易は順調に発展し、その額は昨年までにほとんど三倍の増加を記録するまでに伸長し、この間、両国間で、いわゆる市場攪乱の問題のために、通商協定中のいわゆる保護条項、セーフガードを発動する必要は一度も起こることなく経過しました。

ニュージーランド政府は、このような通商協定発効以来三年にわたるわが国との貿易の安定した発展にかんがみ、わが国年来の要望にこたえてガット第三十五条の対日援用を撤回することとなり、本年三月九日マーシャル副総理兼商工貿易大臣の訪日の機会に、同大臣とわが方小坂外務大臣との間で、このための書簡が交換され、その際、両国間にガット関係が完全に適用されることに対応して、両国間の現行の通商協定に所要の改正を加えるためのこの議定書への署名が行なわれた次第であります。

なお、ニュージーランドは、三月十九日付で対日ガット第三十五条援用撤回の通告をガット事務局を通じて行ないました。

この議定書は、現行協定中のいわゆるセーフガード規定を削除し、これにかわりガットの優先規定を新たに挿入することを内容とするものでありまして、ニュージーランドの対日ガット第三十五条援用撤回に対応してすみやかにこの議定書を成立させることといたしたい次第であります。

よつて、ここにこの議定書の締結について御承認を求める次第であります。

以上二件につき、何とぞ御審議の上すみやかに御承認あられますよう希望いたします。

二、衆議院外務委員長報告（八月三十一日）

（日本国とオーストラリア連邦との間の小包郵便約定（昭三七―条一一）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院外務委員長報告（九月一日）

○岡崎真一君　ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、関税及び貿易に関する一般協定関係の議定書は、一昨年九月から本年七月までわが国初め三十五カ国参加のもとにジュネーヴで開催されたガット関税会議の結果を収録したものであります。わが国は、米国、欧州経済共同体、スエーデン及びイスラエルと交渉した結果、総計九十一品目の譲許を相手国に与え、百一品目の譲許を獲得いたしました。

なお、欧州経済共同体六カ国のうち、わが国に対しガット三十五条を援用しているフランスなど四カ国とわが国との間でも、譲許を相互に適用することにつき、別途交換公文で規定しております。

次に、日本国とニュー・ジーランドとの間の通商協定の改正議定書は、同国が本年三月わが国に対するガット三十五条の援用を撤回するに至つたため、現行の両国間通商協定に所要の改正を加えたものであります。

委員会は、以上両件に関し慎重審議を行ないましたが、詳細は会議録によつて御承認願いたいと存じます。

八月三十一日、質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

◎通商に関する日本国とニュー・ジーランドとの間の協定を改正する議定書

（昭三七・一〇・二条一三）

一、提案理由（八月二十三日）

（千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税会議に関する二議定書（昭三七―条九）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院外務委員長報告（八月二十四日）

○野田武夫君　ただいま議題となりました通商に関する日本国とニュー・ジーランドとの間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国が昭和三十年にガットに加入した際、ニュー・ジーランドはわが国に対しガット第三十五条を援用いたしましたが、昭和三十三年には、その援用を続けたまま両国間に通商協定が締結されました。その後、両国間の貿易は安定した発展を見るに至つたので、ニュー・ジーランドはガット第三十五条の援用を撤回することとなりましたので、現行の通商協定に所要の改正を加えるため本議定書が署名されました。

本議定書は、現行協定中のガット適用条項である第四条を削り、第五条の保護条項及び第七条3中の保護条項発動後の協議不調の場合には協定を廃棄し得る規定を削除することを規定しております。

本件は、八月十六日本委員会に付託され、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承を願います。

本件は、八月二十四日、討論を省略して採決を行ない、全会一致をもつて承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院外務委員長報告（九月一日）

（千九百六十年及び千九百六十一年の関税及び貿易に関する一般協定の関税会議に関する二議定書（昭三七―条九）の委員長報告と一括して掲載）

◎内閣総理大臣の所信に関する演説

（昭和三十七年八月十日）

○国務大臣（池田勇人君）　このたびの参議院議員選挙によつて、新たに選出された議員諸君を迎え、ここに臨時国会が召集された機会に、所信の一端を表明いたしたいと存じます。（拍手）

まず、今回の選挙において、非常に良好な投票率を見ましたが、国民諸君が、このように政治に対する積極的な関心を示されたことは、議会政治の将来のために、まことに意義深いことと存じます。（拍手）また、この選挙において国民の大多数がわが党とわが内閣に圧倒的な支持を与えられたことは、国民が、現実に即した適正な諸政策に共鳴し、自由と進歩を目ざす着実な政治に信頼されたことを示すものであり、心強く感ずる次第でございます。（拍手）私は、この点に深く思いをいたし、責任の一そう重大なことを痛感するとともに、奮起の念を禁じ得ないものであります。（拍手）

よつて、ここに、内閣の改造を断行して政府の陣容を一新し、さらに新たな決意と勇断をもつて内外にわたる要務に当たり、国民諸君の信頼と負託にこたえる覚悟であります。（拍手）

私は、過去二年間、政府の首班として、新しい国づくりに微力を尽くして参りました。それは、職なき人に職を与え、貧しき人、不幸な人々に最低限の生活を保障することから、さらに進んで、国民のすべてにその働く意思とすぐれた創造力を自由に発揮する機会を与え、それによつて実現される豊かな経済力を国民福祉と文化的生活の向上に充当し、もつて福祉国家を建設せんとするものであります。（拍手）

これがため、内にあつては、所得倍増計画を中軸として、インフレなき高度経済成長を助長し、所得水準の向上、雇用の増大、各般の所得格差の解消並びに社会保障の拡充、減税の断行等、国民生活の安定と向上に努めて参つたのであります。（拍手）また、外に対しては、平和外交と経済外交を推進して、わが国の国際的信用の向上に特段の意を用いて参りました。私は、これらの施策が着実にその成果を上げつつあることを確信し、今後におきましても、この方向に一段の努力をいたすとともに、さらに歩を進めて、文教の高揚とその刷新に努め、国づくりの根本たる人づくりに全力を尽くす決意であるのであります。（拍手）

私は、ここに、ますます政府みずからの綱紀を正すとともに、法秩序無視の傾向と暴力的風潮を排除し、正義と自由を重んずる美風の確立に努める所存であります。なかんずく、青少年の育成については、徳性を涵養し、祖国を愛する心情を養い、時代の進運に必要な知識と技術とを身につけ、わが国の繁栄と世界平和の増進に寄与し得る、よりりつぱな日本人をつくり上げることを眼目とする考えであるのであります。（拍手）

次に、外交方針につき申し述べます。

私は、再三にわたり、内政と外交は本来一体であるという信念を披瀝して参りました。内に平和と秩序が保たれ、国民の旺盛な活力

の展開と国論の一致とがあつて、初めて力強い外交が可能になるわけであります。（拍手）また、よく外国の信頼と畏敬にこたえ得る外交があつてこそ、横溢した国力の展開の場が提供されるものであることは申すまでもありません。

御承知のように、われわれは、平和維持機構としての国際連合の強化をはかりつつ、理想を同じくする自由圏諸国との提携を密にし、アジア、アフリカ並びに中南米諸国と相協力することを外交の基本方針として参つたのであります。同時に、共産圏諸国とは相互の立場を明確にし、内政不干渉の原則に立つて、経済と文化を中心とする友好関係の増進をはかつてきたのであります。

国際連合の果たす役割は、ますます重要の度を加えるに至りました。わが国は、その有力な一員として、常に公正、かつ、建設的な世界世論の形成に寄与し、加盟各国の高い評価を受けてきましたが、今後も一そうこの努力を続け、国際連合において、名誉ある日本の責任を果たして参る所存であります。（拍手）

思うに、今日の世界は、東西陣営のきびしい対立に加え、先進国と後進国との間の容易に解決し得ぬ格差のため、緊張の緩和は、にわかにこれを望みがたい状況にあります。わが国はその間に処して、みずからの平和と繁栄の基礎を固めることを第一義としなければなりませんが、同時に、また、世界における緊張の緩和に寄与するところがなければなりません。わが国が、核戦争と、その危険に通ずる一切の措置に強く反対し、アジアの友邦を初めとして、アフリカ並びに中南米諸国にあとう限りの経済及び技術の協力を実行してきたゆえんのものもここにあるのであります。（拍手）

わが国と自由圏諸国との協調は、幾多の利害の対立を克服しながらいよいよ緊密の度を加え、自由圏との貿易は対米輸出を初めとして順調な伸張を示しております。われわれは、さらに相互の理解を深め、互恵と協力の精神をもつて、新たに貿易拡充の場を見出していかねばなりません。英国の欧州経済共同体に対する加盟が当面の問題となり、米国が通商拡大法案を通じてこれと協調する姿勢を進めてきたことは今後における世界経済の再編成を物語るものであります。わが国としては、つとにこの趨勢を察知し、為替及び貿易の自由化を中核として秩序ある輸出体制の整備を進め、あわせてわが国への差別的な輸入制限に対して根気よくその除去に努め、その結果多数の国との間に通商航海条約の締結を見つつある次第であります。今後もこの方針に基づいて貿易の拡大をはかつて参る所存でありまして、私が近く英国を初め欧州諸国を歴訪せんとするゆえんも、世界の平和と貿易の拡大について、関係国の首脳と隔意なき意見の交換を遂げたいためであるのであります。

日韓両国が、いまだに正常な国交関係に恵まれないことは、両国民の不幸であり、隣合う両国にとつてきわめて不自然なことでもあります。政府としては、両国間に横たわる諸問題の合理的、現実的な解決を通じて、すみやかに国交の正常化をはかるため、誠意をもつて努力する所存であります。（拍手）

次に、経済政策につき申し述べます。

過去二年の間に、わが国の国民総生産は実に五兆円に近い増加を示しました。その間、卸売物価はほぼ安定し、国民の消費水準は目ざましい向上を見たのであります。インフレなき経済の成長を実現することは、世界各国に共通する宿願でありますが、われわれは、国民諸君の創造力の発揮と勤勉努力とによつて、よくこれをなし遂げたのであります。ここにあらためて日本経済の実力を認識するとともに、その前途に強い自信を持つものであります。（拍手）しかし、この目ざましい発展が、その過程において国際収支の悪化その他のひずみを起こし、各方面から批判の的となつたことも事実であります。

政府は、これに対処するため、財政金融において引き締め基調を堅持するとともに、一連の輸出振興策を推し進めて参つたのでありますが、これら諸施策の効果がようやく浸透して、輸出は増加し、輸入は落ちつき、国際収支も改善を見つつありますことは、まことに心強いと思います。（拍手）しかしながら、これをもつて、にわかに気をゆるめてはならないのでありまして、景気調整の建前を堅持しつつ、経済情勢の推移に即して、健全な経済成長の基盤を確立するよう、産業体制の強化に努めて参りたいと思います。

申すまでもなく、国際収支の均衡は長期にわたるものでなければなりませんが、今や、欧州経済共同体の進展に伴い、国際競争が一そう激しくなることの予想される中にあつて、貿易の自由化を進めながら、国際収支の均衡を維持していくためには、容易ならぬ努力が必要であります。すなわち、国民経済全体として、国際的な視野に立ち、生産性の向上と国際協力を基調とする産業の体質改善を進めていくことが要請されるのであります。政府としては、一面において、道路、港湾、治山、治水、住宅等立ちおくれた社会資本の充実並びに科学技術の振興に特段の配慮を加えるとともに、他面、貿易の自由化、関税の相互引き下げの傾向等に即応して、財政、金融、産業等の分野にわたり各般の措置を強力に講ずる所存であります。

なかんずく、当面の課題として、中小企業における近代化の達成に重点を置くとともに、石炭、非鉄金属、海運等については、その実態に即し周到な対策を講じて参りたいと思います。同時に、経済の急速な発展と変化に即応する雇用問題の処理については十分の留意を払うつもりであります。また、農林漁業については、さきに制定された農業基本法並びに今国会において引き続き御審議を願つている水産関係法案を軸として、その構造改善を重点的に強く推進して参りたいと考えております。（拍手）

物価の安定には、今後とも積極的な努力を傾注する必要があります。国際競争力の指標たる卸売物価の安定にかかわらず、消費者物価の上昇が見られることは注意を要するところであります。この上昇については、旺盛な需要の増大に伴う需給の不均衡によるもの、生活内容の向上や労働事情の変化によるもの並びに産業構造の高度化に伴う資本費の増加によるものなど、その原因を分析して、これに対応する措置を考えなければなりません。このような消費者物価の上昇は、先進国型経済への急速な移行に伴うやむを得ない面も考えられますが、今後の対策としては、合理的な理由のない値上げに

ついては、極力抑制することはもちろん、財政金融政策を通じ、国民経済の生産性を高める方策を講じつつ、流通過程の合理化等の措置を進め、生活の水準とその内容の向上に即応する適切な施策の樹立とその実行に努めて参る方針であります。（拍手）

今回の選挙において公約した諸政策は、いずれも以上申し述べた基本方針に基づくものでありまして、私は、すみやかにその実施について準備を進め、明年度予算に織り込む等、着々その具体化をはかりたいと考えております。

特に、今国会に提出いたしました産業投資特別会計法の改正案は、すでにその基本となる条約と予算について議決を得ております。わが国の国際的信用を確保するためにも、また、輸出振興、住宅、農林漁業等に出資するための財源を確保するためにも、すみやかに可決下さいますよう切に願うものであります。（拍手）

今や、わが国の国力の充実と国際的地位の向上は、目ざましいものがあります。その反面、わが国とわれわれ国民に課せられた責任も重大であります。私は、この点に深く留意し、ここに決意を新たにして、勇断をもつて事に当たる覚悟であります。

われわれの念願とする祖国の平和と繁栄は、われわれみずからの信念と努力によつてのみ達成されるものであることを、この際諸君とともに心に銘記したいと存じます。（拍手）

国民諸君の一段の御理解と建設的な御協力を切望してやみません。（拍手）

法律成立経過

（可―提出原案又は送付案可決、修―修正議決（委員会欄「修」、本会議欄「修」とあるのは委員会修正議決、本会議は委員長報告通り修正議決）承―承認）

法律案	提出	衆議院 委員会	衆議院 本会議	参議院 委員会	参議院 本会議	成立月日	公布年月日 法律番号	施行年月日
産業投資特別会計法の一部を改正する法律	衆 八、四	大 八、一四	八、三 可	大 八、三	九、一 可	九、一	三七、九、四 法一四八号	日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日一部は公布の日
法務省設置法の一部を改正する法律	衆 八、九	内 八、九	八、三 可	内 八、一四	八、三 可	八、三	三七、九、五 法一四九号	公布の日から起算して五月を経過した日
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（内閣、第四十回国会提出）	衆 三七 四、三〇	地 八、四	八、四 可	地 八、二七	八、三〇 可	八、三	三七、九、六 法一五〇号	公布の日
公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律（内閣、第四十回国会提出）	衆 三七 五、一	文 八、四	八、三 可	文 八、三	八、二六 可	八、三	三七、九、六 法一五一号	公布の日
地方公務員共済組合法（内閣、参議院送付、第四十回国会提出）	参 三七 三、三	地 四、三 八、四	五、七 修 八、二 修	地 三、二三 八、二三	四、二〇 可 八、三〇 可	四、二三 可 八、三 可	三七、一二、一 一部は公布の日 法一五三号	公布の日から起算して六月を経過した日

| | | |

附録

◎召集及び会期

一、召集　昭和三十七年七月二十日官報号外をもつて、次の詔書が公布された。

○詔書

日本国憲法第七条並びに国令法第一条及び第二条の三によつて、昭和三十七年八月四日に、国会の臨時会を東京に召集する。

御名御璽

昭和三十七年七月二十日

内閣総理大臣　池田　勇人

二、会期

当初決定された会期　八月四日から九月二日まで三十日間

◎委員会及び委員長名

一、常任委員会

委員会名＼議院名	衆議院	参議院
議院運営	佐々木秀世(自)	小沢久太郎(自)
内閣	永山忠則(自)	村山道雄(自)
地方行政	永田亮一(自)	石谷憲男(自)
法務	高橋英吉(自)	鳥畠徳次郎(自)
外務	野田武夫(自)	岡崎真一(自)
大蔵	臼井莊一(自)	佐野廣(自)
文教	床次徳二(自)	北畠教真(自)
社会労働	秋田大助(自)	加瀬完(社)
農林水産	長谷川四郎(自)	櫻井志郎(自)
商工	逢澤寛(自)	赤間文三(自)
運輸	木村俊夫(自)	金丸冨夫(自)
通信	本名武(自)	伊藤顕道(社)
建設	福永一臣(自)	木村禧八郎(社)
予算	塚原俊郎(自)	木内四郎(自)
決算	津雲國利(自)	鈴木壽(社)
懲罰	大森玉木(自)	佐多忠隆(社)

自民―自由民主党
社―日本社会党
公―公明会
民―民主社会党
第二―第二院クラブ

二、特別委員会

衆議院			
委員会名	委員長名	設置年月日
災害対策	稲葉　修(自)	昭三七、八、四
公職選挙法改正に関する調査	辻　寛一(自)	昭三七、八、四
科学技術振興対策	寺島隆太郎(自)	昭三七、八、四
石炭対策	上林山榮吉(自)	昭三七、八、四
オリンピック東京大会準備促進	島村一郎(自)	昭三七、八、四

参議院		
委員会名	委員長名	設置年月日
科学技術振興対策	田上松衞(民)	昭三七、八、一〇
オリンピック準備促進	加賀山之雄(第二)	昭三七、八、一〇
災害対策	辻　武壽(公)	昭三七、八、一〇
公職選挙法改正に関する調査	青柳秀夫(自)	昭三七、八、一〇
エネルギー対策	堀末治(自)	昭三七、八、一〇

不成立法律案審議経過

○衆議院議員提出

法案名	提出院	衆議院 委員会			衆議院 本会議		参議院 委員会			参議院 本会議		備考
	議院名	委員会名	付託月日	審査終了月日	結果	議決月日	委員会名	付託月日	審査終了月日	結果	議決月日	結果	
昭和三十七年度分の都道府県民税等の減額に関する臨時特別法案(太田一夫君外九名提出)	衆 八、三	地	八、二五										衆、継続審査
鉱山保安法の一部を改正する法律案(井手以誠君外四十九名提出)	衆 八、二四	特別	八、二七										衆、継続審査
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外四十九名提出)	衆 八、二四	特別	八、二七										衆、継続審査
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(角屋堅次郎君外四十九名提出)	衆 八、二四	特別	八、二七										衆、継続審査
農薬取締法の一部を改正する法律案(井手以誠君外四十九名提出)	衆 八、二七	農水	八、二七										衆、継続審査
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(岡本隆一君外四十九名提出)	衆 八、二四	特別	八、二七										衆、継続審査
昭和三十七年七月及び八月の風水害による被害者の援護に関する特別措置法案(中村重光君外四十九名提出)	衆 八、二四	特別	八、二七										衆、継続審査

| | | |

| | | |

BZ-5-8
1201000036723
BZ
5
8
禁帯出

第四十二回国会制定法審議要録

会期（昭和三十七年十二月八日から昭和三十七年十二月二十三日まで）

参議院法制局

1
3

（大蔵省印刷局製造）

第四十一回国会衆議院

第四十二回国会制定法審議要録

会期（昭和三十七年十二月八日から昭和三十七年十二月二十三日まで）

参議院法制局

BZ
58
314.551
Sa
4th
III

凡例

一、本書は、第四十二回国会(臨時会)において成立した法律並びに議決された昭和三十七年度一般会計補正予算外二件の提案理由説明及び両議院における委員長報告並びに成立した法律等の審議経過を収録することを目的とし、併せて、内閣総理大臣の所信に関する演説、第四十二回国会会期調、委員会及び委員長一覧表並びに不成立法律案の審議経過等を掲げたものである。

提案理由は、両議院において概ね同一趣旨の説明がなされているので、便宜上、先議院における提案理由説明のみを収録することとした。

二、提案理由及び委員長報告は、会議及び委員会の速記録をそのまま転載したものである。

三、委員長報告は、先議議院におけるものを先に、後議議院におけるものを後に登載した。

国立国会
38.5.-2
図書館書

606622

四、成立した法律は内閣提案のものである。

目次

○法律第一六三号　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭三七・一二・二六公布）……一
○法律第一六四号　昭和三十七年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律（昭三七・一二・二六公布）……四
○法律第一号　農林省設置法の一部を改正する法律（昭三八・一・一六公布）……六
○昭和三十七年度一般会計補正予算（第1号）（昭三七・一二・二二成立）……一〇
○昭和三十七年度特別会計補正予算（特第1号）（昭三七・一二・二二成立）……一七
○昭和三十七年度政府関係機関補正予算（機第1号）（昭三七・一二・二二成立）……一八
○内閣総理大臣の所信に関する演説（昭三七・一二・一〇）……一九

法律の件名索引（五十音順）

（し）

○昭和三十七年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律（昭三七・一二・二六法一六四）……四

（ち）

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭三七・一二・二六法一六三）……一

（の）

○農林省設置法の一部を改正する法律（昭三八・一・一六法一）……六

法律の部門別索引

第四十二回国会において成立した法律を、第一憲法、第二行政一般、第三地方制度の三部門に分類して掲載した。

第一　憲　法

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭三七・一二・二六法一六三）……一

第二　行政一般

○農林省設置法の一部を改正する法律（昭三八・一・一六法一）……六

第三　地方制度

○昭和三十七年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律（昭三七・一二・二六法一六四）……四

◎地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

（昭三七・一二・二六法一六三）

一、提案理由（十二月十七日）

○篠田国務大臣　ただいま議題となりました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

御承知のように、都道府県及び市町村を通じて、全国大多数の地方公共団体におきましては、議会の議員または長の任期が明年三月、四月または五月に満了することとなるのでありまして、現行法によりますれば、その任期満了前三十日以内に多数の地方選挙が集中して行なわれることになるのであります。

政府といたしましては、前例にもかんがみ、これら多数の選挙の円滑な執行と選挙執行経費の節約を期するとともに、国民の地方選挙に対する関心を高める意味において、これらの選挙の期日を統一して行なうことが適当であると考え、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容の概略について御説明申し上げます。

第一に、期日を統一する選挙の範囲につきましては、㈠明年三月から五月までの期間に任期が満了することが予定されている地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

共団体の議会の議員または長の任期満了による選挙を三月以降に行なう場合、㈡これらの議会の議員または長について選挙を行うべき事由が発生し、三月及び四月中に選挙を行なうこととなる場合、並びに㈢新都市の議会の議員及び長について設置選挙を行なうべき事由が発生した場合を除き、明年三月から五月までの期間に任期が満了することが予定されていない地方公共団体の議会の議員または長等について選挙を行なうべき事由が発生し、三月及び四月中に選挙を行なうこととなる場合について、これらの選挙の期日を統一することといたしております。

第二に、選挙の期日につきましては、都道府県及び指定都市の選挙にあつては、年度末の都道府県議会等の会期との関係及び引き続いて行なわれる市町村の選挙との関係を考慮して、これを四月十七日とし、市町村の選挙にあつては、市町村の選挙における立候補届出の受理の事務と都道府県等の選挙における投票及び開票の事務との関係を考慮して、これを四月三十日とするとともに、これらの選挙期日を告示する日につきましては、各選挙の選挙運動期間が公職選挙法に規定する最短期間となるように、これを法定いたしたのであります。

第三に、この法律の規定により統一期日に行なわれる各選挙は、法律上当然に同時選挙の手続によつて行なうものとして選挙管理事務の簡素化をはかるとともに、都道府県または指定都市の選挙の候補者となつた者は関係地域において行なわれる市町村の選挙の候補者となることができないこととして、重複立候補による弊害を除く

ことといたしました。

また、知事及び指定都市の長の選挙の場合を除き、都道府県及び市の選挙においても、町村の議会の議員及び長の選挙の場合と同様に、小型貨物自動車を使用することもできることとして、多数の選挙が一斉に行なわれることによる乗用自動車の入手困難な事態を緩和するとともに、後援団体に関する寄付等の禁止期間を各選挙の期日前九十日から選挙の期日までの期間とすることといたしました。

なお、この法律の規定の適用を受ける選挙の手続その他その執行に関し特に必要があるときは、政令で特別の定めをすることができるものとし、選挙の円滑な執行をはかることといたした次第であります。

以上が、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長報告（十二月十八日）

○辻寛一君　ただいま議題となりました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案につきまして、公職選挙法改正に関する調査特別委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、都道府県及び市町村を通じて、多くの地方公共団体の議会の議員または長の任期が、明年三月、四月及び五月に満了することになつており、現行法によれば、その任期満了前三十日以内に多数の地方選挙が集中して行なわれますので、これら多数の選挙の円滑な執行と、選挙執行経費の節約を期するとともに、国民の地方選挙に対する関心を高める意味において、これらの選挙の期日を統一して行なわんとするものであります。

その要旨を簡潔に申し上げます。

第一は、昭和三十八年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員または長の任期満了による選挙等の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なう場合を除き、都道府県及び指定都市の選挙にあつては昭和三十八年四月十七日、指定都市以外の市及び町村の選挙にあつては同月三十日とし、また、各選挙の告示の期日をそれぞれ統一しようとするものであります。

第二は、統一期日に行なわれる各選挙は、同時選挙の手続によつて行なうとともに、都道府県または指定都市の選挙と市町村の選挙との重複立候補を禁止するものであります。

第三は、知事及び指定都市の長の選挙の場合を除き、都道府県及び市の選挙においても、町村の議会の議員または長の場合と同様に、小型貨物自動車を使用することができることとし、また、後援団体に関する寄付等の禁止期間を各選挙の期日前九十日から選挙の期日までの期間とすることであります。

なお、この法律の適用を受ける選挙の手続に関し、特に必要があるときは政令で特別の定めをすることができることといたしております。

次に、審議の経過並びに結果について申し述べます。

本案は、去る十日本委員会に付託され、昨十七日、趣旨の説明を聴取し、質疑を終了いたしましたところ、日本社会党堀昌雄君外七名から、後援団体に関する寄付等の禁止期間について、それぞれの選挙の期日前九十日からとあるを、昭和三十八年一月一日からとする内容の修正案が提出されました。次いで、採決いたしましたところ、修正案は否決せられ、原案は起立多数をもつて可決せられました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院公職選挙法改正に関する特別委員長報告（十二月二十三日）

○青柳秀夫君　ただいま議題となりました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案について、本特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は、明年三月から五月までの間に任期が満了することになる地方公共団体の議会の議員または長の任期満了による選挙等を三月以降に行なう場合には、その選挙の期日を統一して、都道府県及び指定都市の選挙は四月十七日、指定都市以外の市及び町村の選挙は四月三十日とし、統一期日に行なわれる各選挙は、同時選挙としてこれを行なうこととし、都道府県または指定都市の選挙の候補者となつた者は、関係区域において行なわれる市町村の選挙の候補者となることができないこととなつております。

また、知事及び指定都市の長の選挙を除き、都道府県及び市の選挙においても小型貨物自動車の使用を認めることとするとともに、後援団体に関する寄付等の禁止期間を各選挙の期日前九十日から選挙の期日までとすること等が、その要点であります。

本特別委員会におきましては、慎重審議の結果、十二月十九日質疑を終局し、翌二十日討論に入りましたところ、格別の発言もなく、採決の結果、本法案は多数をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

◎昭和三十七年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律

（昭三七・一二・二六法一六四）

一、提案理由（十二月十一日）

○藤田政府委員　ただいま議題となりました昭和三十七年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

今回、政府は人事院の勧告に基づき、本年十月一日から国家公務員の給与改定を実施することといたしましたが、これに伴いまして地方団体においても、国家公務員に準じ地方公務員の給与改定を実施することができるようその必要な財源を保障することといたしたいのであります。これがためには給与改定に要する経費を、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入しなければなりませんので、その基礎となる単位費用について本年度分の特例を法定する必要が出て参ります。

以上が、この法律案を提出した理由であります。

次に、この法律案の内容の要旨につき御説明申し上げます。

ただいま申し上げましたように、地方公務員の給与改定に要する経費を基準財政需要額に算入するためには、その積算に用いられる単位費用を改める必要があります。

そこで、現行単位費用算定の基準となつております職員給与費について、本年十月一日から国家公務員に準じて給与改定を実施した場合の経費によつて単位費用を再算定し、これを本年度の特例単位費用とし、現行地方交付税法に規定する単位費用にかえて適用することといたしたのであります。

なお、本年十月から実施を予定いたしておりました地方公務員の退職年金制度は、関係法律の成立時期の関係でこの十二月から発足いたしましたため、財源計算に若干の異動を生じて参りましたので、今回の単位費用の改定にあたつては、この点をも勘案いたしております。

この結果、基準財政需要額はすでに決定した額よりも総額においては三百十七億円、そのうち地方交付税の交付を受ける団体分においては二百三十億円の増加となる見込みであります。

この法律案に基づいて、新たな単位費用を用いて算定した基準財政需要額が、法人事業税並びに道府県民税及び市町村民税法人税割について最近の実積に基づき再算定した基準財政収入額をこえる額を基準として本年度の普通交付税の額を決定する予定であります。

従いまして、本年八月に決定し、各地方団体に交付した地方交付税は昭和三十七年度分の普通交付税の額の概算交付額とみなすこととし、その旨を附則に規定した次第であります。

以上が昭和三十七年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院地方行政委員長報告（十二月十八日）

○永田亮一君　ただいま議題となりました昭和三十七年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、人事院の勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて地方公務員の給与改定を行なうに必要な経費を、昭和三十七年度分の普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するため、単位費用の特例を設けようとするものであります。

本案は、十二月八日本委員会に付託、十一日藤田自治政務次官より提案理由の説明を聴取、昨日、質疑を終了、民主社会党を代表して門司亮君から反対の討論があり、次いで、採決の結果、賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます（拍手）

三、参議院地方行政委員長報告（十二月二十三日）

○石谷憲男君　ただいま議題となりました昭和三十七年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案について、地方行政委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法案は、国家公務員の給与改定に準じ、地方公務員の給与改定を行なうため必要な経費を、昭和三十七年度分の普通交付税につき基準財政需要額に算入するため、その基礎となる単位費用について、本年度分の特例を定めようとするものであります。

その内容は、給与改定に伴う本年度の特例単位費用を定めて普通交付税の額を算定することとし、この法律の施行前すでに本年八月に決定された昭和三十七年度分の普通交付税の額は概算交付額とみなすものとすること等が、その要旨であります。

本委員会におきましては、十二月十三日、篠田自治大臣から提案理由の説明を聞いた後、政府当局との間に質疑応答を重ね、慎重審査を行ないましたが、その詳細については会議録によつてごらんを願いたいと存じます。

十二月二十日質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は多数をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

◎農林省設置法の一部を改正する法律

（昭三八・一・一六法一）

一、提案理由（二月二十二日）第四十回国会

○河野国務大臣　ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案の提案の理由と改正の内容を御説明申し上げます。

第一は、農林本省の内部部局として園芸局を新設することであります。

最近における国民生活の向上に伴いまして、果実、野菜等の園芸農産物の生産は急速に増加し、今後におきましても需要が確実に増大していく成長部門として、畜産と並んで、その発展が最も期待されております。このような園芸部門の現在及び将来における発展拡大に応じまして、農林行政の面におきましても、その生産対策、流通対策、さらには加工、消費の各分野につきまして適切な施策を総合的に講じ得る体制を早急に確立する必要が高まつておるのであります。このような見地から、園芸農産物等に関する行政を振興局から分離いたしまして、新たに園芸局を設置することといたしたのであります。

第二は、振興局を改組して、農政局とすることであります。

農業に関する行政組織は、今回、園芸局が設置されることにより、畜産局及び蚕糸局を含めまして園芸特産、畜産及び蚕糸の各部門につきまして、生産、流通及び消費を通ずる行政を一貫して担当する組織が確立することになるのでありますが、反面、現在の家族農業経営が複合的な形態で行なわれている実情を考えますとき、今後における農業に関する諸施策を円滑に、かつ総合的に実施して参りますためには、地域の実態に即して農業経営を改善するという観点から農業行政を所掌する部局の必要性が一そう高まつていると思われるのであります。

このため、園芸局分離独立後の振興局は、残された米麦、雑穀等の生産部門についての行政を担当することとともに、以上のような機能を果たすことを期待することとし、現在、農林経済局において所掌しております農業行政に関する企画、農業協同組合その他の農業団体に対する指導助成等の事務をこれに移管するほか、農業構造の改善に関する事務を追加する等その所掌事務を整備し、これを農政局として改組することといたしたのであります。

なお、農林経済局につきましては、農政局への事務移管のほか、大臣官房から国際協力関係事務を移管する等、その所掌事務を整備し、農林水産業を通ずる貿易及び国際協力並びに農林水産物の流通及び農林水産業に関する金融上の施策を通じて、農林漁業者及び消費者の福祉の増進をはかる部局としての性格を明確にいたすこととしております。

第三は、地方支分部局として地方農林局を設置することであります。

農林省の地方支分部局といたしましては、従来、本省に農地事務局及び統計調査事務所、食糧庁に食糧事務所、林野庁に営林局及び営林署、水産庁に漁業調整事務局及び事務所がそれぞれ置かれ、地方における国の事務の遂行に当たつていたのでありますが、今後における農林行政は、従来にも増して地域の特性に適合した、弾力的かつ総合的なものとして展開される必要があり、行政組織の面においてもこれに即応する体制の整備が必要とされるに至つております。

このような見地から、従来の地方支分部局のうち、農地事務局並びに漁業調整事務局及び事務所、統計調査事務所の一部を統合し、さらに、従来本省でもつぱら処理していた事務を大幅に移管することとし、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国及び九州の七地方農林局を設けることといたしたのであります。

第四は、林野庁の所掌事務のうち、労務管理、組合交渉及び職員の福利厚生に関する事務の複雑繁忙なる事情にかんがみ、これらの事務を従来所掌していた林政部から分離し、新たに職員部を設置することであります。

第五は、水産庁につきまして、人事、会計等の庶務を長官官房において行なうこととするとともに、次長を廃止し、各部の所掌事務の整備を行なう等、その機構及び所掌事務に改善を加えることであります。なお、この際水産庁設置法を廃止し、農林省設置法に水産庁に関する規定を加えることといたしております。

その他、肥料検査及び飼料検査の効率化をはかりますために、肥料検査所及び飼料検査所の統合によつて、肥飼料検査所を設置する等、若干の規定の整備を行ないますとともに、農林省の定員に所要の変更を加えようとするものであります。

農林省設置法の一部を改正する法律

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告（八月三十一日第四十一国会）

○永山忠則君　ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本案の要旨を申し上げますと、

第一は、農林省の内部部局として新たに園芸局を設置し、振興局を農政局に改組し、農林経済局の所掌事務を整備することでございます。

第二は、肥料検査所及び飼料検査所を統合して肥飼料検査所を設置することでございます。

第三は、農林省本省の地方支分部局として新たに七つの地方農林局を設置し、これに農地事務局等を統合することでございます。

第四は、林野庁に職員部を、水産庁に長官官房をそれぞれ新たに設置するほか、水産庁に関する規定を整備して農林省設置法に加え、水産庁設置法は廃止することでございます。

第五は、定員外職員の定員化等のため、職員の定員を八百六十二人増員すること等でございます。

本案は、前国会より継続審査となり、八月四日あらためて本委員会に付託され、十四日政府より提案理由の説明を聴取いたし、慎重

に審査を行なつたのでありますが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

かくて、三十一日、質疑を終了いたしましたところ、自由民主党の岡崎英城君外四名より、施行期日等を改める修正案が提出されて、その趣旨説明が行なわれ、次いで、討論に入り、日本社会党を代表して有馬委員が反対の意見を、自由民主党を代表して藤原委員が賛成の意見をそれぞれ述べられました後、採決の結果、本案は多数をもつて修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、自由民主党岡崎英城君より、政府は、地方農林局に対しては、できるだけ大幅に法律上及び予算上の権限を委譲すること並びに地方農林局の位置及び管轄区域については、今後十分検討の上改善を加えることに留意すべきであるという趣旨の附帯決議案が提出され、これまた多数をもつて議決されたのでございます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院内閣委員長報告（十二月二十一日）

○村山道雄君　ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第四十回国会に内閣より提出せられ、前国会、衆議院において施行期日等について修正の上、本院に送付され、継続審査を行なつていたものでありまして、そのおもなる改正点は、振興局の事務の一部を分離して園芸局を新設すること、振興局を農政局に改組すること、肥料検査所及び飼料検査所を統合して肥飼料検査所を設置すること。地方支分部局として全国七カ所に地方農林局を設置し、これに伴つて、農地事務局、漁業調整事務局等の廃止を行なうこと、林野庁に職員部を新設すること、水産庁の機構及び所掌事務の整備を行ない、あわせて水産庁設置法を廃止して、農林省設置法に水産庁に関する規定を加えること、事業計画に伴つて定員に所要の変更を加えること等であります。

本委員会におきまして熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。質疑を終わり討論に入りましたところ、石原委員より、自由民主党を代表して修正案が提出せられました。

その要旨は、第一に、林野、水産及び統計調査の事務を地方農林局に所掌せしめることについては、なお、慎重に検討を要するものがあるので、この際、これらの事務を地方農林局の所掌事務から削除するとともに、その名称を地方農政局と改めること、第二に、前国会で成立いたしました漁業法の一部を改正する法律により新たに設置された玄海連合海区漁業調整委員会を水産庁の付属機関と定めること、第三に、施行期日及び定員について所要の修正を行なうこと等でありまして、右の修正部分を除く原案に賛成の発言があり、鶴園委員より日本社会党を代表し、鬼木委員より公明会を代表し、田上委員より民主社会党を代表して、それぞれ要望を述べて、修正案及び修正部分を除く原案に賛成の発言がありました。採決の結果、石原委員提出の修正案及び右の修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもつて可決せられ、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

四、衆議院内閣委員長報告（十二月二十二日）

○永山忠則君　ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

詳細は会議録によつて御承知を願うこととし、また、その要点は、前国会で申し上げておりますので、これをこの際省きます。

本案は、第四十回国会に提出され、前国会においては本院を通過しましたが、参議院において継続審査となり、十二月二十一日、参議院より本院に送付され、当委員会に付託されたのであります。

参議院において修正されましたおもなる点を申し上げますと、政府原案の地方農林局を地方農政局と改称するとともに、その権限を縮小して、農林本省の所掌する農畜産業に関する事務のみを分掌させることにいたしたのでございます。

当委員会においては、二十一日、参議院における修正点について説明を聴取した後、質疑に入りましたところ、別に質疑もなく、また、討論の通告もありませんので、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもつて参議院送付案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

農林省設置法の一部を改正する法律

◎昭和三十七年度一般会計補正予算(第1号)(昭三七・一二・一二成立)

一、提案理由(十二月十一日)

○田中国務大臣　政府は、今回、昭和三十七年度一般会計補正予算(第1号)、特別会計補正予算(特第1号)及び政府関係機関補正予算(機第1号)を国会に提出いたしました。ここに、予算委員会の御審議をお願いするにあたりまして、その概要を御説明申し上げます。

今回の一般会計予算補正による歳入歳出の追加額は、それぞれ五百四十二億円でありまして、この結果、昭和三十七年度予算の規模は、歳入歳出とも二兆四千八百十億円と相なるわけであります。

歳出につきましては、公務員の給与改善を初め、予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊急に措置を要することとなつた経費を追加計上いたしております。

補正追加を行ないます事項のそれぞれにつき御説明申し上げます。

まず、給与改善費でありますが、これは、去る八月十日及び昨年十二月十四日に行なわれた人事院勧告を尊重して、本年十月から国家公務員等の給与を改善するとともに、暫定手当の整理合理化を行なうために必要な経費であります。これに基づく一般会計の補正所要額は、一般会計職員分百二十一億円、特別会計繰り入れ分六億円、義務教育費国庫負担金分七十六億円及び補助職員分十七億円、合計二百二十億円となつております。

次に、石炭対策費であります。石炭対策費につきましては、石炭鉱業の近代化、合理化及び雇用に関する対策を促進するため、三十七年度当初予算においても百八億円を計上したのでありますが、事態の緊急性にかんがみ、これらの対策を一そう促進するため、近代化資金、炭鉱整理促進費を中心に合理化対策として二十七億円、産炭地域振興対策として一億五千万円、炭鉱離職者就職促進手当の創設等離職者援護対策として三億円、合計三十一億円を追加計上いたしております。

なお、これに関連して、財政投融資計画においても、資金運用部資金をもつて、日本開発銀行からの石炭鉱業向け設備資金融資額四十五億円及び石炭鉱業合理化事業団からの整備資金融資額五十五億円、合計百億円を追加し、石炭鉱業の近代化、合理化を促進することといたしております。

次に、災害復旧事業費でありますが、今回、百三十四億円を追加計上し、過年災害の復旧事業を推進することといたしております。すなわち、三十四年災害及び三十五年災害については、その後の復旧事業の実施状況を実地調査した結果によりまして、また、三十六年災害については、本年度当初予算作成後における査定の進捗に伴い被害額が増加したこと及び災害特例法による指定によつて国費額が増加したこと等によりまして、三十七年度においてこれら事業費の追加を必要とすることとなつたものであります。

なお、本年発生災害については、すでに査定の終了したものにつき、既定予算の予備費のうちから百五億円を支出して応急措置を講じたのでありますが、その他についても、今後査定の進捗に応じて予備費を支出すればこれに対処し得る見込みでありますので、今回の補正予算では特に措置を講じておりません。

また、一般会計における災害復旧事業費の追加に伴う地方負担の増加に対処するため、財政投融資計画においても、地方公共団体に対し二十億円の資金運用部資金を追加することとし、災害復旧に万全を期しております。

最後に、地方交付税交付金でありますが、これは歳入面におきまして所得税及び法人税を追加計上いたしますことに伴い、補正を必要とするものでありまして、その総額は百五十七億円であります。

歳入につきましては、歳出需要の増加に対応して、現在のところ所得税及び法人税の収入増加五百四十二億円が確実に見込まれますので、これによりまかなうこととといたしております。

特別会計につきましては、以上申し述べました一般会計予算の補正及び公務員の給与改善に応ずる補正のほか、失業保険特別会計において、炭鉱離職者の雇用促進をはかるため、移転就職者用宿舎及び職業訓練施設を建設することとして、同会計の雇用促進事業団に対する出資金を四十六億円追加するとともに、食糧管理特別会計において、国内米の買入数量の大幅な増加が見込まれること、及びその買入価格が当初予算を上回つて決定されたこと等により、国内米買入費を五百五十三億円増額する等のため、それぞれ所要の補正を行なうこととといたしております。

最後に、政府関係機関につきましては、日本国有鉄道において、東海道幹線増設費の債務負担行為の限度額を百二十三億円引き上げ、工事の進捗をはかることといたしております。

以上、概要を御説明いたしましたが、なお詳細は政府委員をして説明いたさせます。何とぞすみやかに御審議の上御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院予算委員長報告(十二月十八日)

○塚原俊郎君　ただいま議題となりました昭和三十七年度一般会計補正予算(第1号)、同特別会計補正予算(特第1号)及び同政府関係機関補正予算(機第1号)につきまして、予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本補正三案は、去る十二月八日予算委員会に付託され、十二月十一日より審議を行ないました。その間、農地鉱害復旧費の国庫負担の問題についての本会議と予算委員会における農林大臣の発言をめぐつて五日間の審議停滞がありましたが、本日、質疑を終了し、採決が行なわれたのであります。

さて、本補正予算の内容をごく簡単に申し上げますと、御承知の通り、一般会計におきましては、公務員の給与改善費二百二十億円、石炭対策費三十一億円、過年災に対する災害復旧費百三十四億円及び地方交付税交付金百五十七億円、合計五百四十二億円を追加計上したものでございまして、これらをまかなう財源といたして

は、所得税及び法人税の自然増収をもつて充てられることになつております。

特別会計の補正予算は、公務員の給与改善、炭鉱離職者の雇用促進、国内産米の売買数量の増加及びその価格の引き上げ、並びに地方交付税交付金の増額に関連して所要の補正を行なつたものであり、また、政府関係機関の補正予算は、日本国有鉄道における東海道幹線増設費の債務負担行為の増額がなされたものであります。さらに、財政投融資計画におきましても、石炭対策及び災害復旧に関連して所要の改定を行なつておるのでございます。

以上が補正予算三案の骨子でございますが、次に、予算委員会における審議の経過について申し上げます。

御承知のように、本臨時国会は、補正予算、法律案ともに、公務員の給与改善に関するもの、及び石炭鉱業調査団の答申に基づく政府の石炭対策に関するものが中心になつているのでございますが、予算委員会におきましては、特にその重要性にかんがみまして、石炭対策に関する問題が論議の焦点となり、次いで外交問題、なかんずく、目下交渉中の日韓会談問題を初め、日中問題等に関する論議が展開されました。これらの詳細につきましては会議録をごらん願うことといたしまして、ここでは、最も論議の焦点となりました石炭問題について申し上げたいと存じます。

まず、質疑の問題点は、石炭の需要拡大と合理化対策、炭鉱離職者の雇用対策及び産炭地域振興対策等、石炭対策の基本問題各般にわたるものでございました。

質疑の要旨をとりまとめて申し上げますれば、およそ次の通りであります。

すなわち、政府は、石炭鉱業調査団の答申を尊重し、昭和四十二年度までに五千五百万トンの需要を確保することとし、池田総理は今回の政府の石炭対策は画期的なものであると言われているが、その内容は、いずれもきわめて不十分ではないか、五千五百万トンの需要確保をいかなる手段をもつて行なうのか、国内エネルギー資源の確保、炭鉱労務者の雇用の安定をはかるには、五千五百万トンの需要の確保だけでは不十分ではないか、石炭の需要拡大をはかるためには、火力発電の増加が必要であるが、そのために第二電発のような会社または国営による火力発電の意思はないか、重油消費税の創設や重油ボイラー規制法の延長をどうするのか、いまだにその方針すらきまつていないありさまではないか、また、雇用対策についても、合理化計画のワク外の離職者、つまり雇用計画に乗らない終閉山に伴う離職者対策はどうするのか、さらに、産炭地域振興対策として産業基盤の整備、大規模工場の誘致などをうたつているか、具体的に産炭地にいかなる企業を誘致するのか、これに必要な予算措置など三十八年度予算に計上する用意があるのか、また、終閉山による中小商工業者の不況に対していかなる対策をとるのか等について質疑が行なわれたのでございます。

これに対しまして、政府側から次のような要旨の答弁がございました。

すなわち、政府は、昭和四十二年度までに五千五百万トンの需要確保を目途として今後の諸計画を立案中であるが、今回は当面する緊急なものに限つて補正予算及び法律案を提出した。五千五百万トン確保の内容は、三十八年度予算編成において明確にする。国内エネルギー資源を確保するということもむろん大事なことではあるが、一方、国の産業全体の経済性をも考慮してその調和をはかることがより一そう大事なことである。従つて、政府は、国の経済性を無視しないという建前で五千五百万トンの需要確保に努力したい。火力発電に石炭を使用した場合のコスト高は将来続くものであるが、政府の石炭対策費は捨て金ではない。資本主義経済のもとで国営は全く考えていない。また、政府は、民間の産業に干渉しない方針のもとに第二電発のような会社を設立する考えもない。重油消費税の創設や重油ボイラー規制法の延長の問題は、三十八年度予算編成において明確にすべく目下検討中である。雇用対策については、石炭の合理化計画に応じた雇用計画によつて、国及び政府関係機関その他民間企業に三年以内に再就職させ、安定職業を与える。合理化計画、雇用計画に乗らない新たな終閉山による離職者に対しても、政府としては、別途雇用計画を立案して、離職者対策に万全を期して参りたい。また、産炭地域振興対策の一環としての工場誘致の問題については、目下政府及び産炭地域振興事業団において、あらゆる角度から慎重に検討中である。一応の研究対象として、築豊炭田地帯にたばこ工場、セメント工場、縫製工場、機械工場、常磐地区に窯業の建設が考えられておるが、これらは今直ちに国の予算をもつて実現できるものではなく、相当の時間を要する問題である。終閉山に伴う中小商工業者の不況対策については、なかなか実態の把握が困難であるが、政府としては本年度四百四、五十億円の財政資金が石炭関係に流れているので、産炭地における中小企業にも金は相当回つているものと考えているが、さらに、国民金融公庫、中小企業金融公庫を通じて融資をはかるとともに、税の徴収の面などにおいても適切な考慮を払い、実情に即したきめのこまかい措置を講じて参りたい。

以上の答弁がございました。

かくて、本日午前、質疑を終了し、日本社会党及び民主社会党欠席のまま、民主社会党より提出された補正予算三案の編成替えを求める動議を否決し、次いで、政府原案に対し、討論を省略して直ちに採決を行なつた結果、本補正予算三案はいずれも政府原案の通り可決された次第でございます。

以上をもちまして御報告といたします。(拍手)

三、参議院予算委員長報告(十二月二十二日)

○木内四郎君　ただいま議題となつております昭和三十七年度一般会計補正予算(第1号)、昭和三十七年度特別会計補正予算(特第1号)及び昭和三十七年度政府関係機関補正予算(機第1号)につきまして、予算委員会において行なわれました審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の補正予算は、国家公務員の給与の改善を初め、石炭対策その他、当初予算作成後に生じた事由に基づいて、特に緊要となつた

経費を追加計上したものでありまして、一般会計におきましては、歳入歳出とも五百四十一億五千余万円となつております。

歳出のおもなものといたしましては、まず、給与改善費につきまして、人事院の勧告に伴う国家公務員の給与を本年十月一日以降引き上げを行なうこととし、二百十九億余万円を計上いたしております。次に、石炭対策費につきましては、石炭鉱業の近代化及び雇用に関する対策等を一そう促進するため、三十一億余万円を計上いたしております。

次に、災害復旧事業費につきまして、その後の調査の結果増加を見るに至りました過年災害の復旧費百三十四億余万円を計上いたしております。このほか、所得税及び法人税の増収に伴い、地方交付税交付金の増加分として百五十六億余万円を追加計上したものであります。

これらの歳出をまかなう財源といたしまして、所得税及び法人税について、合計五百四十一億余万円の自然増収を見込んでおります。

以上申し上げました補正の結果、昭和三十七年度一般会計予算総額は、歳入歳出とも二兆四千八百九億五千九百二十二万八千円となります。

また、財政投融資につきましても、日本開発銀行及び石炭鉱業合理化事業団に対し、石炭対策資金として、合計百億円の融資を行ないますほか、地方債二十億円の追加をいたしております。

次に、特別会計の補正予算におきましては、給与の改善、米価の改定、その他一般会計補正予算に関連して、九つの特別会計について所要の補正を行なつたものでありまして、この結果、昭和三十七年度特別会計予算の合計額は、歳入四兆九千十一億八千五百八十三万四千円、歳出四兆六千七十二億三千八百六十六万九千円となります。

政府関係機関補正予算におきましては、日本国有鉄道の東海道幹線増設費について、工事の進捗状況等にかんがみ、債務負担行為の限度額を百二十三億円引き上げ、七百十四億円に改めることとしたものであります。

これら補正三案は、去る十二月八日国会に提出せられ、十二月十八日衆議院において可決の上、同日、本院に送付されたものでありますが、予算委員会におきましては、十二月十一日、田中大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、十二月十九日から昨日まで三日間にわたつて、池田内閣総理大臣並びに関係各大臣に対して質疑を行ないました。

以下、質疑のおもなものについて御報告申し上げます。

今回の補正予算は、衆議院における審議のいきさつもありまして、まず、国会の正常化が問題とされ、「池田総理は、一昨年秋の三党首のテレビ会談において、単独審議は行なわないと公約しているのに、衆議院における審議については、石炭対策問題で与野党の話し合いもほとんどついていたのに、わずかのことですべてを白紙に返し、話し合いの結果を破棄したのであるが、そんな必要があつたかどうか。首相は野党との話し合いについてどんな努力をした

か」などの質疑がありました。これに対しまして、池田内閣総理大臣から、「私は、常に寛容と忍耐をもつて国会の審議を円満に進めていくことを心がけてきており、単独審議は行なうべきでないから、社会党も審議拒否をしないでもらいたいと言つている。しかし、今回は会期も残りわずかになり、重要法案や予算が流れるようなことがあつては国民に対し申しわけないので、話し合いが決裂しても審議を進めなければならないものと考えたが、単独審議を指示したことはない。両党間の折衝については、党の正式機関にまかせてある」との答弁がありました。

次に、石炭対策につきましては、「政府は石炭鉱業調査団の答申をどの程度取り入れているか、需要の確保について、今後重油使用の増加により、石炭需要の減少をきたすおそれはないか。炭鉱経理の従前の赤字は今後の合理化の負担となると思うが、融資を考えているか、離職者の就職促進手当について引き上げる意思があるか、閉山するかどうかの瀬戸ぎわにある鉱山の育成についてどうするか」などの質疑がありました。これに対しまして、池田内閣総理大臣及び関係大臣から、「政府の石炭政策は、大体答申の線に沿つたものであり、産炭地振興対策などは答申の線よりもよくしているつもりである。需要の確保については、関係業界との話し合いもつき、極力努力をしている。炭鉱の従前の赤字については、今後合理化を進めることによつて解消していきたい。離職者の就職促進手当については、失業保険金等を考慮してきめたものであるが、物価等、経済情勢が変わる場合は考えたい。ボーダー・ラインにある鉱山の育成については、日本の産業全般について考え、将来経済性のあるものについては資金を出すことになる」との答弁がありました。

次に、公務員給与の問題につきましては、「人事院勧告では実施時期を五月一日としているのに、何ゆえ十月一日にしたのか。また地方公共団体では勧告が年度半ばに出ることについて迷惑をしており、年度初めに出すことを要望しているが、これについてどう考えるか」等の質疑がありましたが、これに対しましては、大橋国務大臣から、「勧告を五月一日から実施をすれば所要経費が千億円にも上り、他の財政需要等の関係から困難であつたため、十月一日にしたのである」。篠田自治大臣から、「勧告が年度半ばに出るので地方公共団体は迷惑しているのは事実で、できれば年度初めにするほうが望ましいと思つている」旨、佐藤人事院総裁からは、「その調整には目下苦慮している」旨それぞれ答弁がありました。

このほか、日韓交渉、日米貿易経済委員会におけるケネディ発言、失対事業の打ち切り問題等々、内外の諸問題につきまして質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録により御承知を願いたいと存じます。

かくて昨日まで質疑を続けて参りましたが、昨日の質疑の過程において、自由民主党の大谷委員から質疑打ち切りの動議が提出され、また日本社会党の藤田委員から委員長の不信任動議が相前後して提出されました。このため委員長不信任の動議が先議されることになりましたが、少数をもつて否決されました。

ついで大谷委員の提出にかかる質疑打ち切りの動議を採決の結

果、多数をもつて可決されました。ついで討論に入りましたところ、日本社会党を代表して松沢委員が反対、第二院クラブを代表して大竹委員が賛成、公明会を代表して小平委員が反対、民主社会党を代表して向井委員が反対、日本共産党を代表して須藤委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

かくて討論を終了し、採決の結果、予算委員会に付託されました昭和三十七年度補正予算三案は、多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

◎昭和三十七年度特別会計補正予算(特第1号)(昭三七・一二・一二成立)

一、提案理由(十二月十一日)

(昭和三十七年度一般会計補正予算(第1号)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院予算委員長報告(十二月十八日)

(昭和三十七年度一般会計補正予算(第1号)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院予算委員長報告(十二月二十二日)

(昭和三十七年度一般会計補正予算(第1号)の委員長報告と一括して掲載)

◎昭和三十七年度政府関係機関補正予算（機第1号）（昭三七・一二・一二成立）

一、提案理由（十二月十一日）

（昭和三十七年度一般会計補正予算（第1号）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院予算委員長報告（十二月十八日）

（昭和三十七年度一般会計補正予算（第1号）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院予算委員長報告（十二月二十二日）

（昭和三十七年度一般会計補正予算（第1号）の委員長報告と一括して掲載）

◎内閣総理大臣の所信に関する演説

（昭和三十七年十二月十日）

○国務大臣（池田勇人君）　私は、去る十一月四日から約二十日間にわたり、欧州諸国を歴訪し、各国の首脳と世界情勢並びにわが国とこれらの諸国が関心をひとしくする諸問題について、親しく意見の交換を遂げて参りました。

このたびの訪問を通じて、私は、北米、西欧並びにわが国が、自由陣営の三本の柱として強固な協力体制をつくるべきであると述べ、また、わが国と西欧との間に、日米間と同様に緊密な関係を結ぶべきであることを強調いたしました。各国首脳は、予想以上の好意を示し、貿易問題、経済協力開発機構すなわちＯＥＣＤへの加入問題についても前向きの態度を示したのであります。かくして、自由陣営各国間の緊密化は、一段と前進したものと私は信ずるものであります。（拍手）この見地から、アジアにおいてわが国の負うべき責務の重大さをあらためて痛感いたした次第であります。（拍手）

また、欧州各国が、激動する国際社会の間にあつて、それぞれ平和と繁栄を目ざして、国力の充実に努めている実情に接し、深い感銘を覚え、かねて私が施政の基本とする国づくりを推進する決意を新たにいたしたのであります。（拍手）ことに、これら諸国民の国家に対する深い敬愛の念、社会に対する高い公徳心などに触れて、人づくりの緊要なことを体感いたしたのであります。（拍手）

政府は、目下、明年度予算の編成を急ぎ、施政の全般について鋭意検討を進めております。私は、公共投資の増大、文教の刷新、社会保障の拡充などを中心として、施政の基本をすみやかに具体化し、通常国会において、その審議をお願いいたしたい所存であります。従つて、この際は、当面の諸案件につき所信を申し述べます。

まず、外交政策について申し上げます。

キューバをめぐる最近の危機は、世界の人心を深刻な不安に陥れたのでありますが、関係者の平和解決への努力の結果、最悪の事態が回避されるに至りましたことは、同慶にたえないところであります。（拍手）しかしながら、今回のキューバ危機、さらには国境紛争をめぐるインドと中共との武力衝突の事実は、単なる平和への要請や中立主義の主張がいかに非現実的なものであるかを立証するものであります。（拍手）私は、世界各国が、世界平和の維持に対する責任を真に自覚し、真に有効にして現実的な緊張緩和のための方策を誠意をもつて実施することが緊要であると存じます。すなわち、東西両陣営において、核問題に対する認識が高まりつつある今日、私は、わが国が多年にわたり主張してきた、実効ある核兵器実験停止協定が一日もすみやかに締結されるよう、この際、一段の努力が必要であると信ずるものであります。（拍手）このたびの西欧諸国訪問に際しましても、私は、この点を特に強調いたし、各国首脳の共鳴を得たのであります。

世界の平和を維持し、人類の繁栄と向上をはかるためには、各国

が狭い国家的利害を越え、あらゆる分野にわたつて国際協力を積極的に推進しなければならないと信ずるものであります。（拍手）この意味において、西欧諸国が経済共同体を形成し、究極的には政治統合への道を志向しつつ、しかも、単に域内各国の利害の調整にとどまらず、広く眼を外に向け、国際的連帯の基盤に立つて、その経済的発展をはかることを基本方針としている事実は注目に値するものであります。（拍手）私は、この欧州経済共同体とわが国との経済関係の発展を特に重視して、関係諸国の首脳との会談におきましても、この点について率直に意見の交換を行ないました。この結果、これらの諸国が、アジヤにおける先進工業国であるわが国に対して、通商上の障害を除去するなどわが国との関係をさらに発展させるよう努力している事実を見出し、心強く感じた次第であります。（拍手）また、このたびの訪英に際して、多年の懸案であつた日英通商航海条約の署名を見るに至つたことは、両国友好関係の今後の進展を約束するのみならず、他の諸国との関係にも新局面を開くものであり、まことに意義深いことでございます。（拍手）

思うに、このような成果を上げ得ましたことは、これら諸国がわが国民の多年の努力の結果である経済の発展、社会の安定などわが国力の伸長を認識したためにほかなりません。また、アレキサンドラ内親王殿下の御来日、秩父宮妃殿下の御訪欧を初めとし、最近よりやく活発となつた各界にわたる親善交流もあずかつて力があつたものと存じます。（拍手）

わが国の発展にとつて、米国との関係が重要であることは申すまでもありません。本月上旬に行なわれた第二回日米貿易経済合同委員会において、両国の一そう緊密な発展について隔意のない討議が行なわれました。その結果、さらに今後両国と欧州経済共同体とが相互に協力して、自由な貿易の拡大を通じて経済的繁栄をはかり、発展途上にあるアジア・アフリカ諸国に対する協力を一そう強化することとなりました。このことは両国の経済関係のみならず、広く世界の発展に貢献するものであると信ずるものであります。（拍手）

わが国の繁栄及び平和は、アジア各国の繁栄及び平和と密接に結びついております。アジアの繁栄なくして、わが国の繁栄はあり得ません。私は、わが国と最も近い隣邦である韓国との国交がいまだに開かれていないことは、不自然、かつ、不幸なことであると思うのであります。（拍手）また、日韓両国の国交正常化は、わが国民の大多数の希望するところと存じます。（拍手）幸いにして去る八月、日韓両国の交渉が再開されて以来、両国間の解決を要する諸問題について鋭意折衝を続けた結果、相互の立場について理解を深めることができたのであります。さらに、最近、両国の朝野において、国交正常化早期達成の機運が盛り上がつておりますことは喜ばしいことであります。私は、この機運を背景とし、国民が納得できる内容をもつて交渉が妥結するようさらに努力を尽くす所存であります。（拍手）

当面の経済情勢と経済運営の基本方針について申し述べます。

最近の経済動向を見ますと、卸売物価は軟調に推移し、旺盛をきわめた設備投資も鎮静し、高水準を続けてきた鉱工業生産も弱含みに転じております。一方、輸出の好調と輸入の低下とにより国際収支も著しく改善され、外貨準備高は十一月末において十八億ドル近くまで回復できたのであります。この間、昨秋来政府が実施してきた景気調整策は、各般の処置と相待ち、幸いにして大きな摩擦を生ずることなく、所期の効果を達成することができました。その結果、日銀公定歩合を引き下げる等、金融引き締めの状態も次第に緩和されつつあります。しかしながら、今後の経済の推移を考えますと、個人消費及び財政支出は一応増加の傾向にありますが、民間の設備投資意欲には、かなりに萎縮した部面もうかがわれます。従つて、この際は、従来から懸念されてきた公共投資のおくれを取り戻し、各種のひずみの解消をはかる機会であると考えられます。政府としては、財政金融政策、国際収支の均衡に十分留意しつつ、輸出の振興はもとより、電力、海運、都市交通、道路、住宅、中小企業等の諸施策を重点的に実施して、正常な経済成長の実現をはかつて参る考えであります。（拍手）

わが国は、十月から八八％の貿易の自由化を実現いたしました。西欧諸国は、わが国の多年の宿願である差別待遇の撤廃について、好意ある態度を示すに至つたのでありますが、それにはこの自由化があずかつて力があつたのであります。（拍手）また、これによつて、これら諸国との経済交流の拡大に資する基盤も固められたのであります。しかしながら、欧州経済共同体の進展、英国のこれへの加入、米国の通商拡大法の成立等の動きに見られまするように、世界経済の動向は、一そう自由な交流に向かつて前進を続けており、また、関税の一括引き下げも議題となつているのであります。わが国としては、貿易・為替の自由化をさらに拡大するとともに、わが国産業の体質の改善、秩序ある輸出体制の整備確立、並びに人的交流による相互理解等にますます努力を傾けることが肝要であります。かくして、政府民間相携えて、わが国の国際競争力の強化にあらゆる努力を傾注して参りたいと念ずるものであります。（拍手）

次に、石炭対策について申し上げます。

エネルギー革命の進行しつつある今日、石炭鉱業は、早急にその自立と安定とをはかるべきときに直面しております。政府は、石炭鉱業調査団の答申に基づき、石炭対策について慎重に、かつ、きめこまかな検討を加え、その大綱を決定いたしました。

対策の第一は、需要の確保であります。すなわち電力、鉄鋼業界等による長期引取体制の拡充に努めるとともに、供給体制の整備、流通の共同化、近代化をはかることとしております。

第二に、生産体制の確立であります。このため、石炭鉱業の合理化整備計画を立て、その近代化を進めることとしておりますが、その際、雇用計画とも見合つて、その円滑な進行を期するよう配意いたしております。

第三に、雇用対策であります。石炭鉱業に残る労働者に対しては、最低賃金制を採用する等、安定した環境と条件のもとで働くことができるようにいたします。一方、離職を余儀なくされた炭鉱労働者に関しては、政府並びにその関係事業、政府関係機関の融資先において、職場を提供する等雇用の確保に有効な措置を講ずること

内閣総理大臣の所信に関する演説

といたしました。また、転職訓練の拡充、転職者用住宅の大量建設、その他就職促進対策を集中的に実施するとともに、就職促進手当の創設等求職期間中の生活の安定にも万全を期する方針であります。（拍手）

第四に、産炭地域の振興であります。産炭地域振興事業団の機能を拡充するとともに、道路、用地、用水等産業基盤の整備、新規企業の導入等を計画的に進めることといたしました。なお、産炭地域の市町村財政の改善、中小商工業者、農民等の生活の安定についても、必要な対策を講ずる方針であります。

以上の方策のうち、当面必要とする補正予算及び関連法案は、本国会にこれを提出することといたしました。このような諸施策の効果を十分に上げるため、政府は、経営者及び労働者の自主的な努力と、需要者、金融機関、地元関係者等各方面の建設的な協力を切に期待するものであります。（拍手）

公務員給与の改定について申し上げます。

一般職の国家公務員の給与に関しては、人事院勧告を尊重して、俸給月額、期末手当、勤勉手当、暫定手当等の改定を行ない、本年十月一日から実施することとし、その他の職員の給与についてもこれに準ずることといたしました。

政府は、この際、職員が一そう職務に専心して、その能力を十分に発揮することを期待し、行政運営の簡素化、能率化並びに規律の保持について、その徹底を期し実効を確保する所存であります。

以上、所信の一端を述べ、国民諸君の理解と協力を切望する次第であります。（拍手）

法律成立経過（可—提出原案又は送付案可決、修—修正議決）

法律名	提出	衆議院					参議院					成立月日	公布年月日法律番号	施行年月日
	議院名	委員会			本会議		委員会			本会議				
	月日	委員会名	付託月日	審査終了月日	結果	議決月日	結果	委員会名	付託月日	審査終了月日	結果	議決月日	結果	
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律	衆 三、八	特別	三、一〇	三、一七	可	三、一八	可	特別	三、八	三、一〇	可	三、一三	可	三、三	三七、三、二六法二三号	公布の日
昭和三十七年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律	衆 三、八	地方	三、八	三、一七	可	三、一八	可	地方	三、八	三、一〇	可	三、一三	可	三、三	三七、三、二六法二四号	公布の日
農林省設置法の一部を改正する法律（第四十回国会）	衆 三七、二、一九	内	三、三	八、三 修	可	三、八	可	内	八、三	三、三 修	可	三、三	修	三、三	三七、一、一六法一号	一部は公布の日から起算して五月をこえない範囲内

附録

◎召集及び会期

一、召集　昭和三十七年十一月二十八日官報をもつて、次の詔書が公布された。

○詔書

日本国憲法第七条及び国会法第一条によつて、昭和三十七年十二月八日に、国会の臨時会を東京に召集する。

御名御璽

昭和三十七年十一月二十八日

内閣総理大臣　池田　勇人

二、会期

当初決定された会期　十二月八日から十九日まで十二日間

会期延長　十二月二十日から二十二日まで三日間

会期延長　十二月二十三日まで一日間

◎委員会及び委員長名

一、常任委員会

委員会名＼議院名	衆議院	参議院
議院運営	佐々木秀世(自)	小沢久太郎(自)
内閣	永山忠則(自)	村山道雄(自)
地方行政	永田亮一(自)	石谷憲男(自)
法務	高橋英吉(自)	鳥畠徳次郎(自)
外務	野田武夫(自)	岡崎真一(自)
大蔵	臼井莊一(自)	佐野廣(自)
文教	床次徳二(自)	北畠教真(自)
社会労働	秋田大助(自)	加瀬完(社)
農林水産	長谷川四郎(自)	櫻井志郎(自)
商工	逢澤寛(自)	赤間文三(自)
運輸	木村俊夫(自)	金丸冨夫(自)
通信	本名武(自)	伊藤顯道(社)
建設	福永一臣(自)	木村禧八郎(社)
予算	塚原俊郎(自)	木内四郎(自)
決算	津雲國利(自)	鈴木壽(社)
懲罰	大森玉木(自)	佐多忠隆(社)

（自民―自由民主党　社―日本社会党　公―公明会　民―民主社会党　第二―第二院クラブ）

二、特別委員会

衆議院		
委員会名	委員長名	設置年月日
災害対策	稲葉　修（自）	昭三七、二、八
公職選挙法改正に関する調査	辻　寛一（自）	昭三七、二、八
科学技術振興対策	寺島隆太郎（自）	昭三七、二、八
石炭対策	上林山榮吉（自）	昭三七、二、八
オリンピック東京大会準備促進	島村一郎（自）	昭三七、二、八

参議院		
委員会名	委員長名	設置年月日
科学技術振興対策	田上松衞（民）	昭三七、二、八
オリンピック準備促進	加賀山之雄（第二）	昭三七、二、八
災害対策	辻　武壽（公）	昭三七、二、八
公職選挙法改正に関する	青柳秀夫（自）	昭三七、二、八
石炭対策	堀　末治（自）	昭三七、二、八

不成立法律案審議経過

法案名	提出議院	提出月日	衆議院 委員会 委員会名	衆議院 委員会 付託月日	衆議院 委員会 審査終了月日	衆議院 委員会 結果	衆議院 本会議 議決月日	衆議院 本会議 結果	参議院 委員会 委員会名	参議院 委員会 付託月日	参議院 委員会 審査終了月日	参議院 委員会 結果	参議院 本会議 議決月日	参議院 本会議 結果	備考
○衆議院議員提出															
昭和三十七年度分の都道府県民税等の減額に関する臨時特例法案（太田一夫君外九名提出、第四十一回国会）	衆	三七、八、三	地方	三七、八											
鉱山保安法の一部を改正する法律案（井手以誠君外四十九名提出、第四十一回国会）	衆	三七、八、二四	特別	三七、一〇											
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（角屋堅次郎君外四十九名提出、第四十一回国会）	衆	三七、八、二四	特別	三七、一〇											
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案（角屋堅次郎君外四十九名提出、第四十一回国会）	衆	三七、八、二四	特別	三七、一〇											
農薬取締法の一部を改正する法律案（井手以誠君外四十九名提出、第四十一回国会）	衆	三七、八、二七	農水	三七、八											
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案（岡本隆一君外四十九名提出、第四十一回国会）	衆	三七、八、二四	特別	三七、一〇											
昭和三十七年七月及び八月の風水害による被害者の援護に関する特別措置法案（中村重光君外四十九名提出、第四十一回国会）	衆	三七、八、二四	特別	三七、一〇											

地すべり等防止法の一部を改正する法律案（井手以誠君外四十九名提出、第四十一回国会）	衆	三七 八、二四	建	三、八		
ぼた山崩壊防止法案（井手以誠君外四十九名提出、第四十一回国会）	衆	三七 八、二四	特別	三、一〇		
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（綾部謙三君外七名提出、第三十九回国会）	衆	三六 一〇、一六	内	三、八		
旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案（小笠公韶君外八名提出、第三十九回国会）	衆	三六 一〇、一六	内	三、八 一七	修	三、一八
中小企業省設置法案（松平忠久君外二十六名提出、第四十回国会）	衆	三七 三、一九	内	三、八	修	三、一八
駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案（石橋政嗣君外二十一名提出、第四十回国会）	衆	三七 四、一九	内	三、八	修	三、一八
地方自治法の一部を改正する法律案（川村継義君外二名提出、第三十九回国会）	衆	三六 一〇、二	地	三、八	可	三、一八
地方自治法の一部を改正する法律案（滝井義高君外二十一名提出、第四十回国会）	衆	三七 四、九	地	三、八		
裁判所法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（畑和君外八名提出、第三十九回国会）	衆	三六 一〇、五	法	三、八		
国民金融公庫の農地被買収者等に対する貸付けに関する臨時特例法案（綱島正興君外六十名提出、第四十回国会）	衆	三七 三、二九	大	三、八		
生活保護法の一部を改正する法律案（八木一男君外十一名提出、第四十回国会）	衆	三七 二、三	社労	三、八		
最低賃金法案（勝間田清一君外十二名提出、第四十回国会）	衆	三七 三、二	社労	三、八		

港湾労働者の雇用安定に関する法律案（五島虎雄君外十二名提出、第四十回国会）	衆	三七 三、三五	社労	三、八		
沿岸漁業振興法案（角屋堅次郎君外十二名提出、第三十九回国会）	衆	三六 一〇、九	農水	三、八		
水産物の価格の安定等に関する法律案（角屋堅次郎君外十二名提出、第三十九回国会）	衆	三六 一〇、九	農水	三、八		
水産業改良助長法案（角屋堅次郎君外十二名提出、第三十九回国会）	衆	三六 一〇、九	農水	三、八		
南九州防災営農振興法案（川村継義君外二十一名提出、第四十回国会）	衆	三七 三、一	農水	三、八		
南九州防災営農公団法案（川村継義君外二十一名提出、第四十回国会）	衆	三七 三、一	農水	三、八		
土地改良区の財政の再建に関する特別措置法案（石田宥全君外十四名提出、第四十回国会）	衆	三七 三、二	農水	三、八		
漁業基本法案（角屋堅次郎君外十一名提出、第四十回国会）	衆	三七 四、四	農水	三、八		
金属鉱産物価格安定臨時措置法案（多賀谷眞稔君外二十四名提出、第三十九回国会）	衆	三六 一〇、一七	商	三、八		
金属鉱物資源開発助成法案（多賀谷眞稔君外二十四名提出、第三十九回国会）	衆	三六 一〇、一七	商	三、八		
有明海開発促進法案（井出以誠君外二十一名提出、第四十回国会）	衆	三七 三、二	商	三、八		
中小企業基本法案（松平忠久君外二十六名提出、第四十回国会）	衆	三七 三、一九	商	三、八		
中小企業組織法案（松平忠久君外二十六名提出、第四十回国会）	衆	三七 三、一九	商	三、八		
中小企業基本法案（宮澤胤勇君外二百三十五名提出、第四十回国会）	衆	三七 四、三	商	三、八		

鉄道軌道等の事業における公共負担の国庫負担等に関する法律案（久保三郎君外九名提出、第四十回国会）

| | | |

BZ-5-8
1201000036729
BZ
5
8

第四十三回国会制定法審議要録

参議院法制局

省印刷局製造）

第四十三回国会制定法審議要録

会期（昭和三十七年十二月二十四日から昭和三十八年七月六日まで）

参議院法制局

314.551
Sa594k
BZ
58

38.10.24
図書館蔵書

624675

凡例

一、本書は、第四十三回国会(常会)において成立した法律及び承認された条約の立法趣旨並びに議決された昭和三十七年度補正予算三件、昭和三十八年度一般会計予算外二件の提案趣旨を紹介し、及びそれらのものの審議の状況を明らかにするため、提案理由の説明及び両議院における委員長報告並びに成立した法律等の審議経過を収録することを目的とし併せて、内閣総理大臣の施政方針演説、外務大臣の外交演説、大蔵大臣の財政演説、第四十三回国会会期調、委員会及び委員長一覧表並びに不成立法律案の審議経過等を掲げたものである。

提案理由は、両議院において概ね同一趣旨の説明がなされているので、便宜上、先議議院における提案理由説明のみを収録することとした。

二、提案理由及び委員長報告は、会議及び委員会の速記録をそのまま転載したものである。

三、法律の公布年月日法律番号の下に「(衆)」又は「(参)」と註記してあるのは、その法律

一　案の提案が、それぞれ衆議院議員又は参議院議員の提案に係るものであることを示し、その他は、すべて内閣提案のものである。

四、委員長報告は、先議議院におけるものを先に、後議議院におけるものを後に登載した。

目次

○法律第二号　昭和三十七年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭三八・二・一六公布）……一

○法律第三号　地方公共団体の長の選挙において使用する選挙運動用ポスターの特例に関する法律（昭三八・二・二七公布）（衆）……二

○法律第四号　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律（昭三八・二・二八公布）（衆）……四

○法律第五号　特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・二・二八公布）……五

○法律第六号　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭三八・二・二八公布）……六

○法律第七号　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三八・二・二八公布）……一〇

○法律第八号　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・二・二八公布）……一一

○法律第九号　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・二・二八公布）……一四

○法律第一〇号　警察法の一部を改正する法律（昭三八・三・一公布）……一五

○法律第一一号　木船再保険法の一部を改正する法律（昭三八・三・五公布）……一八

○法律第一二号　奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・六公布）……二一
○法律第一三号　昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律（昭三八・三・一四公布）……二四
○法律第一四号　国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・三・一五公布）……二六
○法律第一五号　印紙税法の一部を改正する法律（昭三八・三・一五公布）……二七
○法律第一六号　船舶安全法の一部を改正する法律（昭三八・三・一五公布）……二八
○法律第一七号　酒税法の一部を改正する法律（昭三八・三・一八公布）……二九
○法律第一八号　特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律（昭三八・三・一八公布）……三〇
○法律第一九号　医療金融公庫法の一部を改正する法律（昭三八・三・二〇公布）……三三
○法律第二〇号　中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律（昭三八・三・二〇公布）……三三
○法律第二一号　北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律（昭三八・三・二〇公布）……三五
○法律第二二号　プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・二〇公布）……三七
○法律第二三号　狩猟法の一部を改正する法律（昭三八・三・二二公布）……四〇
○法律第二四号　産業投資特別会計法の一部を改正する法律（昭三八・三・二三公布）……四一
○法律第二五号　裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭三八・三・二五公布）……四三
○法律第二六号　母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・三・二五公布）……四四
○法律第二七号　オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律（昭三八・三・二五公布）……四八
○法律第二八号　所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八・三・二七公布）……五〇
○法律第二九号　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八・三・二七公布）……五三
○法律第三〇号　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八・三・二七公布）……五三
○法律第三一号　商法中改正法律施行法の一部を改正する法律（昭三八・三・二七公布）……五八
○法律第三二号　電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律（昭三八・三・二八公布）……五九
○法律第三三号　炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・二九公布）……六一
○法律第三四号　雇用促進事業団法の一部を改正する法律（昭三八・三・二九公布）……六三
○法律第三五号　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇公布）（衆）……六六

○法律第三六号　東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法（昭三八・三・三〇公布）……六八
○法律第三七号　日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇公布）……七一
○法律第三八号　日本開発銀行法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇公布）……七二
○法律第三九号　農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇公布）……七三
○法律第四〇号　石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇公布）……七四
○法律第四一号　石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇公布）……八二
○法律第四二号　産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇公布）……八三
○法律第四三号　皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇公布）……八八
○法律第四四号　経済企画庁設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇公布）……八九
○法律第四五号　科学技術庁設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇公布）……九一
○法律第四六号　外務省設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇公布）……九五
○法律第四七号　通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇公布）……九七
○法律第四八号　労働省設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇公布）……一〇〇
○法律第四九号　地方交付税法等の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇公布）……一〇三
○法律第五〇号　国立病院特別会計法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇公布）……一〇四
○法律第五一号　私立学校振興会法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇公布）……一〇七
○法律第五二号　日本学校給食会法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇公布）……一一二
○法律第五三号　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇公布）……一一三
○法律第五四号　農業改良助長法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇公布）……一一七
○法律第五五号　林業信用基金法（昭三八・三・三〇公布）……一二〇
○法律第五六号　森林組合合併助成法（昭三八・三・三〇公布）……一二三
○法律第五七号　電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法（昭三八・三・三〇公布）……一二四
○法律第五八号　文部省設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一公布）……一二九
○法律第五九号　厚生省設置法及び国立光明寮設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一公布）……一三三
○法律第六〇号　運輸省設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一公布）……一三四
○法律第六一号　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭三八・三・三一公布）……一三六
○法律第六二号　国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭三八・三・三一公布）……一三八
○法律第六三号　外貨公債の発行に関する法律（昭三八・三・三一公布）……一四〇
○法律第六四号　中小企業近代化促進法（昭三八・三・三一公布）……一四六
○法律第六五号　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一公布）……一五〇
○法律第六六号　所得税法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一公布）……一五一
○法律第六七号　法人税法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一公布）……一五三
○法律第六八号　関税定率法等の一部を改正する法律（昭三八・三・三一公布）……一六〇

○法律第六九号　国立学校設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一公布）……一六三
○法律第七〇号　漁港法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一公布）……一六五
○法律第七一号　中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一公布）……一六七
○法律第七二号　中小企業高度化資金融通特別会計法（昭三八・三・三一公布）……一七一
○法律第七三号　在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・四・一公布）……一七三
○法律第七四号　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭三八・四・一公布）……一七五
○法律第七五号　土地区画整理法の一部を改正する法律（昭三八・四・一公布）……一七八
○法律第七六号　オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・四・一公布）……一八三
○法律第七七号　農業近代化資金助成法の一部を改正する法律（昭三八・四・一公布）……一八六
○法律第七八号　金属鉱物探鉱融資事業団法（昭三八・四・一公布）……一八七
○法律第七九号　住宅金融公庫法及び日本住宅公団法の一部を改正する法律（昭三八・四・一公布）……一九〇
○法律第八〇号　地方税法の一部を改正する法律（昭三八・四・一公布）……一九三
○法律第八一号　共同溝の整備等に関する特別措置法（昭三八・四・一公布）……一九八
○法律第八二号　電波法の一部を改正する法律（昭三八・四・四公布）……一九九
○法律第八三号　船舶職員法の一部を改正する法律（昭三八・四・四公布）……二〇三
○法律第八四号　日本航空株式会社法の一部を改正する法律（昭三八・四・四公布）……二〇六
○法律第八五号　訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・四・五公布）……二〇八
○法律第八六号　自治省設置法の一部を改正する法律（昭三八・四・一〇公布）……二一〇
○法律第八七号　農薬取締法の一部を改正する法律（昭三八・四・一一公布）……二一一
○法律第八八号　消防法の一部を改正する法律（昭三八・四・一五公布）……二一五
○法律第八九号　消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律（昭三八・四・一五公布）……二一九
○法律第九〇号　道路交通法の一部を改正する法律（昭三八・四・一五公布）……二三一
○法律第九一号　駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・五・一六公布）……二三五
○法律第九二号　屋外広告物法の一部を改正する法律（昭三八・五・二四公布）……二三七
○法律第九三号　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・五・二四公布）……二三九
○法律第九四号　砂防法の一部を改正する法律（昭三八・六・一公布）（参）……二三一
○法律第九五号　計量法施行法の一部を改正する法律（昭三八・六・一公布）……二三四
○法律第九六号　地方財政法の一部を改正する法律（昭三八・六・七公布）……二三七
○法律第九七号　石炭鉱害賠償等臨時措置法（昭三八・六・七公布）……二四〇
○法律第九八号　臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律（昭三八・六・七公布）……二四四
○法律第九九号　地方自治法の一部を改正する法律（昭三八・六・八公布）……二四五
○法律第一〇〇号　日本原子力船開発事業団法（昭三八・六・八公布）……二五〇

○法律第一〇一号　中小企業投資育成株式会社法（昭三八・六・一〇公布）……二五四
○法律第一〇二号　総理府設置法等の一部を改正する法律（昭三八・六・一一公布）……二五七
○法律第一〇三号　港湾整備促進法の一部を改正する法律（昭三八・六・一二公布）……二五八
○法律第一〇四号　港域法の一部を改正する法律（昭三八・六・一二公布）……二六一
○法律第一〇五号　大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭三八・六・一五公布）……二六三
○法律第一〇六号　行政管理庁設置法の一部を改正する法律（昭三八・六・二〇公布）……二六五
○法律第一〇七号　観光基本法（昭三八・六・二〇公布）（衆）……二六八
○法律第一〇八号　麻薬取締法等の一部を改正する法律（昭三八・六・二一公布）……二七一
○法律第一〇九号　輸出硫安売掛金経理臨時措置法（昭三八・六・二一公布）……二七三
○法律第一一〇号　外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・六・二一公布）……二七六
○法律第一一一号　国家公務員法の一部を改正する法律（昭三八・六・二一公布）（衆）……二八〇
○法律第一一二号　地方公営企業法の一部を改正する法律（昭三八・六・二四公布）……二八一
○法律第一一三号　恩給法等の一部を改正する法律（昭三八・六・二七公布）……二八四
○法律第一一四号　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律（昭三八・六・二七公布）……二八八
○法律第一一五号　公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭三八・六・二七公布）……二九一
○法律第一一六号　金属鉱業等安定臨時措置法（昭三八・七・一公布）……二九三
○法律第一一七号　外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する

○法律第一一八号　外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・七・一公布）……二九六
○法律第一一九号　海運業の再建整備に関する臨時措置法（昭三八・七・一公布）……二九七
○法律第一二〇号　特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・七・三公布）……三〇二
○法律第一二一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭三八・七・三公布）……三〇五
○法律第一二二号　職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律（昭三八・七・八公布）……三〇八
○法律第一二三号　開拓者資金融通法の一部を改正する法律（昭三八・七・八公布）……三一九
○法律第一二四号　簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・七・八公布）……三三三
○法律第一二五号　海外移住事業団法（昭三八・七・八公布）……三三四
○法律第一二六号　商業登記法（昭三八・七・九公布）……三三八
○法律第一二七号　商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律（昭三八・七・九公布）……三三一
○法律第一二八号　法務省設置法等の一部を改正する法律（昭三八・七・一〇公布）……三三三
○法律第一二九号　地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律（昭三八・七・一〇公布）……三三五
○法律第一三〇号　近畿圏整備法（昭三八・七・一〇公布）……三三七
　明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に

○法律第一三一号
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律（昭三八・七・一〇公布）……三四一
○法律第一三二号
昭和三十八年四月から六月までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律（昭三八・七・一〇公布）……三四三
○法律第一三三号
老人福祉法（昭三八・七・一一公布）……三四四
○法律第一三四号
新住宅市街地開発法（昭三八・七・一一公布）……三四六
○法律第一三五号
薬事法の一部を改正する法律（昭三八・七・一一公布）……三四八
○法律第一三六号
ばい煙の排出の規制等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・七・一二公布）……三五一
○法律第一三七号
豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法（昭三八・七・一二公布）……三五四
○法律第一三八号
刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭三八・七・一二公布）……三五六
○法律第一三九号
郵便貯金法の一部を改正する法律（昭三八・七・一二公布）……三五七
○法律第一四〇号
公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（昭三八・七・一二公布）……三六〇
○法律第一四一号
港則法の一部を改正する法律（昭三八・七・一二公布）……三六三
○法律第一四二号
政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律（昭三八・七・一二公布）……三六六
○法律第一四三号
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・七・一三公布）……三六九
○法律第一四四号
電力用炭代金精算株式会社法（昭三八・七・一五公布）……三七〇
○法律第一四五号
石炭鉱業経理規制臨時措置法（昭三八・七・一五公布）……三七四
○法律第一四六号
石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・七・一五公布）……三七五
○法律第一四七号
中小企業指導法（昭三八・七・一五公布）……三七六
○法律第一四八号
積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三八・七・一五公布）……三八一
○法律第一四九号
道路運送車両法の一部を改正する法律（昭三八・七・一五公布）……三八五
○法律第一五〇号
国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭三八・七・一六公布）……三八八
○法律第一五一号
建築基準法の一部を改正する法律（昭三八・七・一六公布）……三九〇
○法律第一五二号
不動産の鑑定評価に関する法律（昭三八・七・一六公布）……三九三
○法律第一五三号
高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭三八・七・一九公布）……三九七
○法律第一五四号
中小企業基本法（昭三八・七・二〇公布）……四〇〇
○法律第一五五号
中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律（昭三八・七・二〇公布）……四〇三
○法律第一五六号
中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭三八・七・二〇公布）……四一三

○法律第一五七号　下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律（昭三八・七・二〇公布）……四二四
○法律第一五八号　関越自動車道建設法（昭三八・七・二〇公布）（衆）……四二五
○法律第一五九号　金融緊急措置令を廃止する法律（昭三八・七・二二公布）……四二八
○法律第一六〇号　採石法の一部を改正する法律（昭三八・七・二二公布）……四三〇
○法律第一六一号　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八・七・二四公布）……四三三
○法律第一六二号　失業保険法の一部を改正する法律（昭三八・八・一公布）……四三七
○法律第一六三号　船員保険法の一部を改正する法律（昭三八・八・一公布）……四三九
○法律第一六四号　重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・八・一公布）……四三〇
○法律第一六五号　沿岸漁業等振興法（昭三八・八・一公布）……四三二
○法律第一六六号　産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置に関する法律（昭三八・八・一法一六六）……四三三
○法律第一六七号　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八・八・二公布）……四三五
○法律第一六八号　戦傷病者特別援護法（昭三八・八・三公布）（衆）……四三七

○条約第　三　号　関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する締約国団の確認書（昭三八・三・二九公布）……四三八
○条約第　四　号　関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本国の譲許表）に掲げる譲許を修正し、又は撤回するためのアメリカ合衆国等との交渉の結果に関する諸文書（昭三八・三・二九公布）……四四一
○条約第一一号　所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約（昭三八・四・四公布）……四四四
○条約第一二号　国際連合の特権及び免除に関する条約（昭三八・四・一八公布）……四四六
○条約第一三号　専門機関の特権及び免除に関する条約（昭三八・四・一八公布）……四四九
○条約第一四号　国際原子力機関の特権及び免除に関する協定（昭三八・四・一八公布）……四五〇
○条約第一五号　国際地震工学研修所を設立するための国際連合特別基金の援助に関する協定（昭三八・四・一八公布）……四五一
○条約第一六号　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約（昭三八・四・一九公布）……四五三
○条約第一七号　日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商・居住及び航海条約及び関連議定書（昭三八・四・二二公布）……四五五
○条約第二〇号　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約（昭三八・四・二三公布）……四六〇
○条約第二一号　航空業務に関する日本国とアラブ連合共和国との間の協定（昭三八・

六・六公布）……四六一
航空業務に関する日本国政府とクウェイト政府との間の協定（昭三八・六・二〇公布）……四六三
○条約第二二号　国際労働機関憲章の改正に関する文書（昭三八・六・二六公布）……四六四
○条約第二四号　日本国政府とニュー・ジーランド政府との間の小包郵便約定（昭三八・七・二三公布）……四六六
○条約第二五号　所得に関する租税に対する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約（昭三八・七・二四公布）……四六八
○条約第　号　千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約の締結について承認を求めるの件（昭三八・三・二九国会において承認・未公布）……四六九
○条約第　号　関税及び貿易に関する一般協定の譲許の追加に関する第十議定書（日本国及びニュー・ジーランド）の締結について承認を求めるの件（昭三八・七・六国会において承認・未公布）……四七〇
○条約第　号　日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件（昭三八・七・四国会において承認・未公布）……四七三
○条約第　号　日本国とビルマ連邦との間の経済及び技術協力に関する協定及び千九百五十四年十一月五日にラングーンで署名された日本国とビルマ連邦との間の平和条約第五条1(a)(iii)の規定に基づくビルマ連邦の要求に関する議定書の締結について承認を求めるの件（昭三八・七・六国会において承認・未公布）……四七四

○条約第　号　日本国と南アフリカ共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件（昭三八・七・四国会において承認・未公布）……四七七
○条約第　号　通商に関する一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟との間の協定を改正する議定書及び一方日本国と他方オランダ王国及びベルギー＝ルクセンブルグ経済同盟との間の貿易関係に関する議定書の締結について承認を求めるの件（昭三八・七・六国会において承認・未公布）……四七八
○条約第　号　通商に関する日本国とフランス共和国との間の協定及び関連議定書の締結について承認を求めるの件（昭三八・七・六国会において承認・未公布）……四八〇
○条約第　号　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件（昭三八・七・六国会において承認・未公布）……四八一

（〇）

○昭和三十七年度一般会計補正予算（第2号）（昭三八・二・一五成立）……四八三
○昭和三十七年度特別会計補正予算（特第2号）（昭三八・二・一五成立）……四八八
○昭和三十七年度政府関係機関補正予算（機第2号）（昭三八・二・一五成立）……四八九
○昭和三十八年度一般会計予算（昭三八・三・三〇成立）……四九〇
○昭和三十八年度特別会計予算（昭三八・三・三〇成立）……五〇八
○昭和三十八年度政府関係機関予算（昭三八・三・三〇成立）……五〇九

（〇）――――
○内閣総理大臣の施政方針に関する演説（昭三八・一・二三）……五一〇
○外務大臣の外交に関する演説（昭三八・一・二三）……五一七
○大蔵大臣の財政に関する演説（昭三八・一・二三）……五二三

法律の件名索引（五十音順）

（あ）

○奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・六法一二）……二

（い）

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭三八・二・二八法六）……六
○印紙税法の一部を改正する法律（昭三八・三・一五法一五）……七
○医療金融公庫法の一部を改正する法律（昭三八・三・二〇法一九）……三

（う）

○運輸省設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一法六〇）……一三六

（え）

○沿岸漁業等振興法（昭三八・八・一法一六五）……四三

（お）

○オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律（昭三八・三・二五法二七）……四八
○オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・四・一法七六）……一八三
○大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭三八・六・一五法一〇五）……二六三
○恩給法等の一部を改正する法律（昭三八・六・二七法一一三）……二八四

（か）

○科学技術庁設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法四五）……九五
○外務省設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法四六）……九七
○外貨公債の発行に関する法律（昭三八・三・三一法六三）……一四六
○関税定率法等の一部を改正する法律（昭三八・三・三一法六八）……一六一
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・五・二四法九三）……三九

○観光基本法（昭三八・六・二〇法一〇七）（衆）……二六八
○外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・六・二一法一一〇）……二七六
○外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・七・一法一一七）……二九六
○海運業の再建整備に関する臨時措置法（昭三八・七・一法一一八）……二九七
○開拓者資金融通法の一部を改正する法律（昭三八・七・八法一二二）……三一九
○簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・七・八法一二三）……三二三
○海外移住事業団法（昭三八・七・八法一二四）……三二四
○関越自動車道建設法（昭三八・七・二〇法一五八）（衆）……四二五

（き）

○漁港法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一法七〇）……一六五
○金属鉱物探鉱融資事業団法（昭三八・四・一法七八）……一八七
○共同溝の整備等に関する特別措置法（昭三八・四・一法八一）……一九八
○行政管理庁設置法の一部を改正する法律（昭三八・六・二〇法一〇六）……二五五
○旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律（昭三八・六・二七法一一五）……二九一
○豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法（昭三八・七・一二法一三七）……三五六
○公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（昭三八・七・一二法一四〇）……三六三
○港則法の一部を改正する法律（昭三八・七・一二法一四一）……三六六
○国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭三八・七・一六法一五〇）……三九〇
○高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭三八・七・一九法一五三）……四〇〇

（さ）

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・二・二八法八）……一一
○産業投資特別会計法の一部を改正する法律（昭三八・三・二三法二四）……四一
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭三八・三・一五法二五）……四三
○産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法四二）……八八
○在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤

務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・四・一法七三）……一七三
○砂防法の一部を改正する法律（昭三八・六・一法九四）（参）……二三二
○採石法の一部を改正する法律（昭三八・七・一二法一六〇）……四三〇
○産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置に関する法律（昭三八・八・一法一六六）……四三三

（し）

○昭和三十七年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律（昭三八・二・一六法二）……一
○昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律（昭三八・三・一四法一三）……二四
○酒税法の一部を改正する法律（昭三八・三・一八法一七）……二九
○狩猟法の一部を改正する法律（昭三八・三・二二法二三）……四〇
○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八・三・二七法二八）……五〇
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八・三・二七法二九）……五三
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八・三・二七法三〇）……五三
○商法中改正法律施行法の一部を改正する法律（昭三八・三・二七法三一）……五八
○私立学校振興会法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法五一）……二二
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法五三）……一二七
○森林組合合併助成法（昭三八・三・三〇法五六）……二四
○所得税法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一法六六）……一五三
○住宅金融公庫法及び日本住宅公団法の一部を改正する法律（昭三八・四・一法七九）……一九〇
○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・四・五法八五）……二〇八
○自治省設置法の一部を改正する法律（昭三八・四・一〇法八六）……二一〇
○消防法の一部を改正する法律（昭三八・四・一五法八八）……二一五
○消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律（昭三八・四・一五法八九）……二一九
○職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律（昭三八・七・八法一一一）……二〇
○商業登記法（昭三八・七・九法一一五）……三二
○商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律（昭三八・七・九法一一六）……三三一
○昭和三十八年四月から六月までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律（昭三八・七・一〇法一三二）……三四四
○新住宅市街地開発法（昭三八・七・一一法一三四）……三四八
○下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律（昭三八・七・二〇法一五七）……四一四
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八・七・二四法一六一）……四二三
○失業保険法の一部を改正する法律（昭三八・八・一法一六二）……四二七
○重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・八・一法一六四）……四三〇
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭三八・八・二法一六七）……四三五

（せ）

○船舶安全法の一部を改正する法律（昭三八・三・一五法一六）……二八
○石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法四〇）……八二
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法四一）……八三
○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭三八・三・三一法六一）……一三八
○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭三八・四・一法七四）……一七三
○船舶職員法の一部を改正する法律（昭三八・四・四法八三）……二〇三
○石炭鉱害賠償担保等臨時措置法（昭三八・六・七法九七）……二四〇
○政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律（昭三八・七・一三法一四二）……二六九
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・七・一五法一四三）……三七〇
○石炭鉱業経理規制臨時措置法（昭三八・七・一五法一四五）……三七五
○石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・

七・一五法一四六）……三七六
○積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三八・七・一五法一四八）……三八五
○船員保険法の一部を改正する法律（昭三八・八・一法一六三）……四二九
○戦傷病者特別援護法（昭三八・八・三法一六八）（衆）……四三七

（そ）

○租税特別措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一法六五）……一五一
○総理府設置法等の一部を改正する法律（昭三八・六・一一法一〇二）……二五七

（た）

○炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・二九法三三）……六一

（ち）

○地方公共団体の長の選挙において使用する選挙運動用ポスターの特例に関する法律（昭三八・一・二七法三）（衆）……二
○中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律（昭三八・三・二〇法二〇）……三三
○地方交付税法等の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法四九）……一〇四
○中小企業近代化促進法（昭三八・三・三一法六四）……一五〇
○中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一法七一）……一六七
○中小企業高度化資金融通特別会計法（昭三八・三・三一法七二）……一七一
○地方税法の一部を改正する法律（昭三八・四・一法八〇）……一九三
○駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・五・一六法九一）……二三五
○地方財政法の一部を改正する法律（昭三八・六・七法九六）……二三七
○地方自治法の一部を改正する法律（昭三八・六・八法九九）……二四五
○中小企業投資育成株式会社法（昭三八・六・一〇法一〇一）……二五四
○地方公営企業法の一部を改正する法律（昭三八・六・二四法一一二）……二八一
○地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律（昭三八・七・一〇法一二八）……三三五
○中小企業指導法（昭三八・七・一五法一四七）……三八一
○中小企業基本法（昭三八・七・一〇法一五四）……四〇三
○中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律（昭三八・

七・二〇法一五五）……四一三
○中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭三八・七・二〇法一五六）……四一三

（つ）

○通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法四七）……一〇〇

（て）

○電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律（昭三八・三・二八法三二）……五九
○電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法（昭三八・三・三〇法五七）……一二九
○電波法の一部を改正する法律（昭三八・四・四法八二）……一九九
○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律（昭三八・七・一〇法一三一）……三四三
○電力用炭代金精算株式会社法（昭三八・七・一五法一四四）……三七四

（と）

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・二・二八法五）……五
○特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律（昭三八・三・一八法一八）……三〇
○東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法（昭三八・三・三〇法三六）……六六
○土地区画整理法の一部を改正する法律（昭三八・四・一法七五）……一七八
○道路交通法の一部を改正する法律（昭三八・四・一五法九〇）……三三一
○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・七・三法一一九）……三〇二
○道路運送車両法の一部を改正する法律（昭三八・七・一五法一四九）……三八八

（に）

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法三七）……七一
○日本開発銀行法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法三八）……七三
○日本学校給食会法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法五二）……一一三
○日本航空株式会社法の一部を改正する法律（昭三八・四・四法八四）……二〇六

○日本原子力船開発事業団法（昭三八・六・八法一〇〇）……二五〇

（の）

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法三九）……七四
○農業改良助長法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法五四）……一三〇
○農業近代化資金助成法の一部を改正する法律（昭三八・四・一法七七）……一八六
○農薬取締法の一部を改正する法律（昭三八・四・一一法八七）……二一一
○農業災害補償法の一部を改正する法律（昭三八・七・三法一二〇）……三二五

（は）

○ばい煙の排出の規制等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・七・一二法一三六）……三五四

（ふ）

○プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・二〇法二二）……三七
○不動産の鑑定評価に関する法律（昭三八・七・一六法一五二）……三九七

（ほ）

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三八・二・二八法七）……一〇
○北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律（昭三八・三・二〇法二一）……三五
○母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・三・二五法二六）……四四
○法人税法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一法六七）……一六〇
○法務省設置法等の一部を改正する法律（昭三八・七・一〇法一二七）……三三一

（ま）

○麻薬取締法等の一部を改正する法律（昭三八・六・二一法一〇八）……二七一

（め）

○明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法（昭三八・七・一〇法一三〇）……三四一

（も）

○木船再保険法の一部を改正する法律（昭三八・三・五法一一）……一八
○文部省設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一法五八）……一三

（や）

○屋外広告物法の一部を改正する法律（昭三八・五・二四法九二）……三七
○薬事法の一部を改正する法律（昭三八・七・一二法一三五）……三五二

（ゆ）

○輸出硫安売掛金経理臨時措置法（昭三八・六・二一法一〇九）……一七三
○郵便貯金法の一部を改正する法律（昭三八・七・一二法一三九）……三六〇

（り）

○林業信用基金法（昭三八・三・三〇法五五）……一三三
○臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律（昭三八・六・七法九八）……二四四

（ろ）

○労働省設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法四八）……一〇三
○老人福祉法（昭三八・七・一一法一三三）……三四六

法律の部門別索引

第四十三回国会において成立した法律を、第一憲法、第二国会、第三行政一般、第四地方制度、第五司法・法務、第六民事法、第七刑事法、第八警察・消防、第九教育・文化、第一〇厚生、第一一労働、第一二財政、第一三租税・専売、第一四金融、第一五産業一般、第一六農林・水産、第一七商工、第一八運輸、第一九郵政、第二〇電気通信、第二一建設、第二二外事及び第二三国防の二三部門に分類して掲載した。

第一　憲　法

○地方公共団体の長の選挙において使用する選挙運動用ポスターの特例に関する法律（昭三八・二・二七法三）……二

○皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法四三）……八九

第二　国　会

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律（昭三八・二・二八法四）……四

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法三五）……六六

第三　行政一般

○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・二・二八法五）……五
○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭三八・二・二八法六）……六
○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・三・一五法一四）……二六
○経済企画庁設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法四四）……九一
○科学技術庁設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法四五）……九五
○自治省設置法の一部を改正する法律（昭三八・四・一〇法八六）……二一〇
○総理府設置法等の一部を改正する法律（昭三八・六・一一法一〇二）……二五七
○行政管理庁設置法の一部を改正する法律（昭三八・六・二〇法一〇六）……二六五
○国家公務員法の一部を改正する法律（昭三八・六・二二法一一一）……二八〇
○恩給法等の一部を改正する法律（昭三八・六・二七法一一三）……二八四
○旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律（昭三八・六・二七法一一四）……二八八
○公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭三八・六・二七法一一五）……二九一
○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・七・三法一一九）……三〇三

第四　地方制度

○昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律（昭三八・三・一四法一三）……二四

○地方交付税法等の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法四九）……一〇四
○地方税法の一部を改正する法律（昭三八・四・一法八〇）……一九三
○地方財政法の一部を改正する法律（昭三八・六・七法九六）……二三七
○地方自治法の一部を改正する法律（昭三八・六・八法九九）……二四五
○地方公営企業法の一部を改正する法律（昭三八・六・二四法一一二）……二八一
○地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を改正する法律（昭三八・七・一法一二八）……二三五
○豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法（昭三八・七・一二法一三七）……三五六

第五　司法・法務

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・二・二八法八）……一一
○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・二・二八法九）……一四
○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（昭三八・三・二五法二五）……四三
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・五・二四法九三）……三三九
○法務省設置法等の一部を改正する法律（昭三八・七・一〇法一一七）……三三三

第六　民事法

○商法中改正法律施行法の一部を改正する法律（昭三八・三・二七法三一）……五八

○電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律（昭三八・三・一法一〇）……一五
○消防法の一部を改正する法律（昭三八・四・一五法八八）……二一五
○消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律（昭三八・四・一五法八九）……二一九
○道路交通法の一部を改正する法律（昭三八・四・一五法九〇）……二二一
○警察法の一部を改正する法律（昭三八・三・一法一〇）……一五
○消防法の一部を改正する法律（昭三八・四・一五法八八）……二一五
○消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律（昭三八・四・一五法八九）……二一九
○道路交通法の一部を改正する法律（昭三八・四・一五法九〇）……二二一
○私立学校振興会法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法五一）……二一一
○日本学校給食会法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法五二）……二一三
○文部省設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一法五八）……二一三
○刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭三八・七・一二法一三八）……三五七
○商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律（昭三八・七・九法一二六）……三三一
○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八・四・五法八五）……二〇八
○商業登記法（昭三八・七・九法一二五）……三三八
○電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律（昭三八・三・二八法三一）……五九

第七　刑　事　法

第八　警　察・消　防

第九　教　育・文　化

○国立学校設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一法六九）……一六三
○オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・四・一法七六）……一八三
○医療金融公庫法の一部を改正する法律（昭三八・三・二〇法一九）……三三
○母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・三・二五法二六）……四四
○国立病院特別会計法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法五〇）……一〇七
○厚生省設置法及び国立光明寮設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一法五九）……一三四
○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭三八・三・三一法六一）……一三八
○国民健康保険法等の一部を改正する法律（昭三八・三・三一法六二）……一四〇
○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭三八・四・一法七四）……一七三
○麻薬取締法等の一部を改正する法律（昭三八・六・二一法一〇八）……二七一
○老人福祉法（昭三八・七・一一法一三三）……三四六
○薬事法の一部を改正する法律（昭三八・七・一二法一三五）……三五三
○ばい煙の排出の規制等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・七・一二法一三六）……三五四
○国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭三八・七・一六法一五〇）……三九〇
○戦傷病者特別援護法（昭三八・八・三法一六八）……四三七

第一〇　厚　生

第一一　労　働

○炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律(昭三八・三・二九法三三)……六一
○雇用促進事業団法の一部を改正する法律(昭三八・三・二九法三四)……六三
○労働省設置法の一部を改正する法律(昭三八・三・三〇法四八)……一〇三
○駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律(昭三八・五・一六法九一)……三五
○職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律(昭三八・七・八法一一一)……三〇八
○政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律(昭三八・七・一三法一四二)……三六九
○失業保険法の一部を改正する法律(昭三八・八・一法一六二)……四二七

第一二　財　政

○東京港港湾区域における土地造成事業等のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法(昭三八・三・三〇法三六)……六八
○外貨公債の発行に関する法律(昭三八・三・三一法六三)……一四六
○中小企業高度化資金融通特別会計法(昭三八・三・三一法七二)……一七二
○大蔵省設置法の一部を改正する法律(昭三八・六・一五法一〇五)……二六三
○明治三十二年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法(昭三八・七・一〇法一二〇)……三四一

第一三　租税・専売

○昭和三十七年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭三八・二・一六法二)……一一
○印紙税法の一部を改正する法律(昭三八・三・一五法一五)……二七
○酒税法の一部を改正する法律(昭三八・三・一八法一七)……二九
○オリンピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律(昭三八・三・二五法二七)……四八
○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭三八・三・二七法二八)……五〇
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭三八・三・二七法二九)……五三
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭三八・三・二七法三〇)……五三
○租税特別措置法の一部を改正する法律(昭三八・三・三一法六五)……一五一
○所得税法の一部を改正する法律(昭三八・三・三一法六六)……一五三
○法人税法の一部を改正する法律(昭三八・三・三一法六七)……一六〇
○関税定率法等の一部を改正する法律(昭三八・三・三一法六八)……一六一
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭三八・七・二四法一六一)……四三
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭三八・八・二法一六七)……四三五

第一四　金　融

○北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律（昭三八・三・二〇法二一）……三五
○産業投資特別会計法の一部を改正する法律（昭三八・三・二三法二四）……四一
○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭三〇・三・三〇法三七）……七一
○日本開発銀行法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法三八）……七三
○住宅金融公庫法及び日本住宅公団法の一部を改正する法律（昭三八・四・一法七九）……一九〇
○外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・六・二一法一一〇）……二七六
○金融緊急措置令を廃止する法律（昭三八・七・二二法一五九）……四一八

第一五　産　業　一　般

○奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・六法一一）……二一
○中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律（昭三八・三・一〇法一〇）……三三
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法五三）……一一七
○中小企業近代化促進法（昭三八・三・三一法六四）……一五〇
○中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一法七一）……一六七
○計量法施行法の一部を改正する法律（昭三八・六・一法九五）……二三四
○日本原子力船開発事業団法（昭三八・六・八法一〇〇）……二五〇
○中小企業投資育成株式会社法（昭三八・六・一〇法一〇一）……二五四
○中小企業指導法（昭三八・七・一五法一四七）……三八一
○中小企業基本法（昭三八・七・二〇法一五四）……四〇三
○中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律（昭三八・七・二〇法一五五）……四一二
○中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭三八・七・二〇法一五六）……四一三
○下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律（昭三八・七・二〇法一五七）……四一四

第一六　農　林　・　水　産

○狩猟法の一部を改正する法律（昭三八・三・二一法二三）……四〇
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法三九）……七四
○農業改良助長法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法五四）……一一〇
○林業信用基金法（昭三八・三・三〇法五五）……一一三
○森林組合合併助成法（昭三八・三・三〇法五六）……一二四
○漁港法の一部を改正する法律（昭三八・三・三一法七〇）……一六五
○農業近代化資金助成法の一部を改正する法律（昭三八・四・一法七七）……一八六
○農薬取締法の一部を改正する法律（昭三八・四・一一法八七）……二一一
○農業災害補償法の一部を改正する法律（昭三八・七・三法一二〇）……三〇五
○開拓者資金融通法の一部を改正する法律（昭三八・七・八法一二二）……三一九
○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律（昭三八・七・八法一二三）……三四三
○昭和三十八年四月から六月までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資

金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律(昭三八・八・一法一六五)……四三二
○沿岸漁業等振興法(昭三八・七・一〇法一三二)……三四四

第一七　商　　工

○特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律(昭三八・三・一八法一八)……三〇
○プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律(昭三八・三・二〇法二二)……三七
○石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律(昭三八・三・三〇法四〇)……八二
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律(昭三八・三・三〇法四一)……八三
○産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律(昭三八・三・三〇法四二)……八八
○通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律(昭三八・三・三〇法四七)……一〇〇
○金属鉱物探鉱融資事業団法(昭三八・四・一法七八)……一八七
○石炭鉱害賠償担保等臨時措置法(昭三八・六・七法九七)……二〇〇
○臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律(昭三八・六・七法九八)……二四四
○輸出硫安売掛金経理臨時措置法(昭三八・六・二一法一〇九)……二七三
○金属鉱業等安定臨時措置法(昭三八・七・一法一一六)……二九三
○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律(昭三八・七・一五法一四三)……三七〇
○電力用炭代金精算株式会社法(昭三八・七・一五法一四四)……三七四
○石炭鉱業経理規制臨時措置法(昭三八・七・一五法一四五)……三七五
○石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律(昭三八・七・一五法一四六)……三七六
○高圧ガス取締法の一部を改正する法律(昭三八・七・一九法一五三)……四〇〇

○採石法の一部を改正する法律(昭三八・七・二二法一六〇)……四一〇
○重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律(昭三八・八・一法一六四)……四三〇
○産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭三八・八・一法一六六)……四三三

第一八　運　　輸

○木船再保険法の一部を改正する法律(昭三八・三・五法一一)……一八
○船舶安全法の一部を改正する法律(昭三八・三・一五法一六)……二八
○運輸省設置法の一部を改正する法律(昭三八・三・三一法六〇)……一三六
○船舶職員法の一部を改正する法律(昭三八・四・四法八三)……二〇三
○日本航空株式会社法の一部を改正する法律(昭三八・四・四法八四)……二〇六
○港湾整備促進法の一部を改正する法律(昭三八・六・一二法一〇三)……二五八
○港域法の一部を改正する法律(昭三八・六・一二法一〇四)……二六一
○観光基本法(昭三八・六・一〇法一〇七)……二六八
○外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律(昭三八・七・一法一一七)……二九六
○海運業の再建整備に関する臨時措置法(昭三八・七・一法一一八)……二九七
○港則法の一部を改正する法律(昭三八・七・一二法一四一)……三六六
○道路運送車両法の一部を改正する法律(昭三八・七・一五法一四九)……三八八

○船員保険法の一部を改正する法律（昭三八・八・一法一六三）……四二九

第一九　郵　政

○簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・七・八法一二三）……三三三
○郵便貯金法の一部を改正する法律（昭三八・七・一二法一三九）……三六〇

第二〇　電　気　通　信

○電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法（昭三八・三・三〇法五七）……一二九
○電波法の一部を改正する法律（昭三八・四・四法八二）……一九九
○公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（昭三八・七・一二法一四〇）……三六三

第二一　建　設

○土地区画整理法の一部を改正する法律（昭三八・四・一法七五）……一七八
○共同溝の整備等に関する特別措置法（昭三八・四・一法八一）……一九八
○屋外広告物法の一部を改正する法律（昭三八・五・二四法九二）……二三七
○砂防法の一部を改正する法律（昭三八・六・一法九四）……二三一
○近畿圏整備法（昭三八・七・一〇法一二九）……二三七
○新住宅市街地開発法（昭三八・七・一一法一三四）……二四八
○積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭三八・七・一五法一四八）……三八五
○建築基準法の一部を改正する法律（昭三八・七・一六法一五一）……三九三
○不動産の鑑定評価に関する法律（昭三八・七・一六法一五二）……三九七
○関越自動車道建設法（昭三八・七・二〇法一五八）……四一五

第二二　外　事

○外務省設置法の一部を改正する法律（昭三八・三・三〇法四六）……九七
○在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・四・一法七三）……一七三
○海外移住事業団法（昭三八・七・八法一二四）……三三四

第二三　国　防

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三八・二・二八法七）……一〇

◎昭和三十七年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律

（昭三八・二・一六法二）

一、提案理由（二月五日）

（日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭三八―法三七）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（二月八日）

○臼井莊一君　ただいま議題となりました昭和三十七年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和三十七年産の米穀について、従来と同様、事前売り渡し申し込み制度に基づき政府に米穀を売り渡した者に対し、昭和三十七年分の所得税を軽減することといたしております。その軽減の内容もまた従前と同様でありまして、売り渡し時期の区分に応じ、玄米石当たり平均千四百円を非課税とする措置を講じようとするものであります。

本案につきましては、審議の結果、去る五日、日本社会党を代表して石田宥全委員より賛成討論があった後、直ちに採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案の通り可決されました。

昭和三十七年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院大蔵委員長報告（二月十五日）

○佐野廣君　ただいま議題となりました昭和三十七年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案につきまして、その内容、委員会の審査の経過及び結果について、御報告申し上げます。

本案は、昭和三十七年産米穀について、生産者が事前売り渡し申し込みに基づいて売り渡した場合、従来と同様に、その売り渡し所得について一石当たり平均千四百円を非課税としようとするものでございます。

本委員会の審議におきましては、本特例措置は、事前売り渡し申し込み制度の円滑なる実施に資するため設けられたものであろうが、現在においてもその必要性が存在するのか、また、今後とも時限立法として措置する考えなのか、また、減税措置という形ではなく基本米価に織り込むべきではないか等について、熱心に質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。（拍手）

◎地方公共団体の長の選挙において使用する選挙運動用ポスターの特例に関する法律（昭三八・二・二七法三）（衆）

一、提案理由（二月二十二日）

○丹羽喬四郎君　ただいま議題となりました地方公共団体の長の選挙において使用する選挙運動用ポスターの特例に関する法律案は、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党の合意に基づき、昨二十一日、成案を得て、本委員会の提出にかかる法律案として提出されたものであります。

本案は、前国会において成立いたしました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律により、本年三月一日から五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の選挙等の期日が統一して行なわれることになったのでありますが、この場合において四月十七日に期日を統一される指定都市の市長の選挙における選挙運動用ポスターは、このとき同時に行なわれる知事、都道府県議会の議員及び指定都市の議会の議員のポスターが同じ地域に多数掲示されるため、十分その効果を上げることができないと考えられますので、その数を、知事のポスターの基本枚数一万二千枚と同数といたすとともに、四月三十日に期日が統一される指定都市以外の市の市長の選挙運動用ポスターについても、同時に行なわれる市議会議員の選挙運動用ポスターと同数のため、同地域に多数掲示されることとなる市議会議員のポスターとの関係で、指定都市の市長の場合と同様の事情があると考えられますので、その数を現行の二倍の二千四百枚といたしております。

また、市の合併の特例に関する法律に規定する新都市で、政令で指定するものの設置による市長の選挙における選挙運動用ポスターは、その数を指定都市の市長と同様に一万二千枚といたそうとするものであります。

以上、本法律案の趣旨につきまして御説明いたしました。何とぞ、御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。（拍手）

二、参議院公職選挙法改正に関する特別委員長報告（二月二十七日）

○青柳秀夫君　ただいま議題となりました法律案について、本特別委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法案は、衆議院の公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出にかかるものでありまして、その内容は、前国会で成立した地方選挙の期日を統一して行なう臨時特例法により、全国で三千二百余に上る地方選挙が行なわれる予定でありますが、四月十七日に統一して行なわれる指定都市の市長の選挙における選挙運動用ポスターは、同時に行なわれる知事選挙等、他の選挙のポスターが同じ地域に多数掲示されることにより、十分にその効果をあげ得られないうらみがありまするので、その数を、現行の四千五百枚から、知事のポスターの基本枚数一万二千枚と同数にするとともに、四月三十日に統一して行なわれるその他の市の市長の選挙運動用ポスターについても、指定都市の市長の場合と同様の事情がありまするので、その枚数を現行の二倍の二千四百枚にすることとし、また、市の合併の特例法に基づいて去る二月十日発足した北九州市の設置選挙についても、同市がいまだ指定都市の指定を受ける前に行なわれまするので、その市長選挙におけるポスターの枚数は千二百枚となり、まことに実情に適しませんので、指定都市と同数の一万二千枚にしようとするものであります。

本特別委員会におきましては、二月二十六日衆議院議員岡﨑英城君より提案趣旨の説明を聞いた後、同日、質疑を終局して直ちに討論に入りましたところ、格別の発言もなく、採決の結果、本法案は原案どおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

（註）衆議院においては委員会の審査は省略された。

◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律

（昭三八・二・二八法四）（衆）

一、提案理由（二月二十六日）

○佐々木秀世君　ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、今般の特別職の職員の給与改定に伴い、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び国会議員の秘書の給料等に関する法律に所要の改正を行なうものでありまして、第一に、国会議員の期末手当について、その支給日に在職しない者でも、その日前一月以内に退職または死亡した者には、期末手当を支給することとし、第二に、国会議員の秘書の給与について、その給料月額三万二千七百円を三万五千九百円に増額するとともに、期末手当及び勤勉手当について、政府職員の給与法改正と同様の改正を行なうものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用することといたしております。

本法律案は、議院運営委員会において起草、提出したものであります。何とぞ御賛同下さるようお願い申し上げます。（拍手）

二、参議院議院運営委員長報告（二月二十七日）

○田中茂穂君　ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

この法律案は、今般の特別職の職員の給与改定に伴い、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律並びに国会議員の秘書の給料等に関する法律に所要の改正を行なうものでございます。

その内容は、まず第一に、国会議員の期末手当について、その支給日に在職しない者でも、その日前一月以内に退職または死亡した者には期末手当を支給すること。第二に、国会議員の秘書の給与について、秘書の給料月額三万二千七百円を三万五千九百円に増額するとともに、三月十五日に新たに〇・二カ月分の勤勉手当を支給し、また期末手当または勤勉手当の支給日前一月以内に退職または死亡した者にも、それぞれ期末手当または勤勉手当を支給するなど、一般職の公務員の給与法改正と同様の改正を行なうものであります。

委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

（註）　衆議院においては委員会の審査は省略された。

◎特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

（昭三八・二・二八法五）

一、提案理由（二月十九日）

○原田政府委員　ただいま議題となりました特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、今回、昭和三十七年八月十日に行なわれました人事院勧告に基づいて昭和三十七年十月一日以降、一般職の職員の給与を改定することとし、別途法律案を提出して御審議を願うことといたしているのでありますが、これに伴い、従来より一般職の職員との均衡を考慮して定められております特別職の職員の給与につきましても、その俸給月額等に所要の改定を行なおうとするものであります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告（二月二十六日）

（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭三八―法六）の委員長報告と一括して掲載）

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

三、参議院内閣委員長報告（二月二十七日）

（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭三八―法六）の委員長報告と一括して掲載）

◎一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭三八・二・二八法六）

一、提案理由（二月十九日）

○大橋国務大臣　ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

昭和三十七年八月十日、一般職の国家公務員の給与について、俸給表の全面的改善及び期末手当、勤勉手当並びに宿日直手当の改定を内容とする人事院の勧告がなされたのでありますが、政府といたしましてその内容を慎重に検討いたしました結果、同年十月一日からこれを実施に移すとともに、暫定手当について昭和三十六年十二月十四日に行なわれました人事院勧告についても、この際あわせて実施することが妥当であると認めましたので、関係法律について所要の改正を行なおうとするものであります。

まず、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を改めまして、次の通り昨年八月の給与改定に関する人事院勧告の実施をはかることといたしました。

すなわち、第一に、全俸給表の全等級を通じまして、人事院勧告通り、俸給月額を現行の俸給月額より千円ないし三千五百円引き上げた額といたしますとともに、行政職俸給表(一)の中位等以下の等級

及び他の俸給表のこれに相当する各等級につきまして、号俸の刻み方を改めることにより昇給率を改善することといたしましたほか、新たに教育職俸給表(四)を設けまして、昨年四月に新設されました高等専門学校の教職員に適用することといたしました。

第二に、期末手当を年間〇・二五月分増額して、六月十五日の支給割合を一カ月分、十二月十五日の支給割合を一・九月分といたしますとともに、勤勉手当を年間〇・〇五月分増額して、六月十五日及び十二月十五日の支給割合をそれぞれ〇・三月分といたしますほか、三月十五日に〇・二月分を支給することといたしました。なお、これらの手当につきましては、支給日前一カ月内において退職し、または死亡した職員にも支給し得ることといたしました。

第三に、宿日直手当につきまして、土曜日またはこれに相当する日に、退庁時から引き続いて行なわれる宿直勤務に対する支給額の最高限を、勤務一回につき三百六十円から四百二十円に引き上げることといたしました。

次に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）の附則の一部を改めまして、次の通り一昨年十二月の暫定手当に関する人事院勧告の実施をはかることといたしました。

すなわち、第一に、暫定手当の支給されていない地域に在勤する職員に対しまして、昭和三十七年十月一日以降、当分の間、暫定手当を支給することとし、その額は、二級地の暫定手当の額、すなわち、暫定手当の一段階分相当額に、最初の一年間は三分の一、次の一年間は同じく三分の二、さらに右の二年間を経過したときからは同じく三分の三を乗じて得た額とすることといたしました。

第二に、在勤する地域を異にして異動したことにより暫定手当の支給額が減少する職員に対する暫定手当の保障期間を、異動後六カ月から十二カ月に延長することといたしました。

なお、本法に附則を設けまして、俸給の切りかえ方法及び切りかえに伴う措置並びに暫定手当の改正に伴う経過措置等を規定いたしました。

この法律案は、以上申し述べました内容につきまして改正を行なおうとするものでありますが、昨年八月の人事院勧告において、同年五月一日から実施することを適当と考えるとされました給与改定に関する部分につきましては、諸般の緊急重要施策及び財政事情等にかんがみまして、これを暫定手当に関する改正とともに昭和三十七年十月一日から実施しようとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告（二月二十六日）

○永山忠則君　ただいま議題となりました三法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。詳細は会議録によって御承知願うことといたしまして、以下、簡単に要点のみを申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、昨年八月十日付の人事院勧告の通りに、俸給表、期末手当、勤勉手当、宿日直手当の改定を行なうとともに、暫定手当の支給につきましても、三十六年十二月十四日付人事院勧告通り改定を行なおうとするものでございまして、三十七年十月一日からこれを実施することにいたしておるのでございます。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の例に準じまして、防衛庁職員の俸給月額の改定等を行なおうとするものでございます。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、特別職の職員につきましても、一般職との均衡を考慮いたしまして、その俸給月額等に所要の改定を行なおうとするものでございます。

以上三法案は、一月二十二日本委員会に付託となり、二月十九日、提案理由の説明を聴取いたしました後、直ちに質疑に入り、二月二十六日、質疑を終了いたしましたところ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対しましては、俸給の改定増額分が最低月額千五百円の増額となるよう俸給月額の一部を改める等の自民、社会両党共同提案にかかる修正案が提出されまして、藤原委員より趣旨説明がなされ、続いて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対しましては、旧号俸が教育職俸給表(二)の二等級の二十二号俸から三十五号俸までの職員については、切りかえに伴

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

う三カ月の短縮措置を六カ月に改める旨の自民党提案にかかる修正案が提出されまして、伊能委員より趣旨説明がなされた後、右給与三法案並びに各修正案を一括議題として討論に入り、岡崎委員は自由民主党を、田口委員は日本社会党を代表して、各修正案並びに原案にそれぞれ賛成の意見を表明され、受田委員は民主社会党を代表いたしまして、各修正案並びに原案に反対の意見を表明されました後、採決に入り、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、いずれも多数をもって各修正案の通り修正議決すべきものと決し、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、多数をもって原案の通り可決すべきものと決した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院内閣委員長報告（二月二十七日）

○村山道雄君　ただいま議題となりました給与関係三法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、衆議院において修正が加えられて本院に送付されたものでありまして、その改正の要旨は、昨年八月十日の人事院勧告に基づき、全俸給表について、初任給の引き上げ、中位等級以下の俸給の改善を中心とした増額を行なうとともに、高等専門学校の教

職員に適用するため、新たに教育職俸給表㈣を設けること。期末手当を〇・二五月分、勤勉手当を〇・〇五月分増額し、その支給割合を改め、新たに三月に勤勉手当を支給できるようにすること。宿日直手当を増額すること等の措置を講ずるほか、一昨年十二月十四日の人事院勧告に基づき、現在暫定手当の非支給地に在勤する職員に対し、三年計画でその一段階分を新たに支給すること等の措置を講ずることにいたしており、これらの措置は、すべて昭和三十七年十月一日から適用することになっております。

なお、衆議院修正の要旨は、各俸給表を通じて、今回の俸給月額の引き上げ額が千五百円に満たないものを、すべて千五百円まで増額すること、及び高校教諭の上位号俸者に対する調整措置を講ずることの二点でございます。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、いずれも一般職の国家公務員の俸給月額の改定等の措置に準じて、特別職職員並びに防衛庁職員の俸給月額の改定等を行なおうとするものでありますが、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきましては、衆議院において、一般職にならい、自衛官等の俸給月額に修正が加えられております。

委員会におきましては、生計費と俸給表との関係、人事院の官民給与比較の当否、一部の大学学長を認証官とし、その給与を増額することによって生ずる他の官職との均衡問題、及び人事院の勧告によらずして認証官学長の給与を改定することに関する人事院並びに政府の所見、行政職俸給表㈠の改善措置と衆議院修正との関係、住宅手当の新設、扶養手当の増額の必要性等について質疑が重ねられましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、三法律案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して山本委員より、内容に不満な点があるが、一部修正が行なわれたことでもあり、大局的見地から賛成する旨の発言があり、民主社会党を代表して田畑委員より、人事院勧告の完全実施という立場から反対する旨の発言がありました。

次いで、三法律案を順次採決いたしましたところ、いずれも多数をもって衆議院送付の原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告申し上げます。（拍手）

◎防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭三八・二・二八法七）

一、提案理由（二月十九日）

○志賀国務大臣　ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概要を説明申し上げます。

この改正案は、今般提出されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の例に準じまして、防衛庁職員の俸給月額の改定等を行なおうとするものであります。

すなわち、まず、事務次官、統合幕僚会議の議長及び参事官等並びに自衛官の俸給表につきましては、一般職の例に準じて改定を行なうこととし、事務官等の俸給表につきましては、従前通り一般職に適用される俸給表によることといたしております。これにあわせて、防衛大学校の学生に対する学生手当の額と営外手当の額につきましても改定を行なうことといたしております。

また、期末手当及び勤勉手当につきましては、一般職の改正に伴って規定の改正を行なうこととといたしております。

なお、この法律案は、公布の日を施行日とし、昭和三十七年十月一日から適用することといたしておるのであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告（二月二十六日）

（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭三八―法六）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院内閣委員長報告（二月二十七日）

（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭三八―法六）の委員長報告と一括して掲載）

◎裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・二・二八法八）

一、提案理由（二月十九日）

○中垣国務大臣　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して説明いたします。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善する必要を認め、今国会に、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしましたことは御承知の通りであります。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じてその給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第であります。

この両法律案は、裁判官の報酬等に関する法律の別表及び第十五条に定める裁判官の報酬並びに検察官の俸給等に関する法律の別表及び第九条に定める検察官の俸給の各月額を増加することをその趣旨とするものでありまして、改正後の裁判官の報酬及び検察官の俸給の各月額を現行のそれに比較いたしますと、その増加比率は、一般の政府職員についてのこれらに対応する各俸給月額の増加比率と同様となっております。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

なお、両法律案の附則におきましては、一般の政府職員の場合と同様、この報酬及び俸給の月額の改定を昭和三十七年十月一日から適用すること等必要な措置を定めております。

以上が裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

次に、暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

近年における暴力犯罪の実情を見まするに、その数において依然減少の傾向を示さないばかりでなく、特にいわゆる暴力団すなわち博徒、暴力テキ屋、青少年不良団、売春、麻薬暴力団その他の暴力的不良団体の構成員またはその仲間ともいうべき人々による悪質な暴力犯罪が増加の傾向を示しておりますことはきわめて憂慮にたえないところであります。もとより政府におきましては、このような事態に対処するため、さきに昭和三十三年には刑法等の一部改正について、また、昨年三十七年には銃砲刀剣類等所持取締法の一部改正について、それぞれ国会の御審議をわずらわし、法律としてこれらを逐次実施に移しますとともに、法の運用面におきましても、関係政府機関において緊密な連携のもとに暴力犯罪の防圧に努力して参っているのであります。しかしながら、いわゆる暴力団の構成員等が依然として常習的に暴行、傷害等の暴力犯罪を繰り返し、また、その犯行の手段としてしばしば拳銃、日本刀等きわめて危険な

凶器を用いていることは顕著な事実でありまして、この際、この種の社会不安を惹起する暴力犯罪に対して、より一そう強力かつ適切な対策を講ずるために必要な法改正を行ないますことは、単に強い世論にこたえるというばかりでなく、国家の刑政からみましても、きわめて緊要なことと考えられるのであります。これが本法案を提出することといたしました理由であります。

この法律案の骨子は次の通りであります。

第一点は、銃砲または刀剣類を用いる傷害を特別の犯罪類型として一般の傷害罪より重く処罰する規定を新設しようとすることであります。この規定を設けます理由は、銃砲または刀剣類を用いる傷害がきわめて高度の危険性を持つ悪質な犯罪であるばかりでなく、すでに述べましたように、この種の危険な傷害が暴力団の構成員等によって多く犯されている実情から見ましても、当面、特にその必要性が認められるからであります。なお、本罪については、その犯罪の性質にかんがみ、未遂罪を処罰するとともに、日本国民の行なう国外犯をも処罰することが相当と考えられますので、その趣旨の規定を設けることといたしたのであります。

第二点は、常習的暴力行為に関する規定を整備、強化しようとすることであります。すなわち、現行の暴力行為等処罰に関する法律第一条第二項に規定されている常習的暴力行為に対する法定刑を引き上げるとともに、現在でも右の常習的暴力行為に含まれている暴行、脅迫、器物損壊のほかに、新たにこれに刑法第二百四条の傷害を加え、傷害を含む常習犯について通常の傷害罪より重い刑を定めたことであります。その趣旨は、暴力団の構成員等の多くが暴行、脅迫、器物損壊のみならず、傷害をも含めた暴力犯罪を常習的に繰り返している現状にかんがみ、一面において、この種の常習犯に対する法定刑を引き上げその強力な防止をはかるとともに、他面、この種の常習犯人に対して相当期間にわたる適切な矯生処遇等の措置を講じその改善更生をはかることが、当面最も緊要と考えられるからであります。

最後に、裁判所法の一部改正は、右に申し述べました暴力行為等処罰に関する法律の一部改正によりまして、短期一年以上の懲役にあたることとなる罪にかかわる事件については、事案の性質等にかんがみ、地方裁判所は原則として、一人の裁判官でこれを取り扱うこととしようとするものであります。

以上が暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院法務委員長報告（二月二十六日）

○高橋英吉君　ただいま議題となりました両法案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、今国会において、政府は、昨年八月十日の人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与の改定を行なおうとしておりますが、裁判官及び検察官の給与につきましても、その例に準じてこれを改定しようとするものであります。

すなわち、裁判官及び検察官の報酬または俸給の各月額を増加しようとするものであって、その増加額は、裁判官については二千四百円ないし五千円、検察官については千九百円ないし五千円でありまして、その増加比率は、裁判官の報酬及び検察官の俸給に対応するところの一般政府職員についての各俸給月額の増加比率と同様となっております。

さて、両案は、去る二月八日法務委員会に付託せられ、二月十九日法務大臣より提案理由の説明を聴取したのでありますが、本日、質疑を終了し、討論に付しましたところ、日本社会党より反対の討論があり、次いで、両案を一括して採決いたしました結果、両法案はいずれも多数をもって政府原案通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院法務委員長報告（二月二十七日）

○鳥畠徳次郎君　ただいま議題となりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案につき、法務委員会における審議の経過並びに結果について一括御報告を申し上げます。

本法律案の趣旨は、人事院勧告の趣旨にかんがみまして、一般政府職員の給与を改善する法律案が今国会に提出されたことに対応し、これに準じて裁判官及び検察官の給与の月額を一般政府職員と同様の増加比率で改善せんとするものであります。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

法務委員会においては、二月二十一日提案理由の説明を聴取した後、二月二十七日質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して稲葉委員から、両案は、いわゆる裁判官優位の憲法上の原則が十分に貫かれていないこと、人事院勧告の適用期日が完全に守られていないことを理由として、両案に反対する旨の意見が述べられました。次に公明会を代表して和泉委員から、両案について人事院勧告が全面的に守られることを希望するものであるが、今後の研究に期待して、今回は両案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、一括採決いたしましたところ、原案どおり多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。（拍手）

◎検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・二・二八法九）

一、提案理由（二月十九日）

（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八―法八）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院法務委員長報告（二月二十六日）

（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八―法八）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院法務委員長報告（二月二十七日）

（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八―法八）の委員長報告と一括して掲載）

◎警察法の一部を改正する法律（昭三八・三・一法一〇）

一、提案理由（二月一日）

○篠田国務大臣　ただいま議題となりました警察法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、全国的な幹線道路における交通の規制に関する事務を管区警察局に分掌させること、警察庁の職員の定員を改めること及び交通警察に関する警察官の職権行使に関する規定を整備すること等をその内容としております。

まず、全国的な幹線道路における交通の規制に関する事務を管区警察局に分掌させることについて御説明いたします。

国家公安委員会及び警察庁は、その所掌事務の一部として、全国的な幹線道路における交通の規制に関することをつかさどることとされているのでありますが、この事務は、現在は、警察庁の地方機関である管区警察局にはこれを分掌させていないのであります。しかしながら、最近における道路交通の状況を見ますと、一級国道、二級国道等の全国的な幹線道路における自動車の交通量が飛躍的に増加しており、交通渋滞、交通事故等が著しく増加しているのであります。このような事態に対処し、全国的な幹線道路における交通の安全と円滑をはかるためには、さらに一そう地方的な交通の実態を的確に把握し、適切な交通規制を実施することが必要であります。また、管区警察局の管轄内の府県間における交通規制については、管区警察局の単位でその斉一をはかり得る場合がありますので、これらの点を勘案いたしまして、警察庁の所掌する全国的な幹線道路における交通の規制に関する事務を、各地方の特殊事情に通じた管区警察局にも分掌させ、その適正にして能率的な運営をはかって参りたいと考えるのであります。

次に、警察庁の職員の定員の改正でありますが、これは警察庁における麻薬関係の事務の増加に対処するために、新たに警察官十人を増員しようとするものであります。最近における麻薬犯罪は、その取り締まりの強化にもかかわらず、なお増加と悪質化の傾向にあり、麻薬の不正施用に関連する各種犯罪の続発等きわめて憂慮される現況にあるのであります。これに対し警察におきましては、各都道府県警察における麻薬犯罪取り締まりのための警察官の増員、専門的な担当部課の設置等その組織体制の整備をはかりつつあるところでありますが、警察庁におきましても、今回の増員措置により、都道府県警察の実施する麻薬取り締まり活動の連絡調整及び指導教養、麻薬情報の収集分析等に関する事務処理体制の充実強化をはかりたいと考える次第であります。

なお、この増員とは別に、本年十月以降におきまして、バンコック駐在官の要員として外務省へ警察官一人を出向させるため定員の移しかえを行ないますので、定員上は、差し引き九人の増員ということになるのであります。

次は、交通警察に関する警察官の職権行使に関する規定の整備について申し上げます。

最近、観光事業者等が建設する道路運送法上の自動車道が各地にできつつありますが、これらの道路が二以上の都道府県の区域にわたるときは、これらの道路における効果的な交通警察活動を実施するため、警察官の管轄区域外の職権行使を認める必要性が生じてくるのであります。しかしながら、このような場合に適用されるべき警察法第六十六条第二項におきましては、道路法の規定による道路のみがその適用対象となっておりますため、ただいま申し上げましたような道路運送法の規定による自動車道にはこの規定を適用できないという不合理が生じているのであります。これを是正いたしますため、警察法第六十六条第二項に新たに道路運送法第二条に規定する自動車道を加えることにより、これらの道路における効果的な交通警察活動を実施し、もって交通の安全と円滑をはかって参りたいと存ずるのであります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

二、衆議院地方行政委員長報告（二月十九日）

○永田亮一君　ただいま議題となりました警察法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、警察事務の能率的な運営をはかるため、第一に、警察庁の所掌となっている全国的な幹線道路における交通の規制に関する事務を、各地方の特殊事情に通じた管区警察局に分掌させること、第二に、警察庁における麻薬関係の事務の増加に対処して、新たに警察官十人を増員すること、第三に、道路運送法上の自動車道が二以上の都道府県の区域にわたる場合における警察官の職権行使に関する規定を整備して、効果的な交通警察活動ができるようにしようとするものであります。

本案は、一月三十一日当委員会に付託され、二月一日篠田国務大臣より提案理由の説明を聞き、自来、慎重に審査を重ねて参りましたが、その詳細は会議録によって御承知いただきたいと存じます。

二月十四日、質疑を終了し、討論の通告もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院地方行政委員長報告（二月二十二日）

○石谷憲男君　ただいま議題となりました警察法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は、最近の全国的な幹線道路における交通の実情に対処するため、その交通規制に関する事務を管区警察局に分掌させることとするとともに、観光道路等の道路運送法に規定される自動車道が

二以上の都道府県の区域にわたる場合における警察官の交通に関する管轄区域外の職権行使を認めることとし、また、警察庁における麻薬関係の事務の増高に対処するため、警察庁の職員の定員を改めて、警察官十名を増員すること等で、警察事務の能率的な運営をはかろうとするものであります。

本委員会におきましては、二月五日篠田自治大臣より提案理由の説明を聞いた後、当局との間に、交通、麻薬等の問題について熱心に質疑応答を重ね、慎重審査を行ないました。その詳細については、会議録によってごらん願いたいと存じます。

かくて、二月二十一日質疑を終局し、討論に入りましたが、別に発言もなく、採決の結果、本法案は、全会一致をもって、政府原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

◎木船再保険法の一部を改正する法律

（昭三八・三・五法一一）

一、提案理由（一月二十八日）

○国務大臣（綾部健太郎君）　ただいま議題となりました木船再保険法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、御説明申し上げます。

木船再保険法は、政府が、船主相互保険組合法に基づいて設立された木船相互保険組合の負う保険責任を再保険して、組合の健全な経営を確保することを目的として、昭和二十八年に制定されたものであります。この制度の発足以来九年間の実績を見ますと、年々、木船再保険特別会計に相当の黒字を生じております。

申すまでもなく、この利益は、木船船主の保険料から生じたものでありますから、これを木船船主に還元し、保険料の負担の軽減をはかることが望ましいのであります。

しかるに、現行の木船再保険法には、利益還付の規定がありませんので、同法を改正いたしまして、木船再保険特別会計に利益を生じた場合には、今後の異常災害等に備えて一定額を積み立てた後、なお残余があるときに限り、これを木船相互保険組合に対し還付することができるよう、利益還付金制度を設けることといたしたのであります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

次に、船舶安全法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正の第一点は、一九六〇年の海上における人命の安全のための国際条約を批准することとするに伴いまして必要な規定の整備をすることであります。

一九六〇年五月ロンドンで開催されました国際会議において、一九四八年の海上における人命の安全のための国際条約が改正せられましたが、これを批准することとするに伴いまして、次の二点について、船舶安全法の規定を整備することが必要となったのであります。

第一は、総トン数三百トン以上五百トン未満の非旅客船で国際航海に従事するものに対しまして、新たに無線電信または無線電話の施設を義務づけることであります。

第二は、ばら積み穀類を船積みする場合において、その積載図を承認する等の運送に関する規制を新たに設けることであります。

改正の第二点は、検査対象船舶の増加に対処して、技術の進歩と検査の体制とに即応した船舶検査制度の合理化をはかることであります。

経済の進展に伴う船腹の増加によりまして、船舶検査が繁忙をきわめて参りましたが、一方、技術の進歩によりまして、船舶及び船舶用物件の性能も向上して参りましたので、その実情に即応して、次の諸点について、船舶検査の合理化をはかることとしたのであります。

第一は、総トン数五トン以上二十トン未満の帆船以外のもの及び平水区域のみを航行する帆船以外のものに対し、現在定期的に行なっております船舶検査を、これらの船舶の就航状態が、従来から随時の検査の対象となっている一部の帆船と同様に、いずれも平穏な狭い水域に限られていることにかんがみまして、随時の検査に変更することであります。

第二は、一定の規格により、または大量生産方式により製造されている船舶用物件につきまして、船舶用機関と同様に、当該物件を施設する船舶の特定前に検査を受けられることとすることであります。

第三は、優秀な製造施設を有し、製造過程中の品質管理、自主検査機構等が充実している事業場の認定を行ない、その事業場において製造される一定の船舶用物件に対しまして、製造工事に関する検査を省略することであります。

以上のほか、満載喫水線を表示すべき船舶の範囲を国際満載喫水線条約の線に合致させる等、所要の整理をすることにしたのであります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院運輸委員長報告（二月二十日）

木船再保険法の一部を改正する法律

○金丸冨夫君　ただいま議題となりました木船再保険法の一部を改正する法律案並びに船舶安全法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、木船再保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行木船再保険法は、昭和二十八年に、木船相互保険組合の健全な経営を確保するため制定されたものでありまして、政府は、特別会計を設けて、木船保険の再保険を行なっておるのであります。しかるに、この制度発足以来九年間の実績を見ますと、特別会計に年々利益を生じておりますので、今回現行法を改正いたしまして、木船再保険特別会計に利益を生じた場合、今後の異常災害に備えて一定額を積み立てた後、なお残余がある場合に限り、これを組合に還付することができるようにしようというのがこの改正法律案の内容であります。

質疑に入りましたところ、木船相互保険組合への加入率が著しく低いので、その原因並びに加入促進の方法等について熱心に質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録で御承知を願います。

質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決に入りましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、船舶安全法の一部を改正する法律案について申し上げます。

船舶安全法は、海上における人命及び財産の安全を確保するため

に、船舶の構造及び施設の基準、満載吃水線の標示、無線通信施設の強制、船舶の検査などについて規定したものでありまして、その内容は、主として「一九四八年海上における人命の安全のための条約」及び「一九三〇年国際満載吃水線条約」に沿うものであります。

この法律案による主要な改正事項の第一は、先ほど申し上げました安全条約が一九六〇年に改正せられましたことに即応しようとするものでありまして、無線通信施設義務船舶の範囲を拡大し、また、ばら積み穀類等の特殊貨物の運送方法に関して若干規制を加えようとするものであります。第二は、検査対象船舶の増加に対処し、かつ、最近の技術の進歩を考慮して、船舶検査制度を合理化するため、二十トン未満の小型船舶を、定期的な検査の対象から、これを随時の検査に移す等の改正を行なおうとするものであります。

委員会におきましては、終始熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

三、衆議院運輸委員長報告（二月二十六日）

○木村俊夫君　ただいま議題となりました木船再保険法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、本案の趣旨並びに概要を御説明申し上げますと、現行法は、昭和二十八年に制定されたものでありますが、これが施行以来の事業成績は年々好調で、毎年度剰余金を生じておる状況であります。これら利益金は、木船船主の保険料から生じたものでありまして、これを木船船主に還元することが最も望ましいのであります。

しかるに、現行法には、利益還付金の規定がありませんので、同法を改正して、木船再保険特別会計に利益を生じた場合には、一定額の積み立てを行ない、損失の補てんを行なった後なお残余があるときに限り、これを木船相互保険組合に対して還付することができるように改めようとするものであります。

本案は、一月二十四日本委員会に予備付託となり、二月十五日政府より提案理由の説明を聴取し、同月二十日本付託となり、同月二十二日質疑を行ないましたが、その内容は会議録により御承知願います。

かくて、同日、討論を省略し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

◎奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭三八・三・六法一二）

一、提案理由（一月二十九日）

○国務大臣（篠田弘作君）　ただいま議題となりました奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びにその内容の概要を御説明申し上げます。

奄美群島の復興事業は、奄美群島復興計画に基づき、その推進をはかって参り、その復興は逐年進捗を見ているのでありますが、奄美群島復興の重要な要素をなす産業の復興については、同群島における経済基盤が脆弱であるのに対し、産業資金の融通が円滑を欠き、このことがその大きな隘路となっておったのであります。政府としては、その対策として奄美群島復興信用基金に対してこれまで三億二千万円の出資を行ない、群島内の中小規模の事業者に対し、小口の事業資金の貸付を行なわせて参ったのでありますが、増高する資金需要には、なお応ずることができない状況であります。したがいまして、昭和三十八年度においてさらに政府出資を五千万円追加して融資業務に要する資金に充てることとし、奄美群島の産業振興の促進に資することといたしたい考えであります。

以上、この法律案の提案理由並びにその内容の概要について御説明いたしたのでありますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げる次第でございます。

二、参議院地方行政委員長報告（二月十三日）

○石谷憲男君　ただいま議題となりました奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

本法案は、奄美群島の産業振興の促進に資するため、現行法の一部を改正して、奄美群島復興信用基金の融資業務に要する資金として、国の出資額三億二千万円を三億七千万円に増額するとともに、これに伴って奄美群島復興信用資金の資本金の額を改めようとするものであります。

地方行政委員会におきましては、篠田自治大臣より提案理由の説明を聞いた後、当局との間に、奄美群島復興計画並びに今後の対策等について熱心に質疑応答を重ね、慎重審査を行ないました。その詳細については会議録によってごらん願いたいと存じます。

かくて二月五日質疑を終局し、討論に入りましたところ、西郷委員は、自由民主党を代表して本法案に賛成の旨を述べられ、あわせて各派共同提案にかかる附帯決議案を提出されました。

その内容は、

奄美群島復興特別措置法に基く復興計画とこれに伴う国の財政援助は、昭和三十八年度で終了の予定であるが、同群島の現状はなお本土との間に著しく格差があることにかんがみ、政府は引き続き次の措置を講ずべきである。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律

一、奄美群島の自然的条件を充分に活用し、基幹産業の積極的な振興をはかることを重点とし、あわせて復興計画を補完して所期の効果を充分に達成せしめることを目的とする次期計画をすみやかに樹立し、これが実施を推進するため従前同様国の助成をすること。

二、奄美群島経済の発展に重要な要素をなす産業資金の融通を円滑にするため、奄美群島復興信用基金を今後も引続き充実するとともに同群島の経済発展に積極的に寄与せしめるよう特段に配意すること。

というものであります。

採決の結果、本法案は全会一致をもって政府原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

また、西郷委員提出の右の附帯決議案は、全会一致をもってこれを委員会の決議とすることに決定した次第であります。

右決議に対し、篠田自治大臣より、決議の趣旨を尊重し、善処する旨を述べられました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

三、衆議院地方行政委員長報告(二月二十二日)

○永田亮一君　ただいま議題となりました奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、奄美群島復興信用基金の融資業務に要する資金を、三億七千万円に増額しようとするものであります。

奄美群島の復興事業は、逐年進捗を見つつありますが、御承知のように、同群島の経済はなお脆弱であり、産業資金の融通が円滑を欠いておりますので、さきにその対策として群島内の中小規模の事業者に対し小口の事業資金の貸付を行なわせるため、奄美群島復興信用基金に三億二千万円の政府出資をいたしておるのであります。しかし、この程度の資金をもちましては、とうてい熾烈な資金需要に応ずることができない状況でありますので、今回政府はその資金としてさらに五千万円を追加することとし、これに伴い本案を提出いたしたのであります。

本案は、参議院先議となり、本委員会には一月二十二日予備審査のため付託され、二月十三日、参議院より送付、本委員会に本付託となりました。

二月十四日篠田自治大臣より提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を行なったのでありますが、その詳細は会議録によって御承知いただきたいと存じます。

二月二十一日、質疑を終了いたしましたところ、別に討論の通告もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同による附帯決議が提出され、これまた全会一致をもって可決いたしました。

決議文を朗読いたします。

附帯決議

奄美群島復興特別措置法に基づく復興計画とこれに伴う国の財政援助は、昭和三十八年度で終了の予定であるが、同群島の現状はなお本土との間に著しく格差があることにかんがみ、政府は引き続き次の措置を講ずべきである。

一　奄美群島の自然的条件を十分に活用し、基幹産業の積極的な振興をはかることを重点とし、あわせて復興計画を補完して所期の効果を十分に達成せしめることを目的とする振興計画をすみやかに樹立し、これが実施を推進するため従前同様国の助成をすること。

二　奄美群島経済の発展に重要な要素をなす産業資金の融通を円滑にするため、奄美群島復興信用基金を今後も引き続き充実するとともに同群島の経済発展に積極的に寄与せしめるよう特段に配慮すること。

右決議する。

以上、御報告いたします。(拍手)

◎昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律

（昭三八・三・一四法一三）

一、提案理由（二月十五日）

○篠田国務大臣　ただいま議題となりました昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

今回の第二次補正予算によって増額された地方交付税の額は、二百三十七億円でありますが、このうち、本年度分の普通交付税及びこれに対応する特別交付税に充てられるべき額は、百十五億円となる見込みであります。

地方財政の現況は、低位にある行政水準引き上げ等のため、さらに多くの財源を必要としているのでありますが、本年度もすでに余すところ幾ばくもありませんので、この際補正予算によって増額計上された地方交付税の額のうち、百十五億円をこえる額百二十二億円につきましては、地方財政全般を考慮した計画的かつ合理的な財源配分を行なうため、これを翌年度に繰り越し、明年度の地方交付税の総額に加算して配分することが適当かと考えられるのであります。

しかしながら、最近における異常な豪雪の状況にかんがみ、関係地方団体における諸対策に万全を期するため、その一部の二十二億円は、本年度の特別交付税の額の増額に充てることとし、明年度への繰越額は百億円程度にとどめることといたしたいと考えるのであります。

以上が昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに、御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院地方行政委員長報告（三月一日）

○永田亮一君　ただいま議題となりました昭和三十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

御承知のように、昭和三十七年度第二次補正に伴って、本年度分として交付すべき地方交付税の総額が増額されることとなったのでありますが、政府は、この増額された財源の一部を来年度に繰り越して使用することを適当と認め、本特例法案を提出したのであります。

その内容を申し上げますと、昭和三十七年度分として交付する地方交付税額は、さきに給与ベース改定のため再算定をした普通交付税の額、及びこれに対応する特別交付税の額、並びに最近の異常豪雪政策として、地方団体が必要とする財政需要を特に考慮して特別交付税を増額した額との合算額とし、その残余の額百億円以内を昭和三十八年度に繰り越すことができることとするものであります。

本案は、二月十四日本委員会に付託され、同十五日篠田自治大臣より提案理由の説明を聴取し、慎重に審議を行なったのでありますが、その詳細は会議録により御承知をいただきたいと存じます。

二月二十六日質疑を終了し、同二十八日、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対しては、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の共同による附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもって可決いたしました。

決議文を朗読いたします。

附帯決議

地方交付税制度の運営の情況をみるに、ここ三年間、毎年度百億円程度を翌年度に繰越す措置を講じているが、現下の地方財政の動向と地方行政水準の現況にかんがみ、政府は、今後次の点について検討すべきである。

一、本制度が、地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにあるのにかんがみ、基準財政需要額の算定にあたつては、進展する地方行財政の実態に即した合理的かつ妥当な単位費用の積算等を行ない、交付税の全額をその年度内に交付できるようにして、地方財源の確保に万全を期すること。

右決議する。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院地方行政委員長報告（三月十一日）

（道路交通法の一部を改正する法律（昭三八―法九〇）の委員長報告と一括して掲載）

◎国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（昭三八・三・一五法一四）

一、提案理由（十二月十二日）

（所得税法の一部を改正する法律（昭三八―法六六）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月五日）

（特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律（昭三八―法一八）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院内閣委員長報告（三月十一日）

（皇室経済法施行法の一部を改正する法律（昭三八―法四三）の委員長報告と一括して掲載）

◎印紙税法の一部を改正する法律（昭三八・三・一五法一五）

一、提案理由（二月一日）

（外貨公債の発行に関する法律（昭三八―法六三）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（二月二十二日）

（酒税法の一部を改正する法律（昭三八―法一七）の委員長報告と一括して掲載）

三、参議院大蔵委員長報告（三月十一日）

（外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律（昭三八―法一一〇）の委員長報告と一括して掲載）

◎船舶安全法の一部を改正する法律

（昭三八・三・一五法一六）

一、提案理由（一月二十八日）

（木船再保険法の一部を改正する法律（昭三八―法一一）の提案理由と一括して掲載）

二、参議院運輸委員長報告（二月二十日）

（木船再保険法の一部を改正する法律（昭三八―法一一）の委員長報告と一括して掲載）

三、衆議院運輸委員長報告（三月八日）

○木村俊夫君　ただいま議題となりました船舶安全法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の改正の第一点は、一九六〇年の海上における人命の安全のための国際条約を批准することに伴いまして、総トン数三百トン以上五百トン未満で、国際航海に従事する貨物船等に対し、無線電信または無線電話の施設を義務づけるとともに、バラ積み穀類等の運送に対して規制を加えようとするものであります。

改正の第二点は、随時検査の対象船舶並びに特定前検査の船舶用物件の範囲を拡大し、また、一定の船舶用物件に対して検査を省略する等、船舶検査の合理化をはかろうとするものであります。

第三点は、国際満載吃水線条約の線に合致させるために、沿海区域を航行する総トン数百五十トン以上で国際航海に従事する船舶に対して、満載吃水線の標示義務を課することといたそうとするものであります。

本案は、一月二十四日本委員会に予備付託となり、二月十五日政府より提案理由の説明を聴取、同月二十日本付託となり、三月一日より四回にわたり質疑を行ないましたが、その内容は会議録により御承知願います。

かくて、本日、討論を省略し、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決しました。

なお、本法案に対して、附帯決議を付することに決しましたが、その要旨は次の通りであります。

すなわち、原子力船に関する必要な事項、漁船に対する救命設備についての安全基準、沿海区域航行船舶に対する無線設備、条約に即応する船員設備基準の制定、小型漁船の安全性、船舶検査体制の整備等、以上の諸点を含む本法の全面的改正と当面所要の対策樹立について政府に要望するものであります。

右、御報告申し上げます。（拍手）

◎酒税法の一部を改正する法律

（昭三八・三・一八法一七）

一、提案理由（二月一日）

（外貨公債の発行に関する法律（昭三八―法六三）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（二月二十二日）

○臼井莊一君　ただいま議題となりました酒税法の一部を改正する法律案外一法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、酒税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案のおもな改正の内容は次の通りであります。

まず第一に、現行の酒税法におきましては、清酒等の原料である米等の使用率の限度は法律に規定されているのに対しまして、合成清酒の原料たる米の使用率の最高限度は政令にゆだねられておりますので、合成清酒につきましても清酒と同様に法律で規定することとし、法体系の整備をはかることといたしております。

第二に、みりんの基本税率の対象となっております基準アルコール度数を若干引き上げることといたしております。すなわち、現在十三度以上十四度未満と定められておりますものを、それぞれ〇・五度引き上げて十三・五度以上十四・五度未満に改め、みりんの品質向上をはかることとするとともに、これに伴い一度ごとの加算税額に関する所要の規定の整備をはかることといたしております。

次に、印紙税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、現在農業協同組合またはその連合会の発行する貯金証書で記載金高が三千円未満のものについては、印紙税を課さないこととしておりますので、これとの権衡をはかるために、漁業協同組合またはその連合会が発行する貯金証書についても同様の措置をとることといたしております。

右の二法律案につきましては、審議の結果、昨二十一日、質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案の通り可決されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院大蔵委員長報告（三月十一日）

（外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律（昭三八―法一一〇）の委員長報告と一括して掲載）

◎特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律（昭三八・三・一八法一八）

一、提案理由（一月三十一日）

（国立病院特別会計法の一部を改正する法律（昭三八―法五〇）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院大蔵委員長報告（三月五日）

○臼井莊一君　ただいま議題となりました五法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、特定物資納付金処理特別会計法を廃止する法律案について申し上げます。

特定物資納付金処理特別会計は、特定物資輸入臨時措置法に基づいて国庫に納付される特別輸入利益の受け入れと、これを財政投融資に充てるための産業投資特別会計への繰り入れに関する経理を明らかにするため、昭和三十一年度に設けられたものでありますが、特定物資輸入臨時措置法が昨年六月四日限りで失効したのに伴いまして、特定物資納付金処理特別会計法を昭和三十七年度限りで廃止しようとするのが、この法律案の趣旨であります。

次に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における職員の旅行の実情にかんがみ、外国旅行における日当、宿泊料、移転料等の定額を改定するとともに、あわせて所要の規定の整備を行なうこととといたしております。

第一に、外国旅行における日当、宿泊料等につきましては、その定額を平均一割五分程度引き上げるとともに、その際、職務の等級による旅費支給区分を現行の七段階から四段階に整理し、等級別支給額の格差の縮小をはかるほか、旅費支給の地域区分につきましても、実情に即するように改めることといたしております。

第二に、外国旅行における移転料につきましては、現行の定額を二割引き上げるほか、特に多額の運賃を必要とする地域等に対する加算制度を設けることとし、これらの措置を含めて、平均五割程度の引き上げを行なうことといたしております。

第三に、内国旅行をする場合の運賃につきまして、現在六等級以上の職務にある者に対して支給されております一等の鉄道賃または中級の船賃を、七等級の職務にある者に対しても支給するよう改めることといたしているほか、所要の規定の整備を行なうこととといたしております。

次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案について申し上げます。

政府におきましては、今回、連合王国、オーストリア共和国及びニュー・ジーランドの三国との間に、所得税及び法人税に関する二重課税の回避等のための条約を締結し、その承認を求めるため、別途今国会にそれぞれ提案がなされ、いずれもすでに本院を通過いたしたのでありますが、これらの条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要するものについて、所要の立法措置を講じようとするものが、この三法律案の趣旨であります。

しかして、この三案は、ほぼ内容を同じくするものでありますので、以下、一括してその大要を御説明申し上げます。

まず第一に、わが国の税法によりますと、外国人または外国の法人で、日本国内に事業を有していない者が取得する配当、利子、工業所有権の使用料等の所得に対しては、原則として二〇％の税率で源泉徴収所得税が課されることとなっておりますが、この税率を、連合王国及びニュー・ジーランドの居住者または法人が受け取る配当についてはそれぞれ一五％、オーストリアの場合は二〇％にすることといたしております。ただし、連合王国及びオーストリアにつきましては、親会社たる外国法人が、子会社たる日本法人から受け取る配当に対しましては一〇％とすることといたしております。また、利子及び工業所有権の使用料等に対しましては、連合王国とオーストリアの場合は一〇％とすることといたしております。

第二に、外国人また外国法人が、わが国に支店等を有して一定の事業を行なっている場合におきまして、ただいま申し上げました配当等の所得があるときには、わが国内法により、それを事業上の所得等と合算して申告納税をしなければならないこととなっておりますが、これらの三国に対しましては、その合算の結果、配当所得等に見合う所得税または法人税の税率が、さきの軽減税率よりも高くならないよう所要の軽減措置を設けることといたしております。

以上、五法律案は、審議の結果、去る一日、質疑を終了し、採決を行ないましたところ、いずれも全会一致をもって原案の通り可決されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院大蔵委員長報告（三月十一日）

（外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律（昭三八―法一一〇）の委員長報告と一括して掲載）

◎医療金融公庫法の一部を改正する法律

（昭三八・三・二〇法一九）

一、提案理由（二月二十日）

（母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律（昭三八―法二六）の提案理由と一括して掲載）

二、衆議院社会労働委員長報告（三月八日）

○小沢辰男君　ただいま議題となりました医療金融公庫法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

医療金融公庫は、私立の病院、診療所等の設置及びその機能の向上に対する専門の金融機関として第三十四回国会で制定され、昭和三十五年七月から業務を開始しているのであります。しかしながら、同公庫に対する借り入れ希望が非常に多いために、昭和三十八年度においては、同公庫の貸付原資として百十億円を予定し、これに要する資金としては、資金運用部資金の借入金七十二億円及び貸付回収金十二億円のほかに、一般会計から二十六億円を出資することといたしております。このために、同公庫の資本金を五十億円から二十六億円増加して八十一億円とする今回の改正案が提案されたのであります。

本案は、一月三十一日本委員会に付託となり、昨七日、質疑を終了し、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決いたした次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院社会労働委員長報告（三月十三日）

○加瀬完君　ただいま議題となりました医療金融公庫法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

本法律案は、医療金融公庫の業務の伸展に対応いたしまして、その資金量を増加するとともに、貸付条件を改善するため、一般会計からさらに二十六億円を出資し、現在五十五億円である公庫の資本金を八十一億円に改めんとするものであります。

委員会においては、厚生大臣及び政府委員に対し熱心な質疑が行なわれ、特に貸付条件の改善については、病院、診療所における老朽化の改築、違反建築の改善等に対する貸付利率八分を六分五厘に改め、医療器械についても、診療機能の向上に資するものであれば、現行の利率九分を八分に引き下げ、また、公庫の貸付原資として百十億円を予定しているが、年度内契約においては百二十億円まで貸付契約ができる等が明らかにされました。

質疑を終わり、討論採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。（拍手）

◎中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律

（昭三八・三・二〇法二〇）

一、提案理由（二月十二日）

○福田国務大臣　ただいま提案になりました中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

中小企業信用保険公庫は、中小企業信用保険業務と各地の信用保証協会に対する融資業務を行なうことにより、信用力の薄弱な中小企業者の信用補完に寄与してきているのでありますが、現状においては、中小企業者の信用保証協会に寄せる期待はますます大なるものがありまして、政府としても、当公庫を通じ、信用保証協会の保証機能を一そう拡充、強化する必要があると考えられるのであります。かような趣旨に基づきまして、今回、中小企業信用保険公庫法の一部を改正しようとするものでありますが、その概要は、次の通りであります。

すなわち、中小企業信用保険公庫に対する政府出資を昭和三十八年度において三十億円増加し、これを当公庫の融資基金に充てることにより、信用保証協会に対する融資業務を拡充し、その保証機能の強化をはかろうとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院商工委員長報告（三月八日）

○逢澤寛君　ただいま議題となりました中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

中小企業金融の円滑化のために、従来から政府関係金融機関の資金源の増強を通じまして、中小企業向け資金量の増大をはかる施策と、中小企業信用保険公庫及び信用保証協会の強化による信用補完制度の充実をはかる施策とを中心とする対策が行なわれてきたのであります。

本改正案は、このうち信用補完制度について、これを一そう拡充する目的をもって提出されたものであります。

すなわち、中小企業信用保険公庫に対する政府出資を昭和三十八年度において三十億円増加し、これを信用保証協会に対する融資基金に組み入れて、信用保証協会の保証機能の強化をはかり、これによって中小企業者の市中金融機関からの資金調達力を拡充しようとするものであります。

本案は、二月十一日当委員会に付託され、翌十二日提案理由の説明を聴取し、その後、質疑を重ね、また、参考人より意見を聴取し、三月五日に至り、質疑を終了し、引き続き採決に付しましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって報告といたします。

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律

三、参議院商工委員長報告（三月十三日）

（プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律（昭三八―法二二）の委員長報告と一括して掲載）

◎北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律（昭三八・三・二〇法二一）

一、提案理由（二月十九日）

○川島国務大臣　ただいま議題となりました北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

北海道東北開発公庫は、昭和三十一年設立以来昭和三十六年度末までに約八百億円に上る出融資実績を示しておりまして、三十七年度予定の原資二百三十億円を加えますと三十七年度末には実に一千億円をこえるのであります。

このように、公庫に対する出融資の要請はきわめて強く、その規模も逐年拡大していく実情にあります。

今後、北海道及び東北地方における鉱工業の進展に対処して、公庫がその使命を達成するためには、まず公庫の資本金の充実をはかり、経営の健全性を維持していくことが必要であります。

すなわち、公庫の資本金は現在二十五億円でありますが、二十七年度末における出融資残高は七百八十億円に及ぶ見込みでありますので、このような巨額の事業規模に対しましても自己資本の充実をはかっておくことは、緊要のことと存ずる次第であります。

次に、公庫の原資調達の方法として、政府資金の借り入れと民間資金の活用により資金需要に応じているのでありますが、その大半を債券発行に依存しているのであります。公庫は、公庫法第二十七条の規定により、資本金の額の二十倍に相当する金額を限度として、北海道東北開発債券を発行することができるようになっておりますので、現在の資本金における債券発行限度額は五百億円でありますが、その発行高は三十七年度末において限度額にほとんど到達する見込みであります。

従いまして、公庫の資本金の充実をはかるとともに、債券発行額を拡大するため、公庫法第四条に規定する公庫の資本金二十五億円を十億円増額して三十五億円とすることについて、法律の改正をお願いする次第であります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨でありますが、なにとぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告（三月八日）

○藤原節夫君　ただいま議題となりました三法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。詳細は会議録によって御承知願うことにいたしまして、以下、簡潔に要点を申し上げます。

まず、法案の要旨を申し上げますと、

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案は、同公庫の資本金を十億円増額して三十五億円に改めようとするものであります。

次に、労働省設置法の一部を改正する法律案は、労災保険事業及び失業保険事業における関係業務の増加に伴い、また、中高年令層失業者の再就職を促進する等、その事務の円滑な遂行を期するため、労働省本省の職員の定員を二百二十九人増員しようとするものであります。

次に、自治省設置法の一部を改正する法律案は、自治省の事務を円滑に遂行するため、職員の定員を十七人増員しようとするものであります。

以上三法案は、それぞれ一月二十五日、一月二十六日、同二十六日本委員会に付託され、二月十九日、同二十九日、二月二十六日政府より提案理由の説明を聴取、三月七日、質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、三法案はいずれも全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院大蔵委員長報告(三月十三日)

○佐野廣君　ただいま議題となりました北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その内容、委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

北海道及び東北地方における産業開発の進展に伴い、公庫に対する出資及び融資の要請は年々増大しておりますが、同公庫の貸出原資の大半を占めております債券の発行高が、昭和三十七年度末においてその限度額に達する見込みでありますので、この際、公庫の資本の充実をはかるとともに、債券発行限度額を引き上げるため、産業投資特別会計から十億円を出資し、公庫の資本金を三十五億円にしようとするものであります。

委員会におきましては、公庫の運営及び業務の状況、公庫の出資及び融資によるこれらの地方の開発の進捗状況、第二次北海道総合開発計画の構想、北海道及び東北地方への資金の配分等につきまして、熱心なる質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

かくて質疑を終わり、討論採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

◎プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律(昭三八・三・二〇法二二)

一、提案理由(二月一日)

○福田国務大臣　プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を説明いたします。

最近における世界の貿易構造が、東南アジア諸国等の低開発諸国の開発計画の進展に伴い、重化学工業品の輸出に重点がうつりつつあることは、御承知の通りであります。このような情勢に即応して、今後わが国の貿易規模を拡大していくにあたって最も有力なものは、プラントの輸出であると確信する次第であります。すなわち、プラントの輸出は、一件当たりの契約規模が巨額であるのみならず、技術の輸出を伴うものとして外貨手取り率、付加価値率ともにきわめて高く、また、相手国に与える経済協力効果、市場開拓効果がきわめて大きいものがあり、その意義はきわめて重要であります。

このようなプラント輸出の重要性にかんがみ、政府は、すでに日本輸出入銀行の融資、輸出保険制度の運用、延べ払い条件の緩和等の措置を講ずるとともに、昭和三十四年六月、プラント類輸出促進臨時措置法を制定し、プラント類の輸出者等がいわゆるコンサルティングの欠陥によってこうむる損失の一部を政府が補償することとし、わが国のプラント輸出の促進に努力を傾注してきたのであります。

しかるに、同法は、四年間の限時法でありまして、昭和三十八年三月三十一日限りで失効することになっております。政府といたしましては、同法の有効期間を四年延長し、昭和四十二年三月三十一日までとするとともに、同法がプラント輸出の促進に一そう有効なものとなりますように、同法の対象になるプラント類の輸出契約の範囲を拡大することといたしたく、ここに本法律案を提出いたした次第であります。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞよろしく御審議の上、御賛同下さるようお願いいたします。

二、衆議院商工委員長報告(二月二十二日)

○逢澤寛君　ただいま議題となりましたプラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

プラント類の輸出は、一件当たりの輸出規模、海外経済協力効果、市場開拓効果等がきわめて大きく、わが国の輸出振興上きわめて重要な意義を持つものであります。

現行法は、これらの見地から、プラント類の輸出促進策の一環として、プラント類の輸出業者等が、いわゆるコンサルティングの欠陥によってこうむる損失の一部を政府が補償する制度を昭和三十四年六月に創設したのであります。

本改正案は、本制度の実績にかんがみ、制度の改善をはかるとともに、法律の有効期間を延長し、輸出の拡大に寄与しようとするものであります。

次に、本改正案のおもな内容を申し上げます。

第一は、補償契約を締結することができるプラント類輸出契約の範囲を拡大するのであります。現行法では、補償対象となる輸出契約は、プラントの生産能力等に欠陥があった場合には、違約金を支払う旨の契約を含むものに限られているのでありますが、この対象範囲を拡大し、違約金条項がなくても、機械または装置の取りかえ等の条項があれば補償対象となり得るようにしたものであります。

第二は、法律の有効期間を四カ年延長し、昭和四十二年三月三十一日までとすることであります。

本案は、一月三十一日当委員会に付託され、二月一日福田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、自来質疑を重ね、また、参考人より意見を聴取し、二月十九日、質疑を終了し、直ちに採決に付しましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

以上、簡単でありますが、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院商工委員長報告（三月十三日）

○赤間文三君　ただいま議題となりました二法案について、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在のプラント類輸出促進臨時措置法は、プラント類を輸出する者が、いわゆるコンサルティングの欠陥によって損失をこうむった場合、その損失の一部を政府が補償しようとする契約を締結できることといたしました。これによりまして、プラント類の輸出を促進しようとするものでございますが、今回これを改正いたしまして、第一に契約できる範囲をまず拡大し、今まで違約金の支払い義務を含むものに限られていたのを、新たに、機械または装置の取りかえ等の保証条項を含む輸出契約についても補償契約ができることとし、第二に、法律の有効期間を昭和四十二年三月三十一日までと、さらに四年間延長しようとすることが、その内容となっておるのでございます。

委員会におきましては、現行法が施行をせられましてから今日までに、補償契約がわずか一件にすぎなかったその理由はどうか、及び今後の増加の見通し、機械及びプラント類の延べ払い対策、填補率の引き上げと補償料率の引き下げ等の問題について、熱心なる質疑応答が行なわれましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

かくて質疑を終局し、討論もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもって可決すべきものと決定をいたしました。

次に、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、中小企業信用保険公庫に対する政府出資を昭和三十八年度において三十億円増加しようとするものでございまして、これは従来の融資基金百十三億円に加えて、信用保証協会に対する貸付に充てられ、これにより信用補完事業は大きく拡大されるというのでございます。

委員会におきましては、保証協会に対する監督指導、協会役員の構成と協会運営の態度、保証料と貸付利子の関係等、各般にわたりまして熱心な質疑応答が行なわれたのでございまするが、詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、本法案も全会一致をもって可決すべきものであると決定をいたした次第でございます。

以上御報告を申し上げます。（拍手）